

第 8 章 その他資料

主 要 資 料 等 一 覧 表

提 出 書 類		備 考	根拠法等
項 目	内 容		
契約関係	1 工事費内訳書	入札時	全ての建設工事が対象
	2 工事請負契約書		
	3 契約保証又は履行保証	請負対象金額500万円以上	契約書4条
	4 現場代理人及び技術者届		契約書10条、業法26条
	5 工事着手届		仕様書1-1-1-8
	6 請負代金内訳書	※1	契約後5日以内 契約書3条、業法20条
	7 工事カルテ	500万円以上契約後10日以内（当初、変更[工期・請負代金額・技術者変更]、完成、訂正） ※単価契約工事の場合は登録不要	仕様書1-1-1-5 特記仕様書
	8 建退共掛金収納書	契約後30日以内	諸法、仕様書1-1-1-40
	9 工事変更契約	変更契約書	契約書25条
	10 工事完成通知書	工事完成後10日以内 *監督職員が設計図書と照合して完成を確認したうえ受理すること	契約書32条
検査関係	1 材料検査	工事で使用する各種材料のうち完成後外面から直接明視できないもの等新工法、新材料を採用した工種工事監督職員、検査員が指示するもの監督職員と協議確認のうえ施工のこと	契約書13条
	2 段階確認等	諸工作物等の各段階検査に於いて監督職員が立会、検査、確認等を要するもの	契約書14条、要綱4条7、仕様書3-1-1-6
	3 破壊検査	受注者が材料検査、段階確認等を請求しないで施工し、その適否が確認できない場合	契約書32条
	4 部分使用（契約書第34条）	発注者は、工事目的物の全部又は、一部を使用する場合、確認検査を行い受注者の承諾を得て使用する	契約書34条、仕様書1-1-1-22
	5 部分引渡（契約書第39条）	工事完成に先だって引渡し（重複工事で他工事が施工し、完成検査で確認できない場合等を含む）を指定した場合は、部分完成検査を行う	契約書39条
	6 完成検査	工事の全部又は一部が完成した場合、工事完成通知を受理した日から14日以内に完成検査を完了し、当該検査の結果を通知する ※緊急応急工事については10日以内	契約書32条、要綱11条、仕様書1-1-1-20
	7 契約不適合責任	工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、受注者に対し、目的物の補修又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求する	契約書45条

注1) 根拠法等欄記載の略称

- ・契約書; 高知県建設工事請負契約書
- ・業法; 建設業法
- ・再生法; リサイクル法、廃掃法、建設リサイクル法
- ・適正化法; 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
- ・安衛法; 労働安全衛生法等
- ・要綱; 高知県建設工事技術管理要綱
- ・安施技指; 土木(森林)工事安全施工技術指針、建設機械施工安全技術視指針、港湾工事安全施工技術指針
- ・諸法; 公害対策基本法、騒音・振動規制法、水質汚濁防止法、大気汚染防止法、火薬類取締法、土壤汚染対策法、道路交通法、道路運送法、雇用保険法、労働者災害補償保険法など
- ・仕様書; 高知県建設工事共通仕様書
- ・特記; 特記仕様書

※1 請負代金内訳書について

【建設工事契約事務処理要領の第3を参照】

入札時に提出を受けた工事費内訳書は、契約締結時の請負代金内訳書に代わるものとして取り扱う

提 出 書 類		備 考	根拠法等
項 目	内 容		
施工計画書 （※変更がある場合は、その都度事前に提出すること。）			契約書11条、要綱全般、仕様書1-1-1-4
	1 工事概要	工事名、工事場所、契約金額、工事内容、工期	要綱4条2・5、仕様書1-1-1-4
	2 計画工程表	総合工程表	但し、当初請負代金額1000万円未満は省略、工期が短いものについては、技術管理要綱工程表様式5で代用できる 契約書11条、要綱3条、4条、5条、仕様書1-1-1-4
	3 現場組織表	現場組織	作業主任・資格者等一覧表様式のみ 業法24条の2、要綱4条3
		施工体制台帳	体制台帳は下請があれば全て作成 業法24条の7、契約書6条・7条・10条、適正化法、要綱4条11、仕様書1-1-1-9. 10. 24A
		施工体系図	体系図は下請があれば全て作成
	4 主要機械・船舶	機械名、形式、台数、目的、使用工程	主要な機械のみ記載 型式明示写真(黒板)撮影 諸法、要綱4条3
	5 主要材料	材料の品名・形状・寸法・製造業者	主要な材料のみ記載 契約書13条、要綱4条3
	6 施工方法 (仮設備計画を含む)	施工方法及び施工の順序	ただし二、三工事であっても応力計算等安全を確認できるものは整備しておくこと 要綱4条3
	7 施工管理	品質管理計画表	要綱3条・4条3・7条、9条7
		出来形管理計画表	要綱3条・4条3・6条1・8条1・9条6
		写真管理計画表	要綱2条・3条・4条3・9条
		段階確認計画表	契約書14条、要綱4条3・7・8、仕様書3-1-1-6
	8 緊急時の体制	緊急時の連絡系統図	契約書2条、安衛法、安施技指、要綱4条3、仕様書1-1-1-11. 26、特記
	9 交通管理	交通安全管理、工事標識	契約書29条、要綱4条3、仕様書1-1-1-32、特記、諸法
	10 安全管理	安全管理組織・安全訓練等	契約書2条、安衛法、安施技指、要綱4条3、仕様書1-1-1-11. 26、特記
	11 現場作業環境の整備	現場事務所、仮設物の設置計画等	要綱4条3
	12 環境及び地元対策	事前調査、公害防止対策等	契約書29条、要綱4条3・4、9条9仕様書1-1-1-30、諸法
	13 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法		再生法、要綱4条3
	14 その他		

※下請業者が追加となった場合、施工体制台帳・工事作業所災害防止協議会兼施工体系図現場組織表・安全管理（安全衛生管理体制フロー）も同時に変更提出必要

提出書類			備考	根拠法等
項目		内容		
工程管理	1 総合工程表		当初請負代金額1000万円未満は省略	契約書11条、要3条・4条3・5条、仕様書1-1-1-4.24
	2 PERT工程表	監督職員指示工事		
	3 部分工程表	監督職員指示工事		
施工管理	1 起工測量	全工事	測点及び現地変化点について測量し計画と比較	仕様書1-1-1-37
	2 設計図書照査等報告	全工事	設計図書と対比して報告	契約書18条、要綱4条2、仕様書1-1-1-3
	3 段階確認実施表	段階確認		契約書14条、要綱4条3・7・8、仕様書3-1-1-6
出来形管理	1 変更申請図	計画変更のある全工事	*金抜き設計書を作成 *工事写真等の管理資料を添付すること	契約書18条・31条、要綱6条1、仕様書1-1-1-14、13-1-1-7
	2 施工経過図	場所ちコンクリート（主な構造物）及びトンネル掘削等の施工経過図により進捗状況との照合が必要な工種で作成する。 なお、契約額1000万円未満は省略。	型枠脱型、養生日数等は品質管理資料等に整理する また、工事日誌と整合性を図る	要綱6条1
	3 完成図	全工事	平面図、横断図、展開図等（数字を対比記入）*展開図については、主な工種のみ	要綱6条1、仕様書3-1-1-7
	4 出来形管理図表	図面等で表示可能なものは省略 なお、契約額1000万円未満は省略	展開図に測定数値を記入し省略することができる	要綱2条・6条1
	5 使用量一覧表	現場打ちコンクリートのみ、但しアスファルト合材・法面工等工種により必要なものは、監督職員と協議する。	伝票類は提示することとし、提出は不要	要綱6条1、危険物
品質管理	1 アルカリ骨材反応対策	コンクリート使用工事 (注意) ・この場合の荷卸時は、施工時の品質確保のための検査を示す。 ・小規模工事や重要構造物については、8-5～8-10による。	品質証明書にて確認 （骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合）	要綱7条
	2 塩化物総量規制		鉄筋構造物について試験 小規模工種でコンクリート種別当りの総使用量が50m ³ 未満の場合、1回以上か品質証明書等のみとすることができる （用心鉄筋を有さない無筋構造物の場合省略できる）	
	3 単位水量測定		1日あたりコンクリート種別ごとの使用量が100m ³ ／日以上の場合（午前1回、午後1回）	
	4 スランプ管理図		荷卸時、1回／日、及び荷卸時に品質変化が認められた時	
	5 コンクリート圧縮強度総括表		荷卸時、1回／日 重要構造物1回／20～150m ³ その他 1回／150m ³	
	6 空気量測定		荷卸時、1回／日、及び荷卸時に品質変化が認められた時	
	7 コンクリート品質管理図		材令28日強度試験データが10個以上の場合はX-Rs-Rm管理図も作成する	

提出書類			備考	根拠法等
項目	内 容			
写真管理	1 着手前及び完成写真			要綱2条・3条・4条 3・9条検査規程11条
	2 施工状況写真			
	3 安全管理写真（交通安全を含む）			
	4 使用材料写真		鉄筋構造物の加工鉄筋の形状寸法及び使用数量写真の撮影は省略する。（形状寸法と使用数量は組立確認により兼ねる）、ただし保管状況については撮影する	
	5 出来形管理写真		完成後明視でき容易に測定可能な箇所は省略 監督職員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所（不可視部分を含む）は省略	
	6 品質管理写真		公的機関で実施された品質証明書を整備できる場合は省略	
	7 災害写真			
	8 事故写真			
	9 その他（公害・環境・補償等）	用材林等の伐採	・伐採前と後の全景写真 ・胸高直径の計測状況の代表写真 ただし、胸高直径の計測確認は、全数で行うこと。	
その他	1 材料使用承諾願	生コンクリート	・生コンクリートやアスファルトの配合報告書が事務所で一括保存されている場合は省略できるが、配合等に変更が生じた場合は随時提出すること。また、施工計画書の主要材料には記載すること ・各種材料カタログ等は、原則として事務所で一括保存されている場合は省略できる	契約書13条、要綱4条3
		アスファルト		
		各種材料		
	2 工事日誌		毎月曜日提出。鉛筆書きは不可 施工経過図と整合を図ること （請負代金額3000万円未満の工事又は工期が90日未満の工事については監督職員の指示により省略することができる。省略した場合は、指示簿等を用いて書面で指示すること）	契約書11条、要綱4条10
	3 工事打合せ書	工事条件変更等確認請求書	契約書18.19条で実施・監督職員の指示は工事日誌、指示簿等による	契約書18条
		工事の内容変更通知書		契約書19条
		工事に関する承諾票		
		工事日誌（打合せ内容を記入）		契約書11条、要綱4条10
		指示簿		
	4 現場出来形寸法		表示（マーキング）	

高知県建設工事技術管理要綱における品質管理基準の改定について

高知県建設工事技術管理要綱における品質管理基準の一部を改定しましたので、施工管理に当たっては、適切に取り扱ってください。

記

1 改定内容

次の工種の施工に係る試験区分のうち、必須の試験項目に関する一部。

セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）

2 適用 平成23年7月1日以降に着手する工事

【改定のポイント】

- 1 コンクリート重要構造物のコンクリート圧縮強度試験は打設量50m³ごとに1回以上としていたが、コンクリート標準示方書どおりの1回/日又は打設量20～150m³ごとに1回とする。（例えば200m³/日打設の場合は2回/日となる）
- 2 コンクリート重要構造物のスランプ試験、空気量測定は、1回/日又は1日当りの打設量50m³ごとに回数の多い方としていたが、同様に1回/日又は打設量20～150m³ごとに1回とする。
- 3 コンクリート重要構造物の総使用量20m³未満の上記試験については、1回以上又は品質証明書等によることができる。

【改定の内容：セメント・コンクリートのみ抜粋】

試験項目	規格値	試験基準	摘 要
塩化物総量規制	「原則0.30kg/m ³ 以下」	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種でコンクリート種別当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502, 503）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。

試験項目	規格値	試験基準	摘 要
単位水量測定	1) 測定した単位水量が、配合設計$\pm 15\text{kg/m}^3$の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計± 15を超え$\pm 20\text{kg/m}^3$の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計$\pm 15\text{kg/m}^3$以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計$\pm 20\text{kg/m}^3$の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計$\pm 20\text{kg/m}^3$以内になることを確認する。更に、配合設計$\pm 15\text{kg/m}^3$以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が$100\text{m}^3/\text{日}$以上の場合；2回/日（午前1回、午後1回）、または構造物の重要度と工事の規模に応じて$100\sim 150\text{m}^3$ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められたときとし測定回数は多い方を採用する。	・示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が$20\text{mm}\sim 25\text{mm}$の場合は$175\text{kg}/\text{m}^3$、$40\text{mm}$の場合は$165\text{kg}/\text{m}^3$を基本とする。

注) コンクリートダムにおいても、1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が $100\text{m}^3/\text{日}$ 以上となる場合には、特記仕様書で本項を適用するように規定すること。

(特記仕様書記載例)

第〇〇条 施工管理

・
・

2 コンクリートの品質管理は品質管理基準による他、単位水量測定を実施するものとする。試験方法等はセメント・コンクリートに準じること。

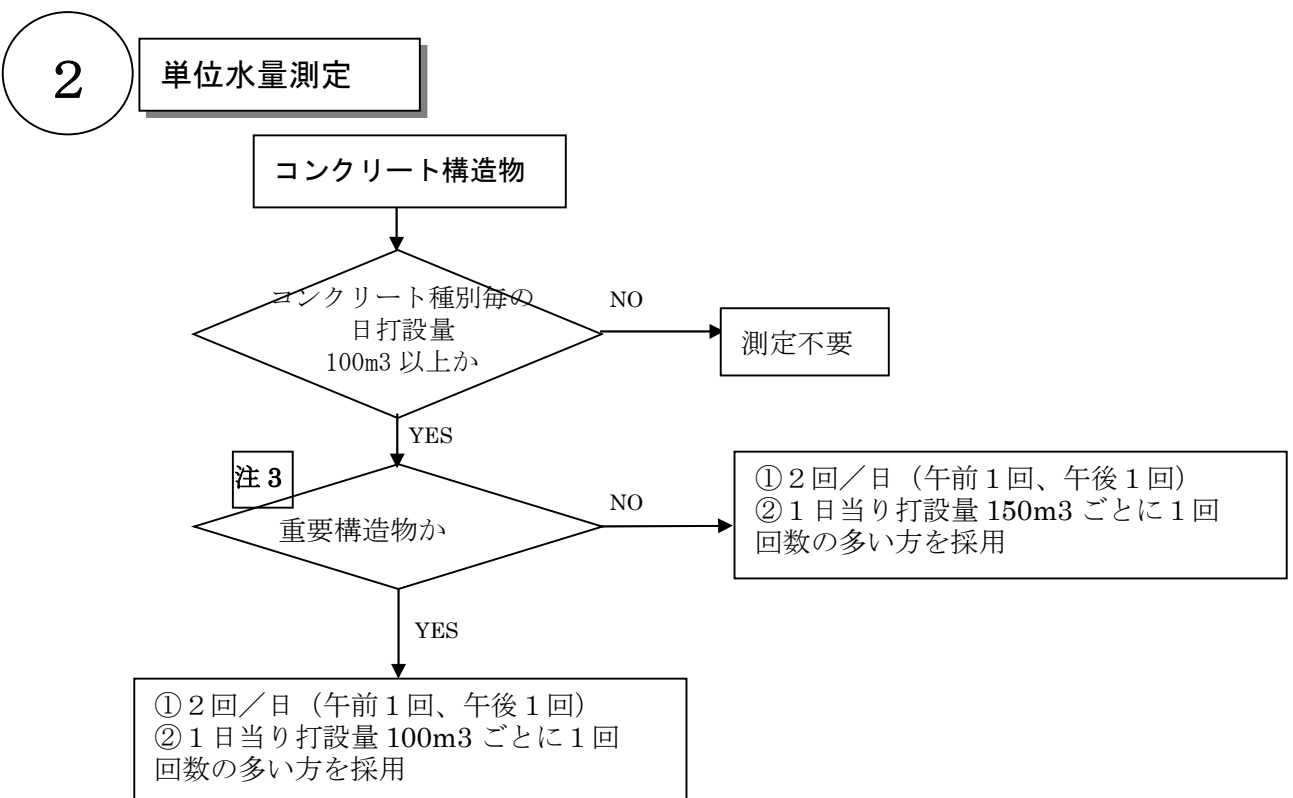
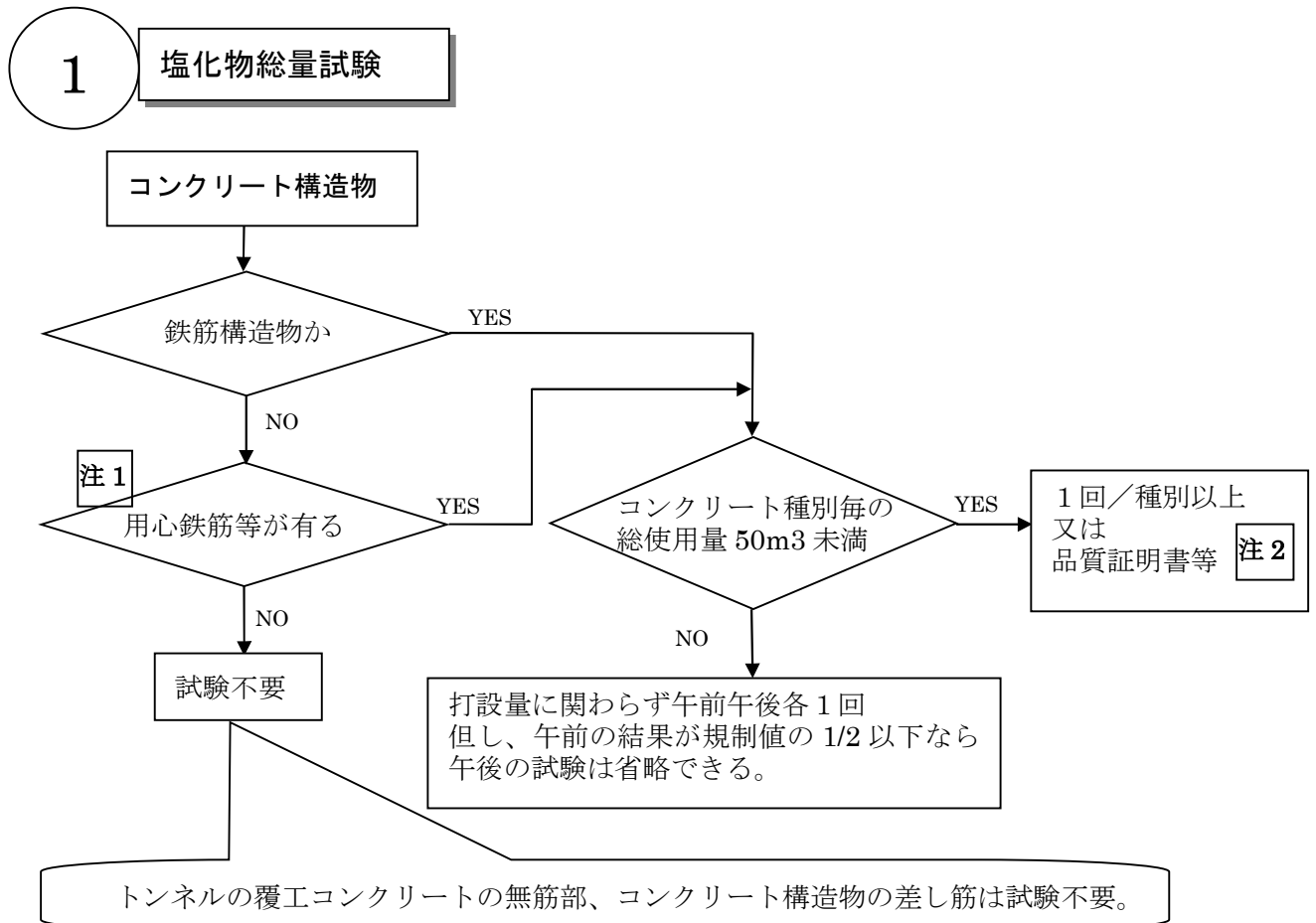
どちらか回数の多い方

試験項目	規格値	試験基準	摘 要
スランプ試験	スランプ 5 cm 以上 8 cm 未満 : 許容差 ± 1.5 cm スランプ 8 cm 以上 18 cm 以下 : 許容差 ± 2.5 cm (コンクリート舗装の場合) スランプ 2.5 cm : 許容値 ± 1.0 cm (道路橋床版の場合) スランプ 8 cm を標準とする。	- 荷卸し時 <u>1 回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて 20～150m³ ごとに 1 回</u>、および荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は原則として全車測定を行う。 - 道路橋床版の場合、全車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。	- 小規模工種でコンクリート種別当りの総使用量が 50m³ 未満の場合は 1 工種 1 回以上。 <u>重要構造物のコンクリート使用量が 20m³ 未満の場合は 1 回以上。</u> - またレディーミクストコンクリート工場 (JIS マーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。
コンクリートの圧縮強度試験	1 回の試験結果は指定した呼び強度の 85% 以上であること。3 回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1 回の試験結果は、3 個の供試体の試験値の平均値)	- 荷卸し時 1 回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて 20～150m³ ごとに 1 回 なお、テストピースは打設場所で採取し、1 回につき 6 本 ($\sigma 7 \cdots 3$ 本、$\sigma 28 \cdots 3$ 本) とする。(早強セメントを使用する場合には、必要に応じて $\sigma 3 \cdots 3$ 本についても採取する) <u>1 週の圧縮強度試験は、監督職員による立会は不要。</u>	- 小規模工種でコンクリート種別当りの総使用量が 50m³ 未満の場合は 1 工種 1 回以上。 <u>重要構造物のコンクリート使用量が 20m³ 未満の場合は 1 回以上。</u> - またレディーミクストコンクリート工場 (JIS マーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。 $\sigma 28$ については、高知県生コンクリート工業組合技術センターにおいて試験を行うこと。

どちらか回数の多い方

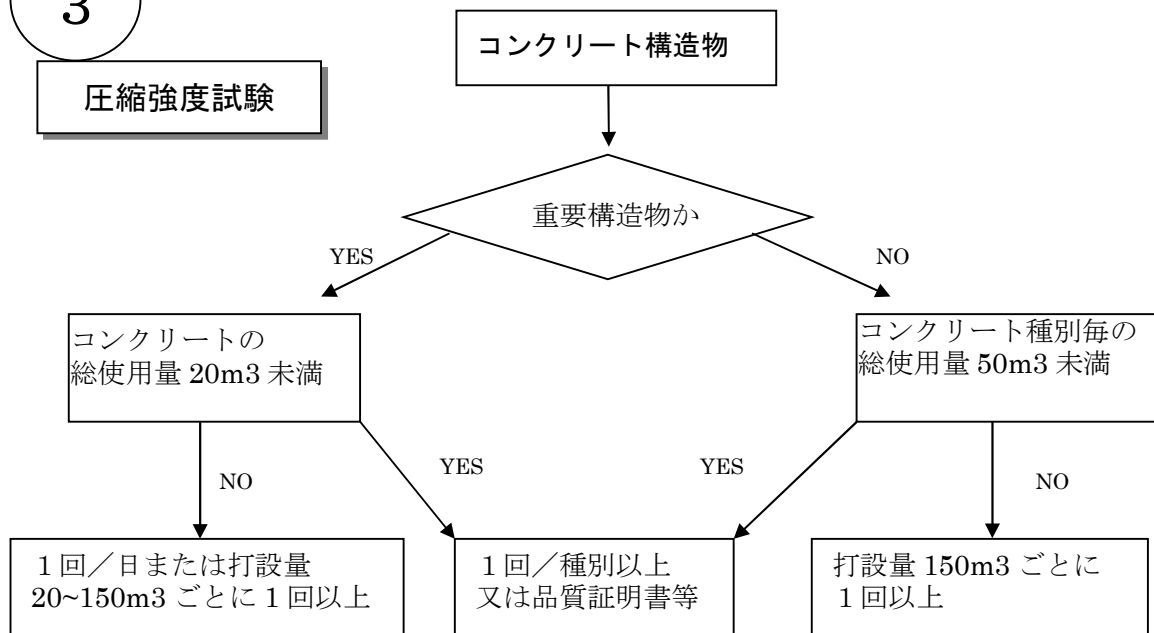
試験項目	規格値	試験基準	摘 要
空気量測定	±1.5% (許容差)	荷卸し時 <u>1回／日または構造物の重要度と工事の規模に応じて 20～150m³ ごとに 1回</u>、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種でコンクリート種別当りの総使用量が 50m³ 未満の場合は 1 工種 1 回以上。 <u>重要構造物のコンクリート使用量が 20m³ 未満の場合は 1 回以上。</u> またレディーミクストコンクリート工場（JIS マーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができ。
	以下省略		

コンクリート品質管理基準の運用フロー

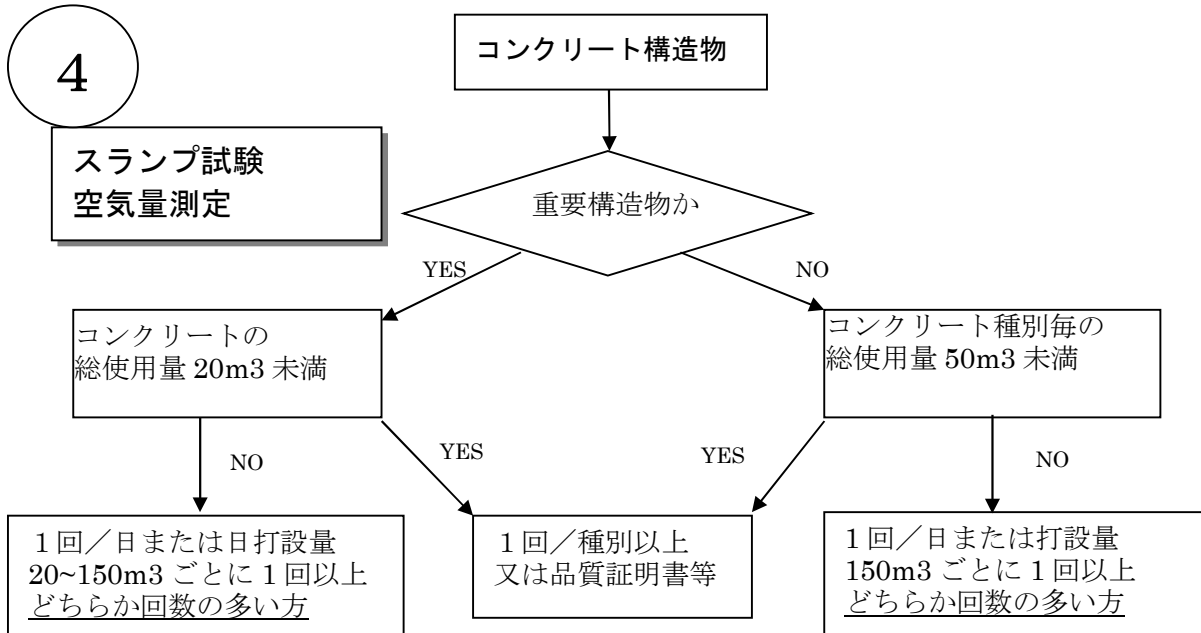


3

圧縮強度試験



4

スランプ試験
空気量測定

注 1：用心鉄筋とは、荷重による応力集中、温度や乾燥収縮によるひび割れに対して、設計計算上は算定されないが、用心のために用いる補助の鉄筋。

注 2：品質証明書とは、施工業者（購入者）の求めに応じて、生コン工場（生産者）が発行する証明書で、当該製品の荷降ろし地点における品質を製造者の責任で保証する書類。

注 3：重要構造物とは、

- ①高さが 5 m 以上の鉄筋コンクリート擁壁
 - ②内空断面積が 25m² 以上の鉄筋コンクリートカルバート類
 - ③橋梁上・下部工
 - ④トンネル
 - ⑤高さが 3 m 以上の堰・水門・樋門
- をいう。但し、いずれの工種も工場製品は除く。

3 高土政第 823 号
令和 3 年 12 月 14 日

各 部 局 長
議 会 事 務 局 長
公 営 企 業 局 長
教 育 長
警 察 本 部 長
監査委員事務局長

} 様

土 木 部 長

設計変更に関する事務取扱要領の一部改正について（通知）

このことについて、「書面規制、押印、対面規制の見直しについて」（令和 2 年10 月28日付け 2 高情政第749号総務部長通知）に基づき押印の見直しを行い、設計変更に関する事務取扱要領（平成18年 3 月30日付け17高建管第729号土木部長通知）の一部を別添のとおり改正しましたので通知します。

なお、改正内容は下記のとおりです。

記

1 改正内容

押印の見直しに伴い、押印を不要とする様式を改正しました。

2 施行日

この改正は、令和 4 年 1 月 1 日から施行します。

※ 様式のための改正のため、新旧対照表は省略します。

設計変更に関する事務取扱要領

(基本原則)

第1条 工事の発注に当たっては、事前の設計及び調査を慎重に行い、工期中みだりに設計変更の必要を生じないように措置すべきである。しかしながら、工事にはその性格上不確定な条件を前提に設計書を作成せざるを得ない場合等があり、このような原因により設計変更を伴うものについては、契約の同一性を失わせない限度において、標準書式の工事請負契約書（昭和48年6月6日制定。以下「契約書」という。）の規定に基づき、その一部を変更することができる。

(設計変更の範囲)

第2条 設計変更の範囲は次のとおりとする。

2 変更見込金額が当初請負代金額の30%以内（変更見込額が75万円未満の増減である場合を除く。）かつ2,000万円以内の範囲で増減する場合で、それぞれ次の要件を満たしている場合に限るものであること。

(1) 延長（数量）

当初設計の20%以内の範囲で増減をする場合

(2) 単価

当初設計にない新たな工種が生じた場合及び契約書第26条の規定に基づく変更をする場合

(3) 箇所

当初設計の起・終点を20%の範囲で変更する場合。ただし、変更前の工事箇所と変更しようとする工事箇所とが連続している場合であること。

(4) 工法

当初設計に基づく決定工法では施工が不可能な事態が生じた場合における決定工法と同一程度の効用を有する工法に変更する場合

3 次の各号に掲げる場合にあっては、前項の規定にかかわらず設計変更することができる。

(1) 工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件が実際と相違する場合

(2) 契約書第18条第4項の規定に基づき、前号に規定される以外の事由により設計変更しようとする場合又は実施設計書の施工条件を処理するために設計変更しようとする場合にあっては、前項の列記部分以外で定める範囲において設計変更をすることができる。

(3) 特別の事情により、知事が特に必要と認める場合においては、前項の規定にかかわらず、設計変更することができる。

(別途契約)

第3条 変更見込額が当初請負代金の30%を超え(変更見込額が75万円未満の場合を除く。)又はその額が2,000万円を超えるときは、別途契約を締結しなければならない。ただし、前条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、この限りでない。

(設計変更の手続)

第4条 設計変更の手続は、次によるものとする。

- 2 工事施工中において設計を変更する必要があるときは、原則として変更設計書を作成し、必要により契約変更の手続をとること。
- 3 本庁において契約した工事について設計を変更する必要があるときは、原則として次のとおり事業主管課と事前協議を行うこと。

(1) 後日の設計変更により措置できる見込みの変更については、その都度変更は行わず、事前協議書(別紙様式1)により事業主管課長に対して行う事前協議(以下「事前協議」という。)により変更の承認があったものとし、工事の継続施工の迅速化等を図るものとする。ただし、変更部分が工法的にも簡易であり、また、その数量も軽微なものと認められるものは、事前協議を省略することができる。

なお、事前協議の変更の承認のみでは、変更契約を行っていない施工部分の支払はできないので、この部分の支払については、契約変更の手続き等を経て行うものとする。

(2) 設計変更の事前協議の対象及び範囲は、次のとおりとする。

ア 主務大臣の承認を必要とする設計変更

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)の規定に基づき補助事業等に要する当該箇所における決定工事費の配分等の変更で主務大臣の承認を必要とするものにかかる設計変更

イ 第2条第3項第1号又は第3号による設計変更

4 条件変更等の処理方法は次のとおりとする。

(1) 受注者から契約書第18条第1項に基づく通知を受け、確認を求められた場合の処理は、次によるものとする。

ア 監督職員は、受注者に対して工事条件変更等確認要求書(別紙様式2)に「変更事項」を記入させ、2部提出させるものとする。

イ 監督職員は、確認要求書の記載事項を調査及び確認のうえ、「変更事項に対する措置方法」欄へ指示事項等を明記し、所属長(土木事務所において施工する工事にあつては土木事務所長、事務所において施工する工事にあつては事務所長をいう。次号において同じ。)の決裁を受けるものとする。

- ウ 決裁後、確認要求書の1部は記名押印のうえ、受注者に送付するものとする。
 - エ 設計変更の事前協議を要するものは、前項に規定する事業主管課長の承認後、この処理を行うものとする。
 - オ 設計変更の事前協議に時間を要する場合及び設計を伴うなどの変更事項に対する措置方法の決定に時間を要する場合は、その旨を記載し、回答することとして、措置方法の決定後、契約書第18条第3項に基づき内容変更通知書（別紙様式3）により指示を行うものとする。
- (2) 契約書第19条に基づく設計変更の必要が生じた場合又は監督職員自らが契約書第18条第1項に掲げる事実を発見した場合の処理は、次によるものとする。
- ア 監督職員は、工事の内容変更通知書（別紙様式3）に所定の事項を記入のうえ、所属長の決裁を受けるものとする。
 - イ 決裁後、受注者に対し通知書を2部送付して、変更の同意を求めるものとする。
 - ウ 受注者が変更に同意すれば、通知書に記名押印のうえ、1部提出させるものとする。
 - エ 設計変更の事前協議を要するものは、事前協議のうえ、この処理を行うものとする。
- (3) 前2号に掲げる場合以外の変更内容が極めて軽微なものについては、従来どおり工事日誌への記入による指示等とするものであること。

（設計変更に伴う契約変更の手続）

第5条 設計変更に伴う契約変更の手続きは、原則としてその必要が生じた都度遅滞なく行うものとする。

（設計変更に伴う積算）

第6条 設計変更を行う単価及び歩掛については、次のとおり設計変更の生じた時期や内容によって積算を行うものとする。

- (1) 現地精査等に伴う数量の変更については、既契約の歩掛及び単価を使用。
- (2) 構造、工法、位置、断面等の変更にあつて、同工種又は類似工種の追加については、既契約の歩掛及び単価を使用。
- (3) 構造、工法、位置、断面等の変更にあつて、新工種の追加については、変更通知時点の歩掛及び単価を使用。
- (4) 工事を追加する場合は、同工種又は類似工種、新工種ともに、変更通知時点の歩掛及び単価を使用。

ここで、「変更通知時点」とは、発注者と受注者の協議が調った日をいう。また、「工事の追加」とは、施工条件の変化又は発注者の意思による工事内容の追加であ

り、既契約内容に含まれていない新工種を追加する場合、あるいは同工種又は類似工種であっても既契約工事範囲以外の箇所に工事を追加する場合などをいう。

(参考) 設計変更の積算の組合せ

変更の内容		積算歩掛	積算単価
変更の種別	工種内容		
現地精査等に伴う数量変更		既設計の歩掛	既設計の単価
構造、工法、位置、断面等の変更	同工種又は類似工種	既設計の歩掛	既設計の単価
	新工種	変更通知時点の歩掛	変更通知時点の単価
工事の追加	同工種又は類似工種、新工種	変更通知時点の歩掛	変更通知時点の単価

(設計変更の処理方法について)

第7条 設計変更に伴う金入り変更設計書は、次のとおり作成するものとする。

(1) 変更設計の対照を行う場合においては、次により上下二段書きで対照すること。

ア 変更設計の事項は下段に記載し、対照する元設計事項は当該欄の上段に記載する。

イ 変更設計に新たな事項を加えた場合の上段への記載は空白とする。

ウ 変更で既計上の事項が無くなるときは、下段に「0」を記載し、上段には元設計事項を記載する。

エ 変更の無い事項は、元設計事項を上下段に記載する。

(2) 変更後の工事価格の算出については、土木工事標準積算基準書によるものとする。

(3) 協議の対象として算出した変更請負金額となるべき額に1円未満の金額が生じた場合は、その端数は切り捨てて契約すること。

2 請負代金の部分払をする場合において、設計の変更をしなければ支払ができない工事については、変更を必要とする部分のうち、支払に支障のない限度（間接的に影響する部分は考慮しない。）の変更を行うことにより、支払の迅速化を期するようにすること。

3 前項以外の変更（最終変更を含む。）については、請負代金の部分払のための設計変更、出来高検査調書、設計変更事前協議書等の以前の変更記録及び現場の状態を十分考慮して慎重に行うこと。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、同日付けで改正する契約書標準書式が適用される契約に適用し、同日付けで改正する前の契約書標準書式が適用される契約については、なお従前の例による。

この要領は、平成30年 4 月 1 日から施行する。ただし、同日以降の積算単価が適用される設計書に適用し、同日前の積算単価が適用される設計書については、なお従前の例による。

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、同日付けで改正する契約書標準書式が適用される契約に適用し、同日付けで改正する前の契約書標準書式が適用される契約については、なお従前の例による。

この要領は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

別紙様式2					
所長					監督職員 決裁欄については、監督職員と協議すること
工 事 条 件 変 更 等 確 認 要 求 書 令和 年 月 日 高知県知事 濱田 省司 様 (受注者) 印 建設工事請負契約書第18条第1項の規定により、つぎのとおり工事条件変更等の確認を求めます。					
1 工 事 名 (工 事 番 号)					
2 工 事 場 所					
3 工		期			
4 変 更 事 項		建設工事請負契約書第18条第1項第 号による。 具体的事項(必要に応じて図面、写真を添付して説明すること)			
うえのことについては、つぎのとおり措置して下さい。 令和 年 月 日 (受注者) 様 高知県知事 濱田 省司 印					
5 変更事項に対する措置方法(図面による場合は図示するとともに、措置方法不要の場合は不要と書く) 設計変更ガイドラインに基づき 明記すること 【概算増減額:〇〇千円増】					
注 1 受注者は「変更事項」までを記入したものを3部作成して監督職員に2部提出する。 2 監督職員は記入事項を確認のうえ「変更事項に対する措置方法」を回議、押印のうえ受注者に1部送付し各々が相手方押印のあるものを1部ずつ保管する。					

所長					監督職員
----	--	--	--	--	------

工 事 の 内 容 変 更 通 知 書

令和 年 月 日

(受注者)

様

高知県知事 濱田 省司 印

下記工事について工事の内容を変更したいので、建設工事請負契約書第 条 項に基づき通知します。

記

1 工 事 名 (工 事 番 号)	
2 工 事 場 所	
3 工 期	
4 変 更 内 容	設計変更ガイドラインに基づき 明記すること 【概算増減額:〇〇千円増】
5 変 更 理 由	

上記については、同意します。

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

(受注者)

印

所 長	技 術 次 長		工 務 課 長	チ ー ヲ	担 当	

材 料 使 用 承 諾 願

令 和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

高知県知事 濱田 省司 様

受 注 者 高知市丸の内1-2-3
株式会社 高知建設

兼務の場合は現場代理人
兼主任技術者と記入

現 場 代 理 人
主任技術者

記

- 1 工 事 番 号 道改国第123-12号
- 2 工 事 名 国道123号道路改築工事
- 3 申 請 事 項 別紙のとおり

上記申請事項を承諾します。

令 和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

条 件

.....
.....

高知県知事 濱田 省司

所 長	技 術 次 長		工 務 課 長	チ ー フ	担 当	

承 諾 願

令和〇年〇月〇日

高知県知事 濱田 省司 様

出来形管理図書作成を委託する場合
の承諾願いの例。ただし、記載内容及
び添付資料があればよいので、この様
式にはこだわらない。

受 注 者 高知市丸の内1-2-3
株式会社 高知建設

現場代理人

主任技術者

記

- 1 工 事 番 号 道改国第123-12号
- 2 工 事 名 国道123号道路改築工事
- 3 契 約 日 令和〇年〇月〇日
- 4 工 期 令和〇年〇月〇日 ～ 令和〇年〇月〇日
- 5 申 請 事 項 高知県建設工事技術管理要綱 第6条2項に基づき出来形管理図書の作成を委託したく承諾をお願いします。

委託先（予定）：県総合コンサルタント株式会社

上記申請事項を承諾します。

令和〇年〇月〇日

条 件

協議時には、現場代理人・主任 監理技術者のいずれかを立会させること。
契約締結後は、契約書の写しを提出し、担当者の雇用関係を証する資料を提示すること。

高知県知事 濱田 省司

工 事 に 関 す る 確 認 票

令和 年 月 日

工 事 番 号			受 注 者 名		
工 事 名			現 場 代 理 人	(電子印)	
確 認 事 項			主 任 技 術 者	(電子印)	
	<u>電子メールで行う場合の手順</u> ①.受注者はP D F ファイルまたはオリジナル形式に電子印を押したものを、監督員にメール送信する。 ②.監督員は、紙ベースで決裁者までの押印と保存。 ③.②で決裁が終われば①に監督員の電子印を押して受注者にメール送信する。受注者は電子納品対象書類については、電子納品物に格納する。				
添 付 図 葉					
上 記 事 項 の 確 認 を お 願 い し ま す。					
上 記 事 項 を 確 認 す る。			チ ー フ	監督職員	
令和 年 月 日			印		印

工 事 に 関 す る 確 認 票

令和 年 月 日

工 事 番 号			受 注 者 名		
工 事 名			現 場 代 理 人	(電子印)	
確 認 事 項	1. 休日（夜間）作業届		主 任 技 術 者	(電子印)	
	(作業日、作業時間) 令和 年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで				
	(作業内容)				
	(作業理由)				
<u>電子メールで行う場合の手順</u> ①.受注者はPDFファイルまたはオリジナル形式に電子印を押したものを、監督員にメール送信する。②.監督員は、紙に出力し決裁を開始する。③監督職員は決裁終了後、<u>ファイル等に整理しておく</u>。受注者は電子納品対象書類については、電子納品物に格納する。					
添 付 図 葉					
上 記 事 項 の 確 認 を お 願 い し ま す。					
上 記 事 項 を 確 認 す る。			チ ー フ	監督職員	
令和 年 月 日			⑩	⑩	

工 事 日 誌

														工務課長			チーフ			監督員		
工事番号								工 期				自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日										
受注者名								現場代理人														
								主任技術者														
作業 内容	月 日	月 日(月)	月 日(火)	月 日(水)	月 日(木)	月 日(金)	月 日(土)	月 日(日)														
	天候	気温	天候	気温	天候	気温	天候	気温	天候	気温	天候	気温	天候	気温								
法面工			No.3+10～No.5 ラス金網	No.3+10～No.5 ラス金網	No.3+10～No.5 法枠位置出し	No.3+10～No.5 法枠位置出し	休工		休工													
擁壁工	No.1～No.1+10 1号山留擁壁 2リフト型枠				No.1～No.1+10 No.2～No.2+10 1号山留擁壁 2リフト打設																	
排水工	1号集水桝 基礎碎石 敷モルタル		1号集水桝 型枠		1号集水桝 打設																	
作業内容はできるだけ具体的に記載する。 作成は始期日から記載する。 (※余裕期間設定工事の場合は、工期開始日から記載する。)																						
①.受注者はPDFファイルまたはオリジナル形式を、監督員にメール送信する。 ②.監督員は、紙に出力し決裁する。																						
※ここに記入しなければならない項目 1 工事着手日には作業内容(現場事務所の設置、測量等)を記載 2 監督員の指示等 3 安全教育(実施日、実施時刻を記入:○月△日 □時～▽時) パトロール(実施日を記入:●月▲日) 4 毎月15日と月末に計画と実績の進捗率 5 段階確認の内容・確認者																						
※共通仕様書 「工事着手日」参照																						

※鉛筆書きは不可。

支 給 材 料 受 領 書

高知県知事 濱田 省司 様

令和 年 月 日

受 注 者 高知市丸の内1-2-3
株式会社 高知建設
代表取締役 高知 太郎

下記のとおり支給品を受領しました。

記

工 事 名						
工事番号						
工事場所						
品 目	規 格	単 位	数 量			備 考
			前回まで	今 回	累 計	

(2部作成しその1部は受注者が保管する)

材 料（木材）使 用 承 諾 願

令和 年 月 日

高知県知事

様

受注者

住所
会社名
現場代理人
主任技術者

兼務の場合は現場代理人
兼主任技術者と記入

記

1. 工事番号
2. 工事名
3. 工事場所
4. 契約日
5. 工期
6. 申請事項

令和 年 月 日
(自) 令和 年 月 日 ~ (至) 令和 年 月 日
下記のとおり

材料名	規格・形状	数量	単位	県産材利用		合法証明		木材市場	製造・加工業者
				県産材	県外産	有	無		
			m3 m3	○	○	○	○	△△共販所	製品 メーカー

※【県産材利用欄】: 県産材、その他産材いずれか該当する方に「○」を記載し、県産材の場合は、別記第1号様式を、県外産の場合は、別記第2号様式を添付する。
※【合法証明欄】: 合法性証明がある木材の場合は有に、無い場合は無に「○」を記載する。

7. 県産材を使用できない理由
☐ 県内に流通が無い
☐ 県産木材の価格が著しく高い
☐ 納期に間に合わない
☐ その他(理由:)

上記の材料の使用を承諾願います。

※承諾願提出時、納入していなければ証明は無理。

下記の条件へ
「納入があった場合には、別記第1号・第2号様式を速やかに提出すること」と記入

下記の条件をもって、材料の使用を承諾します。

令和 年 月 日

高知県知事

条件

納入があった場合には、別記第 号様式を速やかに提出すること。

県産木材納入証明書

令和 年 月 日

〇〇建設株式会社 様

証明者
住所
氏名
TEL
※【認定番号:〇〇第〇〇号】

下記のとおり高知県産木材を納入したことを証明します。

記

納入元	名 称				
	住 所				
	※認定番号	〇〇第〇〇号			
納入材の内容	樹 種				
	納入量	m3 本	m3 本	m3 本	m3 本
	※規 格	φ = mm L = mm	φ = mm L = mm	φ = mm L = mm	φ = mm L = mm
合法性が証明された 木材であるか	☐ 有 ☐ 無 (いずれかチェック) 無の場合の理由 ☐ 平成18年10月1日以前に伐採された木材を使用 ☐ 現地発生材を使用 ☐ その他(理由:)				

注1 県産木材の販売者(木材市場、小売、卸売業、製材業等)が、県産木材の購入者(工事受注者)に対して発行します。

注2 納入量を本数で記入するときは、「※規格」欄を明記してください。なお、数量がm3で把握できる場合は記入の必要はありません。

注3 ※【認定番号】は、合法性証明制度による業界団体の認定番号、または、森林認証制度による認証番号のいずれかを明記。

業界団体の認定とは・・・各業界団体が自主的な行動規範を作成した上で、個別事業者を認定し、認定を受けた事業者が「合法性証明書」を流通の過程で次の段階の業者に渡すことで連鎖的に証明を形成していくもの。

森林認証制度とは・・・森林を第三者機関が評価・認証し、当該森林から産出された木材を分別管理することにより、消費者が選択的にこれらを購入できるようにする制度である。(FSC・SGEC)
森林認証番号例・・・SW-COC-第〇〇号

県外産合法木材納入証明書

令和 年 月 日

〇〇建設株式会社 様

証明者
住所
氏名
TEL
※【認定番号:〇〇第〇〇号】

下記のとおり合法木材を納入したことを証明します。

記

納入元	名 称			
	住 所			
	※認定番号	〇〇第〇〇号		
納入材の内容	樹 種			
	納入量	m3 本	m3 本	m3 本
	※規 格	φ = mm L = mm	φ = mm L = mm	φ = mm L = mm
合法性が証明された 木材であるか	☐ 有 ☐ 無 (いずれかチェック) 無の場合の理由 ☐ 平成18年10月1日以前に伐採された木材を使用 ☐ 現地発生材を使用 ☐ その他(理由:)			

注1. 木材の販売者(木材市場、小売、卸売業、製材業等)が、購入者(工事受注者)に対して発行します。

注2 納入量を本数で記入するときは、「※規格」欄を明記してください。なお、数量がm3で把握できる場合は記入の必要はありません。

注3 ※【認定番号】は、合法性証明制度による業界団体の認定番号、または、森林認証制度による認証番号のいずれかを明記。

業界団体の認定とは・・・各業界団体が自主的な行動規範を作成した上で、個別事業者を認定し、認定を受けた事業者が「合法性証明書」を流通の過程で次の段階の業者に渡すことで連鎖的に証明を形成していくもの。 認定番号例・・・全森合認第〇〇号

森林認証制度とは・・・森林を第三者機関が評価・認証し、当該森林から産出された木材を分別管理することにより、消費者が選択的にこれらを購入できるようにする制度である。(FSC・SGEC)
森林認証番号例・・・SW-COC-第〇〇号

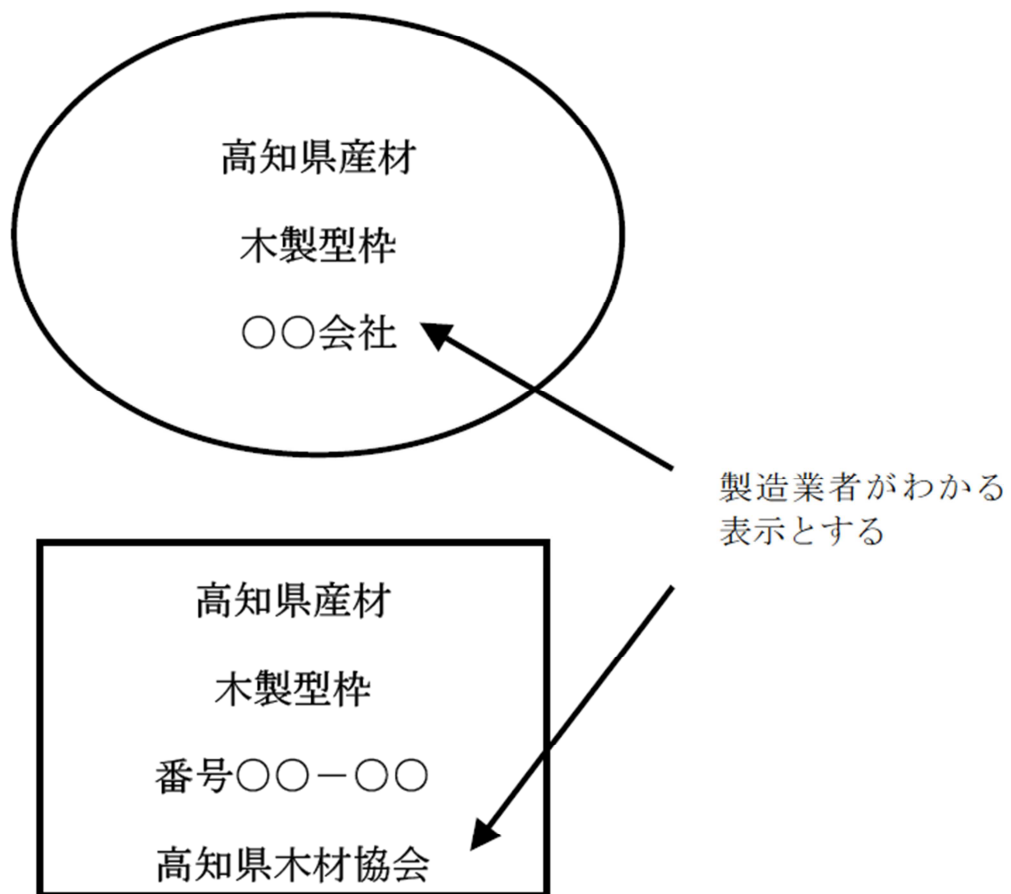
木製型枠の確認

- (1) 型枠や仮設材は材料ではないことから、施工計画書中の使用材料への記載や材料承諾願の提出の必要はない。ただし、型枠の現場搬入時から型枠組立、型枠脱型までの施工期間中に現場で木製型枠であることの確認を行うこと。
- (2) 県産材で製作された型枠については、上記の確認時に製造者の証明(スタンプ)※があることの確認を行うこと。

※製造者の証明(スタンプ)

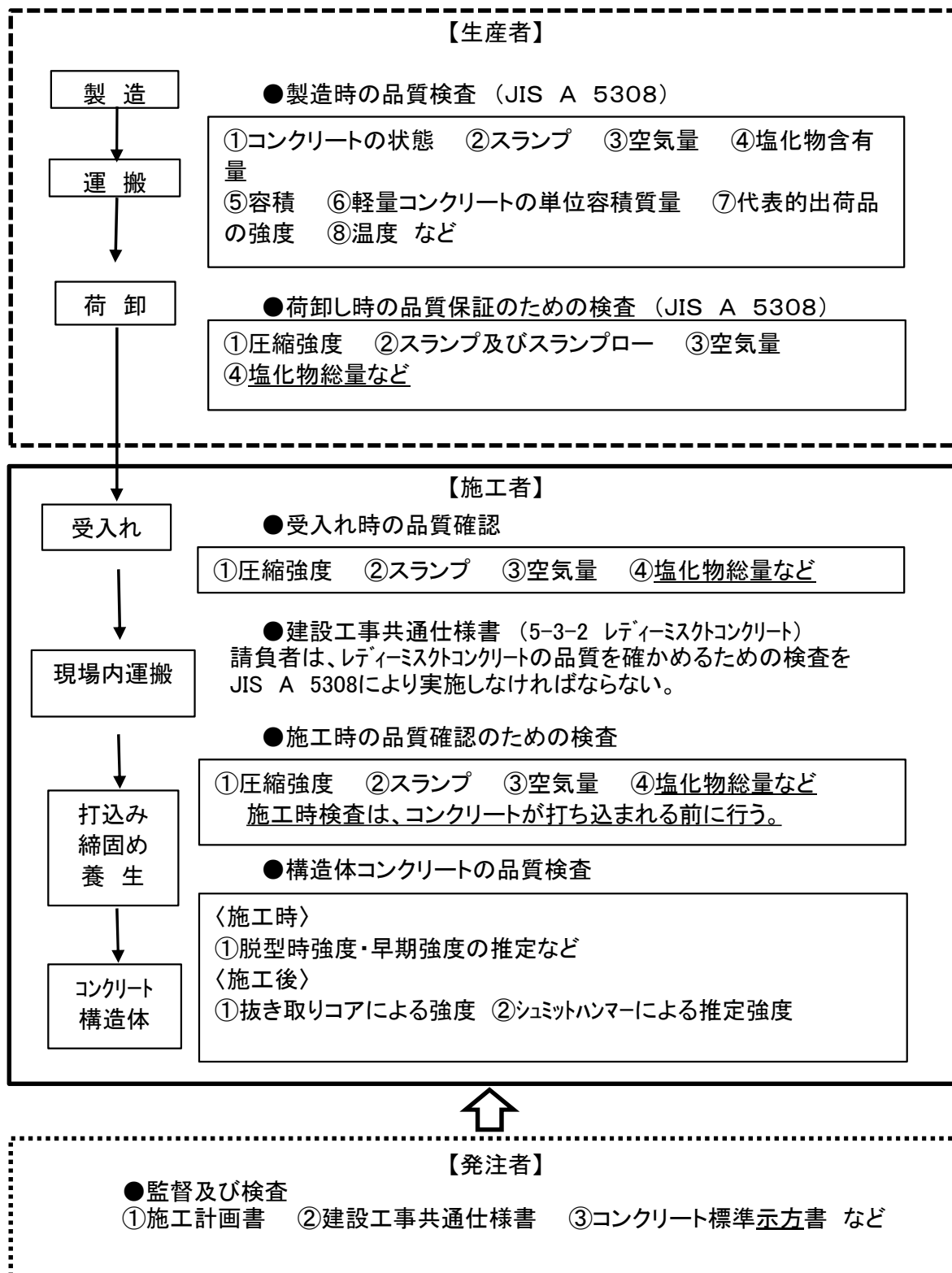
- ・ 型枠として購入した場合、型枠1枚に対して1箇所にスタンプが表示されている。
- ・ 県産材で製作された板材を使用し受注者が自ら型枠を製作した場合、型枠となる前の板材1ロット(型枠1枚分(0.6坪))に対して1箇所にスタンプが表示されている。

表示例



コンクリートの品質検査の改正について

レディーミストコンクリートは、フレッシュコンクリートを商品として購入するもので、購入にあたって施工者は、原則としてJISA5308（製造～荷卸し）に適する品質のものを受け入れなければならない。また、コンクリート構造物の耐久性能は、設計、材料、施工のすべての影響を受けやすく、生産者・施工者・発注者は、所要の性能が得られるように各々の立場でコンクリート標準示方書等に基づき耐久性能の向上に向け取り組んでいく必要があり、各々が責任を持って品質検査を行うこと。



コンクリートの品質検査の時期及び頻度について

項 目		生産者が行う荷卸し検査	施工時の品質確保検査 (品質管理基準)	規格値
圧縮強度		荷卸し時 普通、軽量、舗装コンクリート150m ³ 毎に1回 高強度コンクリート100m ³ 毎に1回	施工時 1回/日又は構造物の重要度と工事規模に応じて 20～150m ³ 毎に1回	1回の試験結果は指定強度の呼び強度の85%以上であること。3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。（1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）
フレッシュコンクリートの状態			施工時	ワーカビリティが良く、品質が均質で安定していること。 (コンクリート標準示方書)
スランプ		荷卸し時、必要に応じて適宜	施工時 1回/日又は構造物の重要度と工事規模に応じて20～150m ³ 毎に1回 <u>どちらか回数が多い方。</u>	許容誤差：スランプ5 c m以上 8 c m未満＝±1.5 c m、スランプ 8 c m以上 1 8 c m以下＝±2.5 c m 空気量± 1.5 %
空気量		荷卸し時、必要に応じて適宜		
温度				
単位容積質量				
塩化物総量		工場出荷時に行うことができる	施工時 コンクリートの打設が午前、午後にまたがる場合は午前中に1回/日、試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は午後の試験を省略可能。用心鉄筋を有しない無筋構造物は除く。	原則とし0.30kg／m ³ 以下
アルカリ骨材反応			試験成績表等による確認	アルカリ総量抑制（アルカリ総量（Na ₂ O換算）3kg／m ³ 以下）
配合	単位水量		1日当たりのコンクリート種別ごとの使用量が100m ³ /日以上の場合、2回/日（午前1回、午後1回）又は構造物の重要度と工事の規模に応じて100～150m ³ ごとに1回	- 測定した単位水量が、配合設計± 1 5 kg／m³の範囲である場合はそのまま施工してよい。 - 測定した単位水量が、配合設計± 1 5 kg／m³を超え 2 0 kg／m³の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車は打設する。その後、配合設計± 1 5 kg／m³以内に安定するまで、運搬車 3 台毎に 1 回、単位水量の測定をする。
	単位セメント量		計量印字記録（コンクリート標準示方書）	許容範囲内にあること。
	水セメント比		セメントの計量印字記録と骨材の表面水率及び単位水量の計量印字記録から求める。工事開始時、及び材料或いは配合が変化した時。（コンクリート標準示方書）	
	その他、コンクリート材料の単位量		コンクリート材料の計量印字記録。荷卸し時、午前 2 回以上、午後 2 回以上。（コンクリート標準示方書）	

※施工時とは、コンクリート投入直前時のことである。

試験成績証明書の取り扱いについて（例）

工事材料の品質については、JIS規格に適合し、又はこれと同等以上の品質を有することが求められる。

受注者は、設計図書に定めた工事材料の品質と同等以上の材料を使用しなければならない。なお、試験成績証明書や品質証明書は受注者が保管すること。その場合、試験成績証明書や品質証明書は、物理的・化学的性質を満足し、納入材料との関係を確認できるものとし、証明書の信頼性を高めるため下記事項を記載しなければならない。

【必要な記載事項】

- ① 日付；年月日
- ② 宛名；依頼主等
- ③ 品名、品番、供試体等
- ④ 検査品のロット番号
- ⑤ 試験項目、規格値等
- ⑥ 試験結果、試験方法
- ⑦ 試験機関等；住所、名称、印、連絡先（電話、FAX）
- ⑧ 試験責任者；住所、氏名、印

【場合により記載が必要なもの】

- ① 証明書の有効期間
- ② 試験者の資格；資格名、登録番号
- ③ 品質管理方法

< 記入例（自由様式） >

<u>〇〇〇 試験成績証明書</u>	
令和〇年〇月〇日	
依頼主 殿	
住所 試験機関名 連絡先（電話、FAX）	
日本工業規格 〇〇の規格に合格したものであることを証明します。 なお、検査結果については次のとおりです。	
・ 品 名 ； ・ 品 番 ； ・ ロット番号 ； ・ 試験項目 ； ・ 規格値 ； ・ 試験結果 ； ・ 試験方法 ；	
〇〇会社検査部〇〇課〇〇係	
技術責任者	〇〇 〇〇
試験担当者	〇〇 〇〇

← 証明書と納入された材料の照合を行う。

← 試験責任者を明確にし、疑問点が生じた場合、問い合わせを行う。

事務所名
工事番号
工事名

表題名（例）

完 成 写 真

工事箇所：高知県〇〇市（郡）〇〇〇〇

※写真の紙質は写真用紙にする必要はありません

検査日：令和〇〇年〇月〇〇日

検査員：技査 〇〇 〇〇

施工業者：〇〇建設株式会社

（注）表題名： 完成、中間、出来高の区分けをすること。 8-32

事務所名
工事番号
工事名

表題名（例）

完成検査結果報告書

工事箇所：高知県〇〇市（郡）〇〇〇〇

検査日：令和〇〇年〇月〇〇日

検査員：技査 〇〇 〇〇

施工業者：〇〇建設株式会社

（注）表題名： 完成、中間、出来高の区分けをすること。

検査検測結果表

検査年月日

検査員

	検査項目	工種	測点	位置	設計値	検測値	誤差(mm)	規格値(mm)	合否
	注 1 出来形管理図表、3段書上段に検査員測定値を記入たものは、検測結果表に記入の必要なし。								
	2 出来形管理図表が作成されてないものについては、検測結果表に記入。								
	3 測定位置の平面図、ポンチ絵は不要。								
	4 テストハンマー等については、検測結果表に記入。								
	5 その他特殊工事については、検査員の指示によること。								
	<u>6 コンクリート強度試験の設計値は配合強度とし、設計図書で指定された強度を()書きで併記すること。(記入例：21(18)N/mm²)</u>								
	<u>7 コンクリート強度試験の規格値は配合強度に基づいた値とすること。</u>								

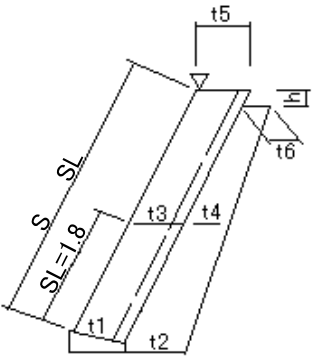
出来形管理図表

検 測 者	主任技術者又は監理技術者
-------	--------------

上段: ()は自社管理値mm

下段: 規格値mm

2号路側ブロック積擁壁

検測年月日	測 点	基準高天端 ▽ (±40) ±50			基礎コン t1 (-40) -50			裏込碎石(底面) t2 (-40) -50			SL=1.8コン t3 (-40) -50			SL=1.8裏込碎石 t4 (-40) -50			天端コン t5 (-40) -50		
		設 計	実 測	差	設 計	実 測	差	設 計	実 測	差	設 計	実 測	差	設 計	実 測	差	設 計	実 測	差
1月29日	NO.12	300.973	300.970	-3															
12月20日		300.973	300.968	-5	0.56	0.65	+90	—	—	—	0.56	0.57	+10	0.33	0.33	±0	0.56	0.57	+10
1月29日	NO.13	301.263	301.247	-16				0.60	0.60	±0									
12月20日		301.263	301.256	-7	0.56	0.59	+30	0.60	0.60	±0	0.56	0.56	±0	0.40	0.40	±0	0.56	0.56	±0
1月29日	NO.14	301.919	301.925	+6				0.70	0.72	+20									
12月20日		301.919	301.921	+2	0.56	0.56	±0	0.70	0.71	+10	0.56	0.56	±0	0.52	0.65	+130	0.56	0.57	+10
検測年月日	測 点	裏込碎石(天端) t6 (-40) -50			高さ(裏込天端) h (-40) -50			法長 SL (-80,-40) -100,-50			ブロック積工 								
		設 計	実 測	差	設 計	実 測	差	設 計	実 測	差									
2月15日	NO.12							3.54	3.54	±0									
1月29日								3.54	3.54	±0									
12月20日		0.05	0.05	±0	0.200	0.200	±0	3.54	3.54	±0									
2月15日	NO.13							3.80	3.82	+20									
1月29日								3.80	3.82	+20									
12月20日		0.15	0.15	±0	0.200	0.190	-10	3.80	3.82	+20									
1月29日	NO.14							4.47	4.47	±0									
12月20日		0.30	0.35	+50	0.200	0.190	-10	4.47	4.48	+10									

※3段書き

上段
中段
下段

検査職員測定値(赤)
監督職員測定値(青)
管理値(黒)

段階確認の測定値は、監督職員測定値欄へ記載すること。
段階確認は、現地確認が原則であるが、やむを得ず書類により確認したものについても、同様に扱う。

【漁港・港湾用】

消波ブロック 32t 型

出来形管理表(外観)

工事名:〇〇港改修工事

現場代理人:
主任技術者:

観察日	No	豆板	欠け	目違	クラック	観察者
年月日	1	OK	OK	OK	OK	高知 太郎
年月日		OK	OK	OK	OK	黒潮 花子
年月日	2	OK	OK	OK	OK	高知 太郎
年月日		OK	OK	OK	OK	黒潮 花子
年月日	3	OK	OK	OK	OK	高知 太郎
年月日		OK	OK	OK	OK	黒潮 花子
年月日	4	OK	NG	OK	OK	高知 太郎
年月日		OK	OK	OK	OK	黒潮 花子
年月日	5	OK	OK	OK	OK	高知 太郎
年月日		OK	OK	OK	OK	黒潮 花子
	6					
	7					
	8					

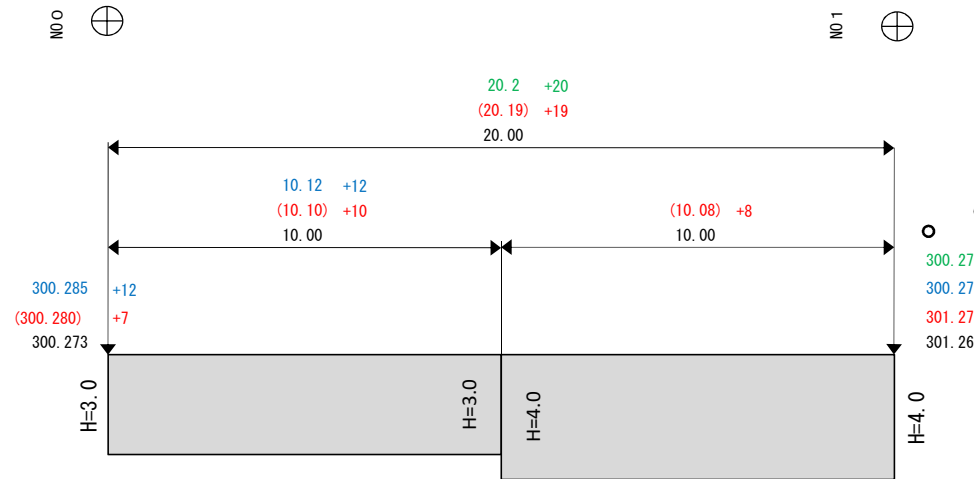
観察日	No	豆板	欠け	目違	クラック	観察者
	9					
	10					
	11					
	12					
	13					
	14					
	15					
	16					

異形ブロックの外観判定基準の目安

- 1, ブロック1個につき豆板は100cm²以内で深さが3cm以内
- 2, ブロックの完成品及び移動中の欠けが最大径10cm深さ5cm以内でブロック1個につき1箇所
- 3, 型枠目違が1cm以内

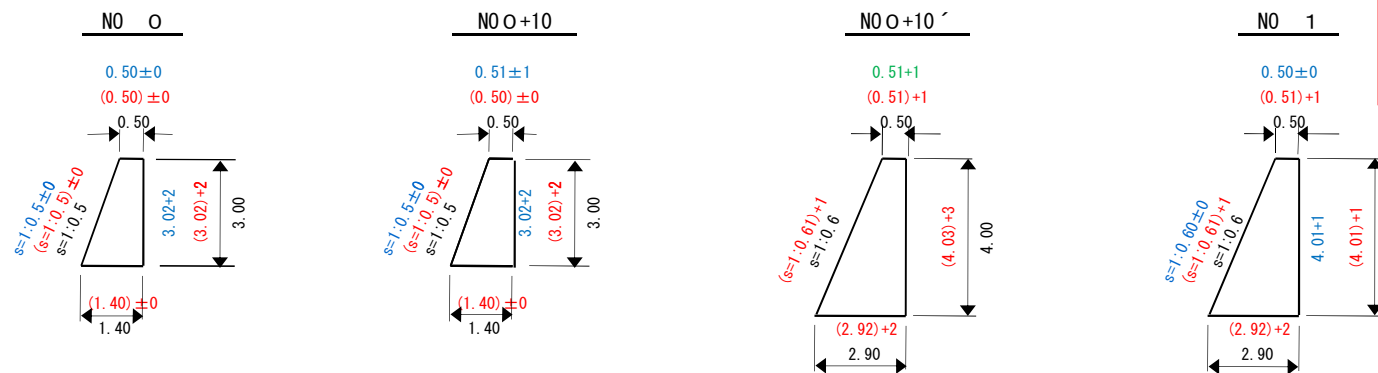
展開図

s=1:100



300.270 +7検査職員測定値
300.276 +13監督職員測定値
301.275 +12自社測定値
301.263設計値

測定項目	規格値	自社管理値
基準高 ▽	±50	±40
厚さ t	-20	-16
裏込厚さ	-50	-40
幅 w1、w2	-30	-24
高さ h	h<3m	-50
	h≥3m	-100
延長 L	-0.5%ただし 最大-200	-0.4%ただし 最大-160
	最小-50	最小-40
勾配の開き	±0.5分	±0.4分



出来形管理図

注) 出来形管理図表は、図面中表示可能なものは省略可。

省略する場合、展開図に監督職員や検査職員の測定値を記入すること。

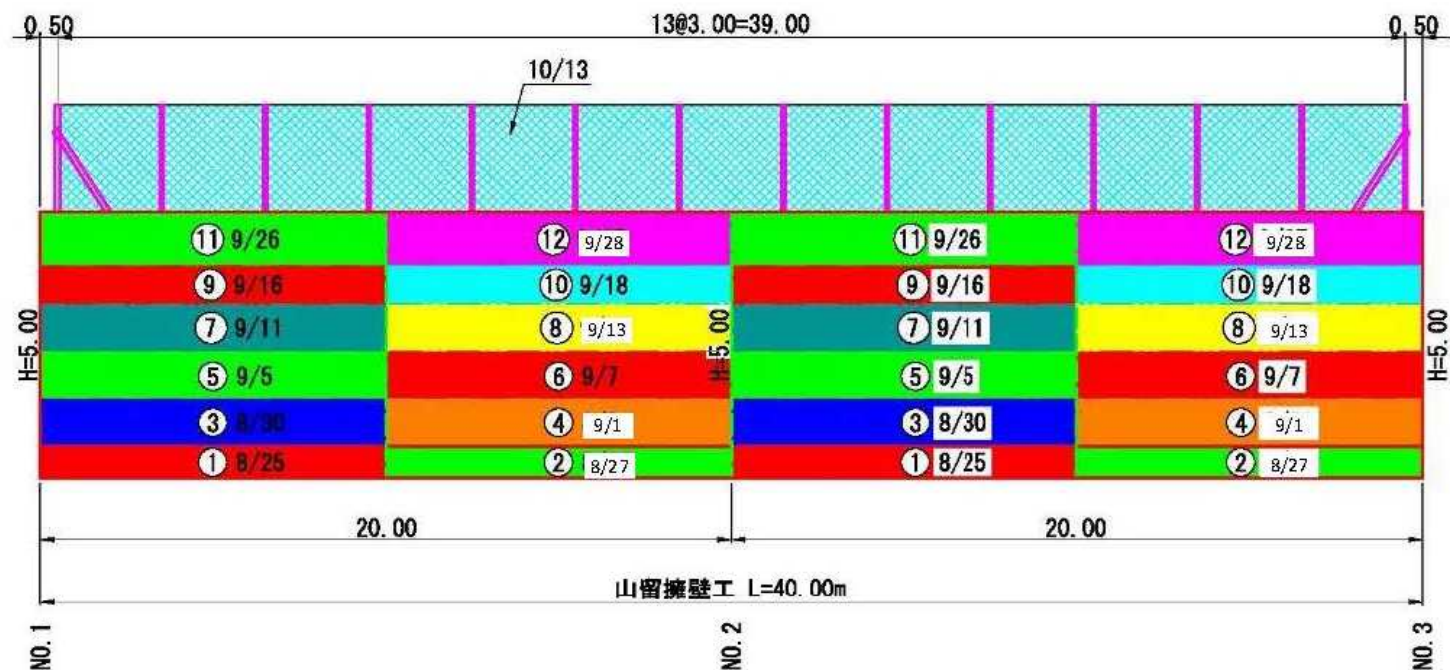
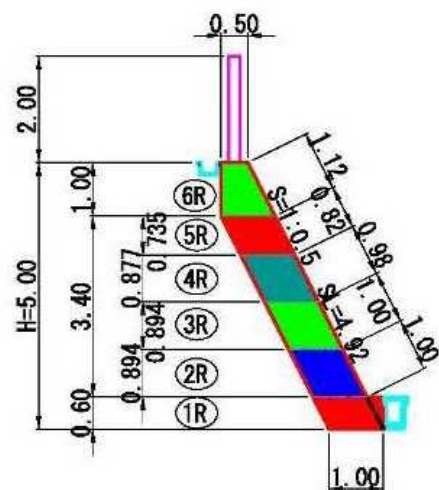
測定値は測定者が分かるよう色等により工夫すること。(自社測定値・・・赤色、監督職員及び検査職員・・・任意)

完成図の利用も可。

高知県			
工事種別	○ ○ ○ ○ 工事	第 ○ ○ 号	
図面名称	擁壁工 展開図	縮尺	図示
路線名	○ ○ ○ ○		
工事箇所	○ ○ (市) 郡	○ ○ (町) 村	大字 ○ ○ 地内
設計種別	第一回変更図	図面	1
事務所名	○ ○ 事務所	番号	1

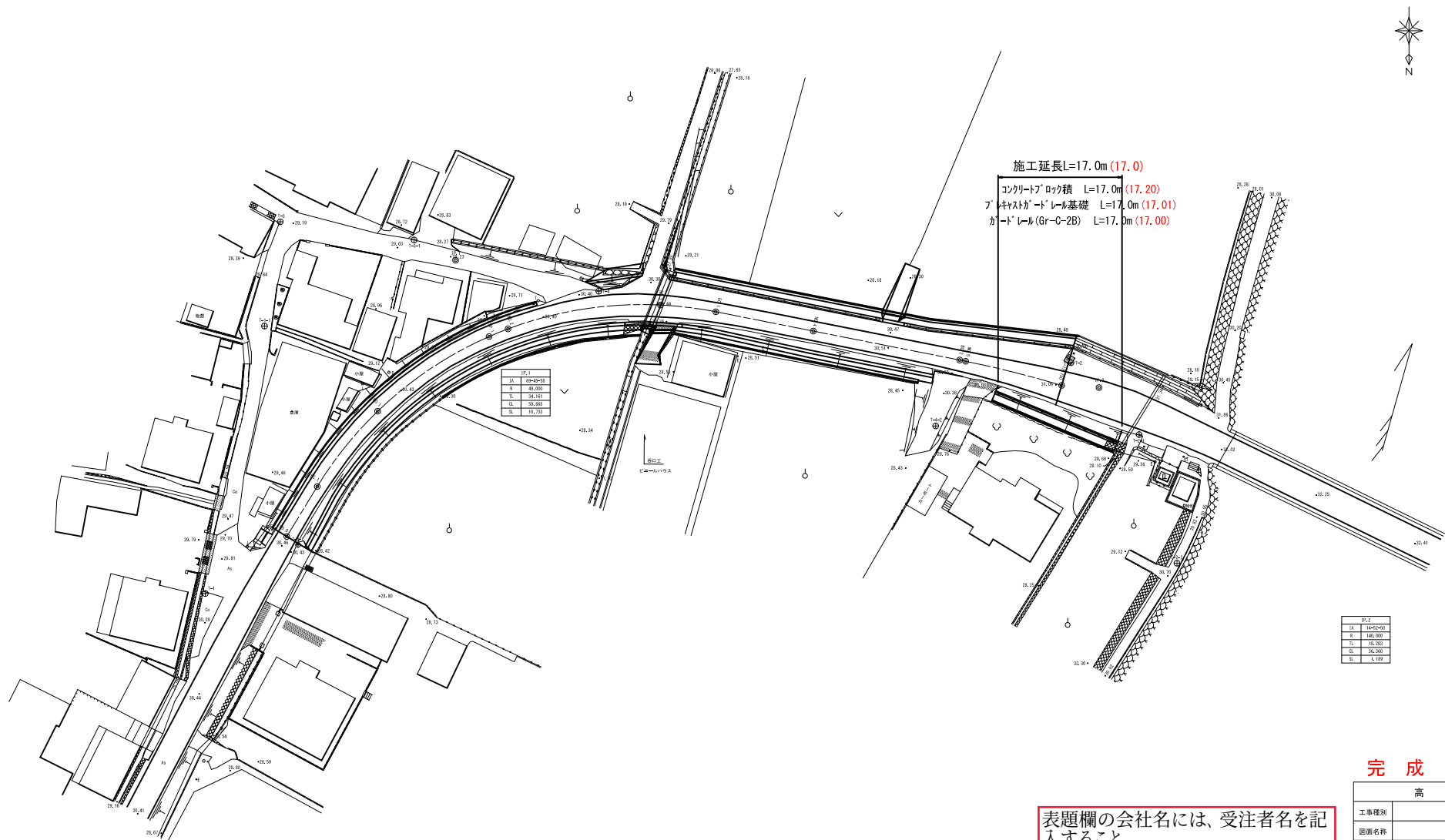
施工経過図

山留擁壁工



山留擁壁工 施工経過表					
打設番号	型枠組立	コンクリート 打設日	脱型日	養生期間	備考
1	8/23 ~ 8/24	8/25	8/29	8/25 ~ 9/2	ラストピース 9本採取
2	8/24 ~ 8/25	8/27	8/31	8/27 ~ 9/3	
3	8/28 ~ 8/29	8/30	9/4	8/30 ~ 9/6	
4	8/28 ~ 8/29	9/1	9/5	9/1 ~ 9/8	
5	9/4 ~ 9/5	9/5	9/9	9/5 ~ 9/12	
6	9/4 ~ 9/5	9/7	9/11	9/7 ~ 9/15	
7	9/9 ~ 9/11	9/11	9/15	9/11 ~ 9/19	
8	9/11 ~ 9/12	9/13	9/16	9/13 ~ 9/20	
9	9/15 ~ 9/16	9/16	9/20	9/16 ~ 9/25	ラストピース 6本採取
10	9/16 ~ 9/18	9/18	9/22	9/18 ~ 9/26	
11	9/22 ~ 9/25	9/26	10/2	9/26 ~ 10/4	
12	9/23 ~ 9/26	9/28	10/2	9/28 ~ 10/5	

平面图 S=1:250

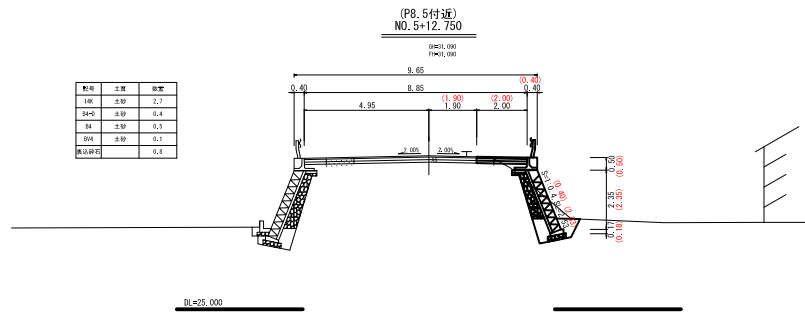


表題欄の会社名には、受注者名を記入すること。
(電子納品運用に関するガイドライン
工事編)

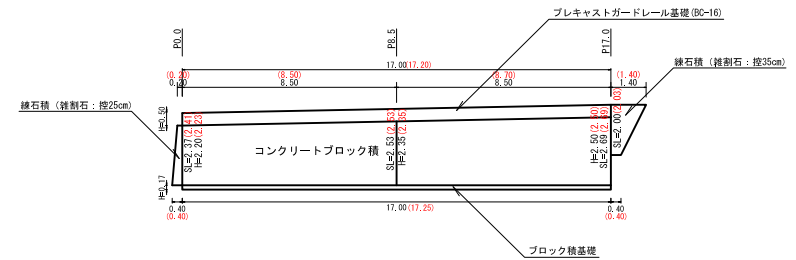
完 成 圖

高 知 県			
工事種別			
図面名称	縮 尺	図 示	
路線河川名			
工事箇所			
設計種別		図 面 番 号	—
事務所名			
会社名			

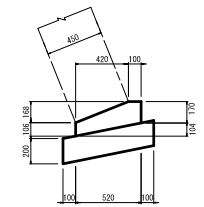
横断図 S=1:100



展開図 S=1:100



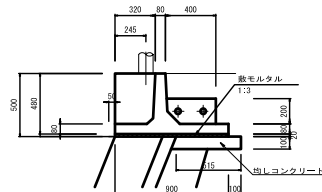
ブロック積基礎 S=1:20



材料表			
名称	単位	数量	備考
基礎砂	m ³	7.70	BC-16
砂	m ³	2.76	
コンクリート	m ³	0.80	砂 20mm 100mm
目地材	m ²	0.08	100mm

プレキャストガードレール基礎 S=1:20

BC-16

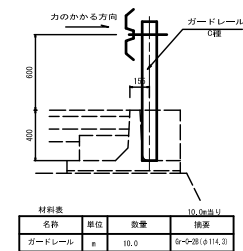


種類	定規幅	長さ	参考質量	間隔コン	止型枠	鉄モルタル	均しコンクリート
BC-16	0.9m	2.0m	660kg	0.016m ²	0.042m ²	0.036m ²	0.106m ²

※ブロック1個当たり数量

ガードレール S=1:20

(Gr-C-2B)



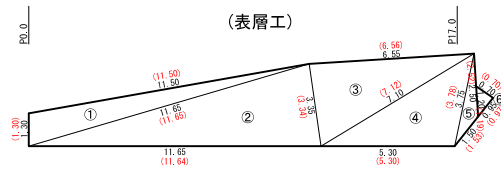
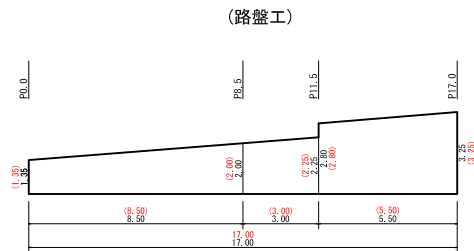
名称	単位	数量	備考
ガードレール	m	10.0	Gr-C-2B (φ114.3)

完成図

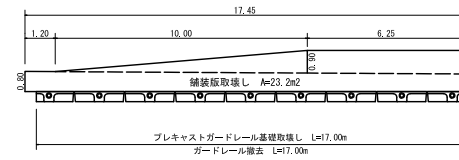
高 知 県			
工事種別			
図面名称		縮 尺	図 示
路線河川名			
工事箇所			
設計種別			
事務所名		図 面 番 号	—
会 社 名			

表題欄の会社名には、受注者名を記入すること。
(電子納品運用に関するガイドライン
工事編)

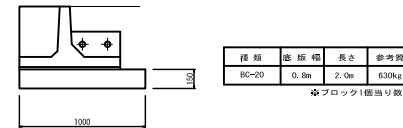
舗装工展開図
S=1:100



構造物取壊し工展開図
S=1:100



既設プレキャストガードレール基礎
BC-20 S=1:20



完 成 図

高 知 県			
工事種別			
図面名称		縮 尺	図 示
路線河川名			
工事箇所			
設計種別			
事務所名		図 面 番 号	—
会 社 名			

表題欄の会社名には、受注者名を記入すること。
(電子納品運用に関するガイドライン
工事編)

工事名： 令和〇〇年度 〇〇改良工事

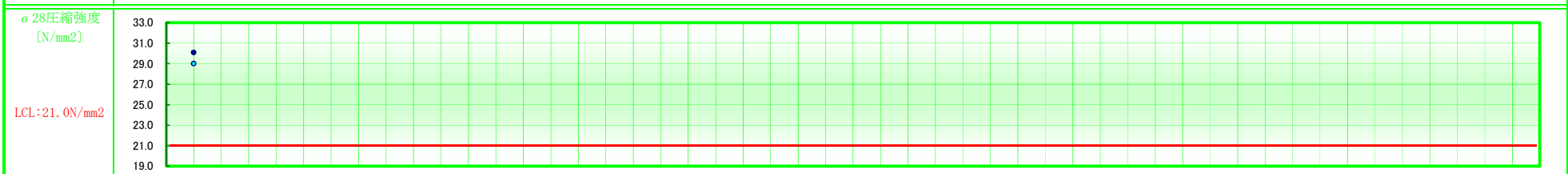
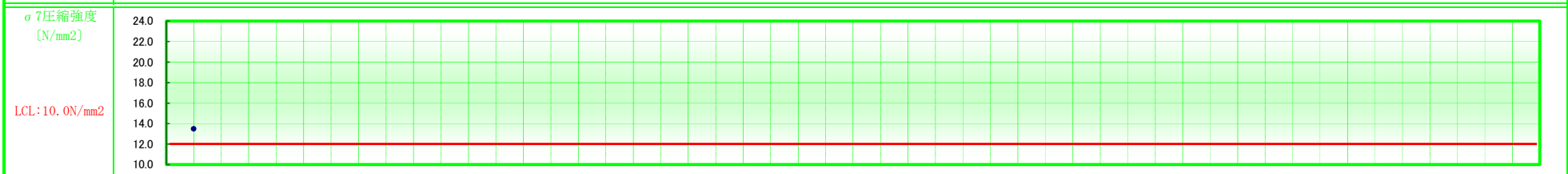
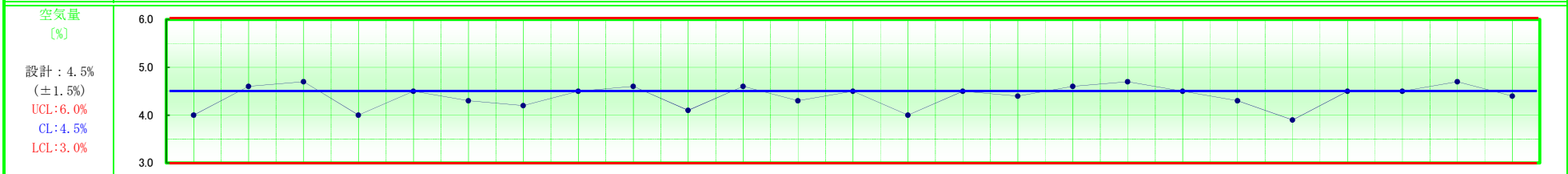
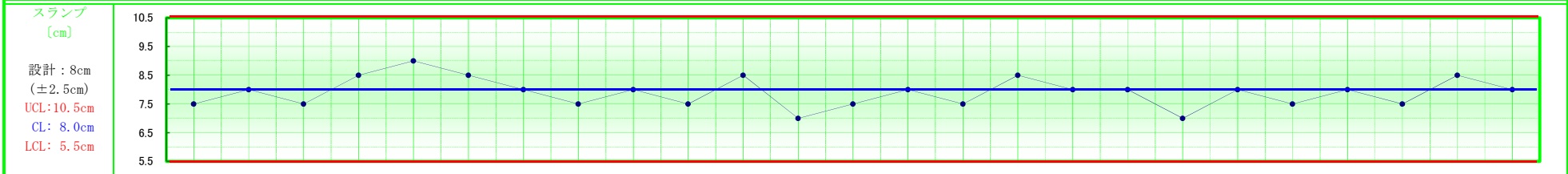
呼び名： 21-8-40 BB

受注者： 〇〇建設株式会社

生コン工場： 有限会社〇〇生コン

コンクリート品質管理

打設日 (AM・PM)	〇/〇 AM	〇/〇 PM	〇/〇 PM	〇/〇 AM PM		〇/〇 AM PM		〇/〇 AM PM		〇/〇 AM PM		〇/〇 AM PM		〇/〇 AM PM		〇/〇 AM PM		〇/〇 AM	〇/〇 PM	〇/〇 AM	〇/〇 AM	PM	〇/〇 AM PM		〇/〇 AM	PM	PM		
○テストピース：▲写真	○▲	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
スランプ	7.5	8.0	7.5	8.5	9.0	8.5	8.0	7.5	8.0	7.5	8.5	7.0	7.5	8.0	7.5	8.5	8.0	8.0	7.0	8.0	7.5	8.0	7.5	8.5	8.0				
空気量	4.0	4.6	4.7	4.0	4.5	4.3	4.2	4.5	4.6	4.1	4.6	4.3	4.5	4.0	4.5	4.4	4.6	4.7	4.5	4.3	3.9	4.5	4.5	4.7	4.4				
σ 7圧縮強度	13.5																												
σ 28推定強度	29.0																												
σ 28圧縮強度	30.1																												
打設時外気温(℃)	8.0	12.0	10.0	10.0	13.0	11.0	15.0	11.0	16.0	12.0	15.0	9.0	11.0	11.0	13.0	10.0	14.0	12.0	11.0	13.0	9.0	12.0	10.0	15.0	13.0				



打設工種 (位置)	〇〇工																							
	H=〇〇m	H=〇〇m	H=〇〇m	H=〇〇m	H=〇〇m	H=〇〇m	H=〇〇m	H=〇〇m	H=〇〇m	H=〇〇m	H=〇〇m	H=〇〇m	H=〇〇m	H=〇〇m	H=〇〇m	H=〇〇m	H=〇〇m	H=〇〇m	H=〇〇m	H=〇〇m	H=〇〇m	H=〇〇m	H=〇〇m	

記事	推定強度：σ 28=σ 7*1.50+5.99 ※ σ 7=(21-5.99)/1.5=12.01N/mm ²	この表は管理例であり、様式ではありません。工夫を施した管理を行ってください。	班長 監督職員 現場代理人 主任技術者
----	---	--	------------------------------

コンクリート(21-8-40, BB)圧縮強度総括表

製 作 日	試 験 日		X1	X2	X3	X	4週推定強度	備 考
R1. 7. 15	1週	R1. 7. 22	18. 2	18. 7	18. 8	18. 6	(30. 3)	スランプ = 7. 0cm
インバート 1R	4週	R1. 8. 12	25. 6	27. 4	25. 9	26. 3		空気量 = 3. 8%
R1. 7. 23	1週	R1. 7. 30	19. 0	19. 5	17. 7	18. 7	(30. 4)	スランプ = 9. 0cm
インバート 2R	4週	R1. 8. 20	26. 1	26. 4	26. 7	26. 4		空気量 = 3. 5%
R2. 3. 15	1週	R2. 3. 22	20. 8	20. 1	19. 9	20. 3	(32. 1)	スランプ = 8. 5cm
インバート 3R	4週	R2. 4. 12						空気量 = 4. 2%
R2. 3. 17	1週	R2. 3. 24	20. 5	20. 3	20. 5	20. 4	(32. 2)	スランプ = 7. 5cm
インバート 4R	4週	R2. 4. 14						空気量 = 4. 5%
R2. 3. 18	1週	R2. 3. 25	19. 5	20. 4	19. 7	19. 9	(31. 7)	スランプ = 9. 0cm
インバート 5R	4週	R2. 4. 15						空気量 = 3. 8%
R2. 3. 23	1週	R2. 3. 30	20. 9	21. 1	20. 3	20. 8	(32. 7)	スランプ = 7. 5cm
インバート 6R	4週	R2. 4. 20						空気量 = 4. 3%
R2. 3. 24	1週	R2. 3. 31	19. 6	19. 4	20. 5	19. 8	(31. 6)	スランプ = 7. 0cm
インバート 7R	4週	R2. 4. 21						空気量 = 4. 4%
R2. 3. 26	1週	H30. 4. 2	22. 1	22. 5	22. 8	22. 5	(34. 6)	スランプ = 8. 5cm
インバート 8R	4週	R2. 4. 23						空気量 = 3. 9%
R2. 3. 30	1週	H30. 4. 6	21. 1	21. 3	21. 6	21. 3	(33. 2)	スランプ = 7. 5cm
インバート 9R	4週	R2. 4. 27						空気量 = 4. 2%

X-R s-R m管理データシート

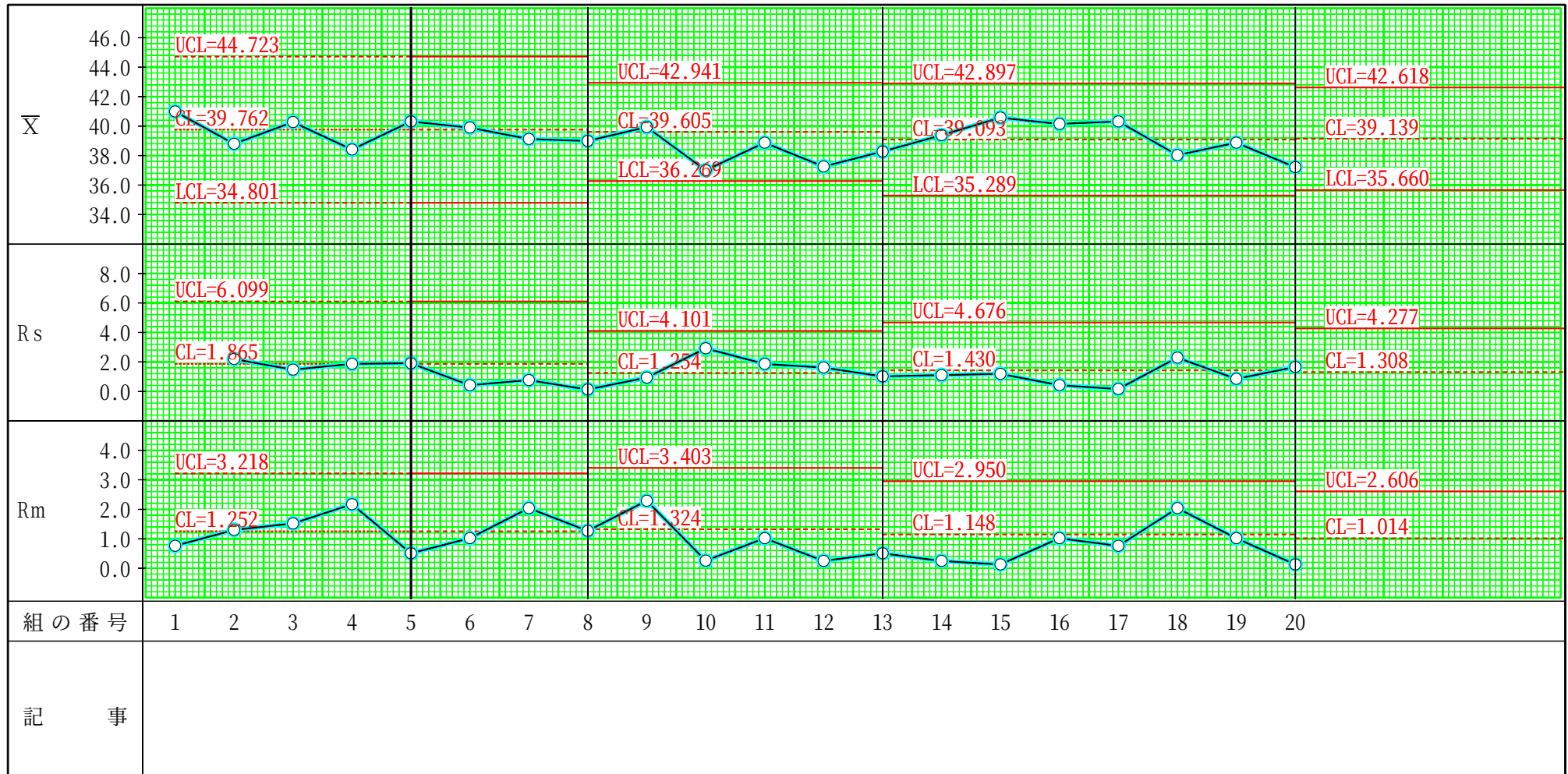
名 称		〇〇〇改良工事								期 間	自	年 月 日		
品質特性		圧縮強度 標準4週		測定単位		N/mm ²					至	年 月 日		
規格 限界	最大					試 料	大きさ	1回 3測定			測定者	(印)		
	最小	30.00					間 隔	打設日毎						

測点又は 月日	試番 験号	測 定 値				計 Σ	平均 値 x	移動 範囲 R s	測定値の範囲Rm			項目	X̄	R̄s	R̄m
		a	b	c	d				n=2	n=3	n=4				
4 24	1	40.62	41.00	41.38		123.00	41.00			0.76		$\bar{X} \pm E_2 \bar{R}_s = 39.762 \pm 2.66 \times 1.865$ $= 44.723 \sim 34.801$ $D_4 \bar{R}_s = 3.27 \times 1.865 = 6.099$ $D_4 \bar{R}_m = 2.57 \times 1.252 = 3.218$			
4 25	2	38.20	38.70	39.50		116.40	38.80	2.20		1.30					
4 25	3	41.25	39.73	39.85		120.83	40.28	1.48		1.52					
4 28	4	37.43	38.20	39.60		115.23	38.41	1.87		2.17					
4 28	5	40.49	39.98	40.49		120.96	40.32	1.91		0.51		平均	39.762	1.865	1.252
	小計						198.81	7.46		6.26		個数	5	4	5
												小計	198.81	7.46	6.26
												累計	198.81	7.46	6.26
4 29	6	40.49	39.73	39.47		119.69	39.90	0.42		1.02		$\bar{X} \pm E_2 \bar{R}_s = 39.605 \pm 2.66 \times 1.254$ $= 42.941 \sim 36.269$ $D_4 \bar{R}_s = 3.27 \times 1.254 = 4.101$ $D_4 \bar{R}_m = 2.57 \times 1.324 = 3.403$			
4 29	7	39.47	37.94	39.98		117.39	39.13	0.77		2.04					
4 30	8	39.34	38.20	39.47		117.01	39.00	0.13		1.27					
4 30	小計						118.03	1.32		4.33					
												平均	39.605	1.254	1.324
												個数	8	7	8
												小計	118.03	1.32	4.33
												累計	316.84	8.78	10.59
4 30	9	40.74	40.62	38.45		119.81	39.94	0.94		2.29		$\bar{X} \pm E_2 \bar{R}_s = 39.093 \pm 2.66 \times 1.430$ $= 42.897 \sim 35.289$ $D_4 \bar{R}_s = 3.27 \times 1.430 = 4.676$ $D_4 \bar{R}_m = 2.57 \times 1.148 = 2.950$			
5 1	10	37.18	36.92	36.92		111.02	37.01	2.93		0.26					
5 1	11	39.22	38.20	39.22		116.64	38.88	1.87		1.02					
5 2	12	37.18	37.18	37.43		111.79	37.26	1.62		0.25					
5 2	13	38.07	38.20	38.58		114.85	38.28	1.02		0.51		平均	39.093	1.430	1.148
	小計						191.37	8.38		4.33		個数	13	12	13
												小計	191.37	8.38	4.33
												累計	508.21	17.16	14.92
5 6	14	39.47	39.47	39.22		118.16	39.39	1.11		0.25		$\bar{X} \pm E_2 \bar{R}_s = 39.139 \pm 2.66 \times 1.308$ $= 42.618 \sim 35.660$ $D_4 \bar{R}_s = 3.27 \times 1.308 = 4.277$ $D_4 \bar{R}_m = 2.57 \times 1.014 = 2.606$			
5 6	15	40.62	40.49	40.62		121.73	40.58	1.19		0.13					
5 7	16	40.49	40.49	39.47		120.45	40.15	0.43		1.02					
5 7	17	40.74	39.98	40.23		120.95	40.32	0.17		0.76					
5 8	18	37.69	37.18	39.22		114.09	38.03	2.29		2.04					
5 8	19	38.45	38.71	39.47		116.63	38.88	0.85		1.02					
5 9	20	37.18	37.31	37.18		111.67	37.22	1.66		0.13		平均	39.139	1.308	1.014
	小計						274.57	7.70		5.35		個数	20	19	20
												小計	274.57	7.70	5.35
												累計	782.78	24.86	20.27
記 事												n	E ₂		D ₄
												2	2.66		3.27
												3	1.77		2.57
												4	1.46		2.28
												5	1.29		2.11

- [注] 1. 品質特性、測定単位は施工管理基準により記入する。
 2. 規格限界、設計基準値は施工管理基準、設計図書、仕様書に定められた値を記入する。
 3. 管理限界線に引直しは5+3+5+7+10+10+10方式による。
- [備考] ——— 管理限界線計算のためのデータの区間を示す。
 ---- 上記の管理限界線を適用する区間を示す。
 4. 以下最近の20個（平均値xを1個とする）のデータをもちい次の10個に対する管理限界とする。

X-Rs-Rm管理図

名 称		〇〇〇改良工事				期 間	自	年 月 日
品 質 特 性		圧縮強度 標準4週		測 定 単 位	N/mm ²		至	年 月 日
規 格	上 限		試 料	大 き さ	1 回 3 測定		測 定 者	(印)
限 界	下 限	30.00		間 隔	打設日毎			



(注) 1. 管理図は、X-Rs-Rm管理データシートから記入する。

2. 記事欄には、異常原因、その他必要事項を記入する。

JIS A 1210 JGS 0711	突固めによる土の締固め試験（測定）	
------------------------	-------------------	--

調査件名 ○○地区土質調査
S I 試験年月日 令和 ○年 ○月 ○日

試料番号 （深さ）8号道路 試験者 石田 太郎

試験方法		E-b	土質名称				
試料の準備方法		乾燥法， 一 湿潤法	ランマー質量 kg	4.5	モ ー ル ド	内径 cm	15
試料の使用法		繰返し法 ，非繰返し法	落下高さ cm	45		高さ ¹⁾ cm	12.50
含水比	試料分取後 w_0 %		突固め回数 回/層	92		容量 V cm ³	2209
	乾燥処理後 w_1 %	2.4	突固め層数 層	3		質量 m_1 ²⁾ g	3895
測定 No.		1	2	3	4		
(試料+モールド) 質量 m_2 ²⁾ g		8944	9186	9305	9372		
湿潤密度 ρ_t g/cm ³		2.286	2.395	2.449	2.479		
平均含水比 w %		2.4	4.0	4.8	6.3		
乾燥密度 ρ_d g/cm ³		2.232	2.303	2.337	2.332		
含水比	容器 No.	58	92	27	10		
	m_a g	1412.7	1538.4	1511.6	1329.4		
	m_b g	1386.3	1490.5	1454.1	1268.6		
	m_c g	287.6	293.9	257.0	304.2		
	w %	2.4	4.0	4.8	6.3		
	容器 No.						
	m_a g						
	m_b g						
	m_c g						
	w %						
測定 No.		5	6	7	8		
(試料+モールド) 質量 m_2 ²⁾ g		9276	9175				
湿潤密度 ρ_t g/cm ³		2.436	2.390				
平均含水比 w %		8.5	10.1				
乾燥密度 ρ_d g/cm ³		2.245	2.171				
含水比	容器 No.	51	33				
	m_a g	1591.4	1479.6				
	m_b g	1488.5	1367.8				
	m_c g	277.8	261.1				
	w %	8.5	10.1				
	容器 No.						
	m_a g						
	m_b g						
	m_c g						
	w %						

特記事項 1) 内径15cmのモールドの場合はスパーサーディスクの高さを差引く。
2) モールドの質量は底板を含む。
$$\rho_d = \frac{\rho_t}{1 + w/100}$$

調査件名

〇〇地区土質調査
S I

試験年月日

令和 〇年 〇月 〇日

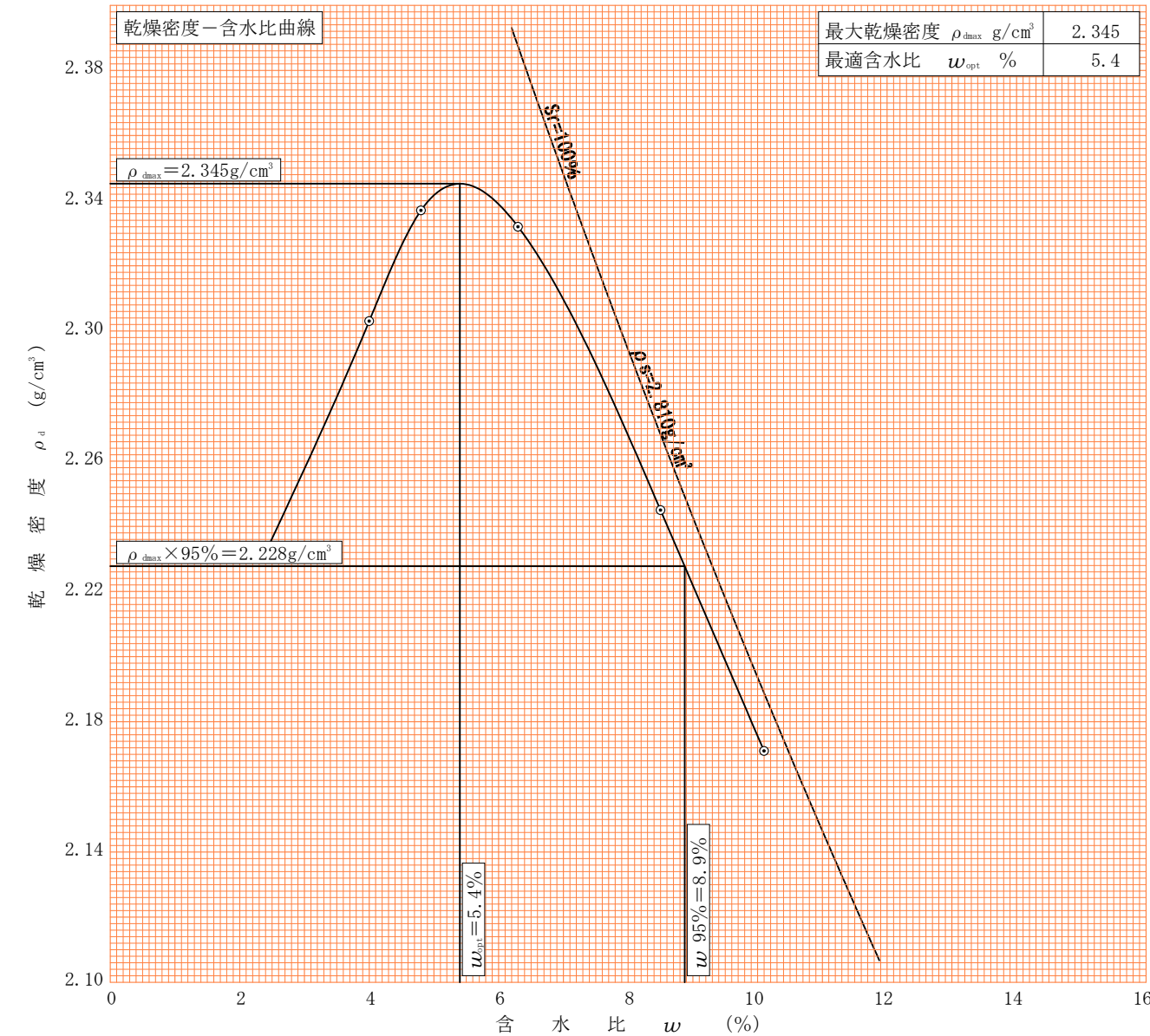
試料番号（深さ）

8号道路

試験者

石田 太郎

試験方法	E-b		土質名称					
試料の準備方法	乾燥法， 湿潤法		ランマー質量 kg	4.5	土粒子の密度 ρ_s g/cm ³	2.810		
試料の使用 方法	繰返し法 ，非繰返し法		落下高さ cm	45	試料調製前の最大粒径 mm			
含水比	試料分取後 w_0 %			突固め回数 回/層	92	モールド	内径 cm	15
	乾燥処理後 w_1 %	2.4		突固め層数 層	3		高さ ¹⁾ cm	12.50
測定 No.	1	2	3	4	5	6	7	8
平均含水比 w %	2.4	4.0	4.8	6.3	8.5	10.1		
乾燥密度 ρ_d g/cm ³	2.232	2.303	2.337	2.332	2.245	2.171		



特記事項

1) 内径15cmのモールドの場合はスぺーサーディスクの高さを差引く。
ゼロ空気間隙曲線の計算式
$$\rho_{dsat} = \frac{\rho_w}{\rho_w/\rho_s + w/100}$$

様式－５	現場における土の乾燥単位体積重量試験				検印		
工事名		局改第 ○ ○ 号		試験日 令和○○年3月20日			
測定箇所		A 2 橋台 路床		試験者 ○ ○ ○ ○			
土の最大粒径		測定容器番号					
試験用砂の単位体積重量 $\gamma_{st} =$		1,462		ベースプレートの砂の重量 $W_{jb} =$ 1516.0			
試験孔からとり出した土の湿潤重量、含水比及び乾燥重量の測定							
試験孔のNo	湿潤土及び乾燥土重量測定			含水比の測定			
1	容器の番号						
	(湿潤土＋容器)の重量	g	2081.1	WW	2081.1	DW	1896.4
	容器の重量	g		DW	1896.4	TW	0.0
	湿潤土の重量 W_{wA}	g	2081.1	Ww	184.7	WS	1896.4
	乾燥土の重量 W_o	g	1896.4	WI	9.7%		
2	容器の番号						
	(湿潤土＋容器)の重量	g	2158.4	WW	2158.4	DW	1954.1
	容器の重量	g		DW	1954.1	TW	0.0
	湿潤土の重量 W_{wA}	g	2158.4	Ww	204.3	WS	1954.1
	乾燥土の重量 W_o	g	1954.1	WI	10.5%		
3	容器の番号						
	(湿潤土＋容器)の重量	g	2162.3	WW	2162.3	DW	1965.1
	容器の重量	g		DW	1965.1	TW	0.0
	湿潤土の重量 W_{wA}	g	2162.3	Ww	197.2	WS	1965.1
	乾燥土の重量 W_o	g	1965.1	WI	10.0%		
試験孔の体積							
試験孔番号		1	2	3	予備欄		
砂の重量 W_{js}		g	4000.0	4000.0	4000.0		
残った砂の重量 W_{j3}		g	1032.8	978.2	982.9		
試験孔に入った砂の重量 ($W_{js} - W_{j3}$) - W_{jb}		g	1451.2	1505.8	1501.1		
試験孔の体積 V			992.6	1030.0	1026.7		
土の単位体積重量及び締固め度			最大乾燥密度 2.023 g/cm ³				
試験孔番号		1	2	3	平均値		
土の湿潤単位体積重量 γ_t		2.097	2.096	2.106	2.100		
土の乾燥単位体積重量 γ_d		1.911	1.887	1.914	1.907		
締固め度 %		94.5%	93.8%	94.6%	94.3%		
備考							
乾燥土重量 : $W_o = \frac{W_{wA} \times 100}{100 + W}$		土の乾燥単位体積重量 : $\gamma_d = \frac{W_o}{V}$					
試験孔の体積 : $V = \frac{(W_{js} - W_{j3} - W_{jb})}{\gamma_{st}}$		締固め度 : $= \frac{\text{現場密度}}{\text{最大乾燥密度}} \times 100$					
土の湿潤単位体積重量 : $\gamma_t = \frac{W_{wA} \times 100}{V}$							
規格値 : 最大乾燥密度の90%以上							

コンクリート中の塩分測定表

工 事 名						測定者					
測定年月日 時 間	種類	コンクリート の種類	混和剤の種類 (m ³ 当りの使用量)	セメントの種類	単位水量 (kg/m ³)	測定器名	測定結果				備 考
							番号	測定値 (%)	塩分量 (kg/m ³)	許容値 (kg/m ³)	
令和〇〇年〇月〇日 9:20	吹付コンクリート	18-8-25	2.89 Kg	高炉	165	カンタブ	1	0.07		0.3	
							2	0.06			
							3	0.06			
							平均	0.063	0.10		
令和〇〇年〇月〇日 13:10	吹付コンクリート	18-8-25	2.89 Kg	高炉	165	カンタブ	1	0.07		0.3	
							2	0.07			
							3	0.06			
							平均	0.067	0.11		
							1				
							2				
							3				
							平均				
							1				
							2				
							3				
							平均				
							1				
							2				
							3				
							平均				
							1				
							2				
							3				
							平均				
							1				
							2				
							3				
							平均				

(注) 測定器具及び測定換算表などの資料を添付すること

塩分量 (kg/m³) = (単位水量 (kg/m³)) × 測定値) ÷ 100

ひび割れ調査票【記載例】

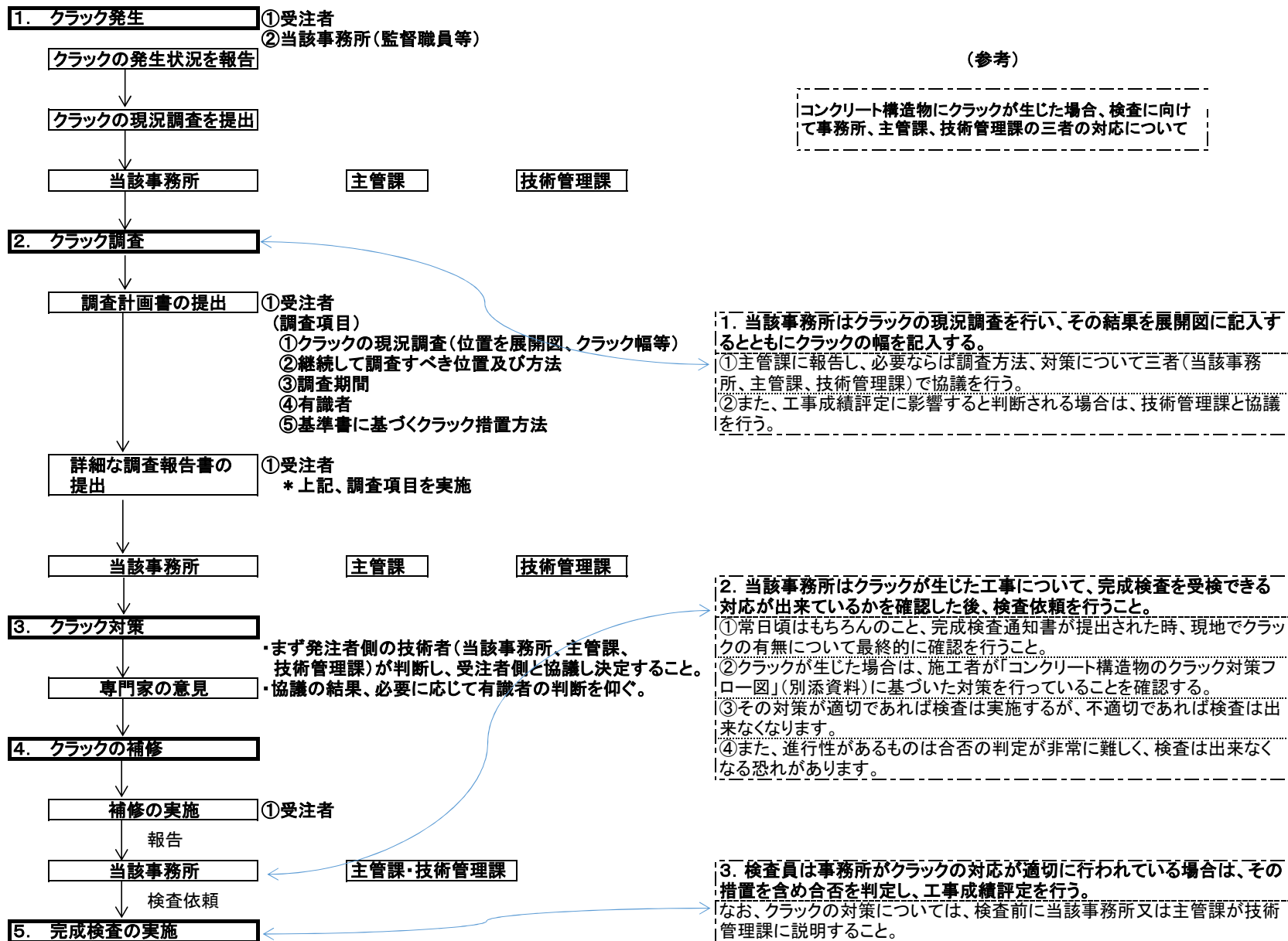
調査者名

工事番号	道改国〇〇—〇号	工事名	国道〇〇号改築工事
受注者名	〇〇建設㈱		
構造物形式	鉄筋コンクリート		
構造物名	〇号ボックスカルバート		
位置	測定No〇〇		
構造物竣工年月日	令和〇〇年〇月〇日		
設計コンクリート種類	21-8-25BB	使用コンクリート種類	24-8-25BB
ひび割れの有無	☒ 有 ☐ 無	本数: ☒ 1~2本 ☐ 3~5本 ☐ 多数	
ひび割れ発見日	令和〇〇年〇月〇日	ひび割れ総延長 約 3.5 m	
ひび割れ調査日	令和〇〇年〇月〇日	最大ひび割れ幅(○で囲む) 0.2mm以下 ☒ 0.3mm以下 ☐ 0.4mm以下 ☐ 0.5mm以下 0.6mm以下 ☐ 0.8mm以下 ☐ その他 _____ mm	
		発生時期(○で囲む) 数時間~1日 ☐ 数日 ☐ 数10日以上 ☒ 不明	
		規則性: ☐ 有 ☒ 無	
		形態: 網状 ☒ 表層 ☐ 貫通 ☐ 表層or貫通	
		方向: 主筋鉄筋方向 ☐ 直角方向 ☐ 両方向 ☒ 鉄筋とは無関係	

構造物一般図ひび割れ発生状況箇所のスケッチ図

添付しない場合は
(別添資料—〇参照)と記入し、
資料提出

コンクリート構造物のクラック調査・対策のフロー図について（案）



テストハンマーによる強度推定調査票

測定者 黒潮 太郎

構造物形式		鉄筋コンクリート									
構造物の名称		○号ボックスカルバート(No. ○○付近)									
設計コンクリート種類		21-8-25-BB				使用コンクリート種類		24-8-25-BB			
調査箇所	測点	下流より2m		下流より8m		下流より15m					
	場所	右岸側壁		左岸側壁		右岸側壁					
	位地	底版よりH=1.2m		底版よりH=1.0m		底版よりH=1.3m					
コンクリート打設日		令和○○年6月10日		令和○○年6月15日		令和○○年6月15日					
調査日		令和○○年7月3日		令和○○年7月3日		令和○○年7月3日					
反発硬度		33	30	31	30	33	34				
		34	38	30	34	30	31				
		32	36	32	32	35	32				
		34	34	30	33	32	31				
		34	35	31	32	31	30				
		34	35	27	32	30	29				
		33	32	33	30	27	32				
		33	33	33	32	32	28				
		28	36	31	29	30	30				
		32	30	30	30	31	28				
		平均値	33.3	平均値	31.1	平均値	30.8	平均値		平均値	
打撃方向		水平		水平		水平					
乾燥状態 (補正值)	乾燥	0		0		0		乾燥 0		乾燥 0	
	・湿っている	+3		+3		+3		・湿っている +3		・湿っている +3	
	・濡れている	+5		+5		+5		・濡れている +5		・濡れている +5	
	(0)	(0)		(0)		()		()			
材 齢		○○ 日		○○ 日		○○ 日		日		日	
		(1.06)		(1.16)		(1.16)		()		()	
推定強度 (N/mm ²)		25.9		25.1		24.6					

- 材齢28日～91日の間に試験を行うことを原則とする。工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は、下表の補正值及び以下の方法に従い、再調査の必要性を判断する。
- 材齢10日以前の試験は、実施しない。
- 材齢92日以降の試験では、材齢28日～91日の間に試験を行う場合と同様、推定強度の補正は行わない。

(補正表)

材令	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
補正值	1.55	1.51	1.46	1.42	1.38	1.34	1.29	1.25	1.21	1.16	1.12	1.11	1.09	1.08	1.06	1.05	1.03	1.02	1.00

テストハンマーによる強度推定調査の適正な実施について

1. 下記工種については、品質管理基準に基づき「テストハンマーによる強度推定調査」を実施しなければなりません。その方法は、同基準に規定する試験方法（JSCE-G504：20点法）でなければなりません。（品質管理基準）JSCE-G504は「土木学会規準」のことで、コンクリート標準示方書[規準編]に掲載されています。

記

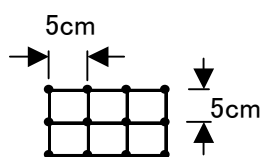
- ①高さ5m以上の鉄筋コンクリート擁壁
- ②内空断面積25m²以上の鉄筋コンクリートカルバート類
- ③橋梁上・下部工
- ④トンネル
- ⑤高さ3m以上の堰・水門・樋門

但し、上記のいずれの工種についてもプレキャスト製品、PCは除く。

2. 品質管理基準に規定する試験方法「20点法」は、1箇所の測定打撃点数を20点とし、測定値の平均値の±20%以上に該当する測定値は捨てて再測定、20点の平均値から推定強度を算定するものです。
3. 検査技術基準（必携p89）にシュミットハンマー検査例として、「12点法」が例示されていますが、これは、あくまで検査時の例ですので、間違わないようにしてください。

この手法は時間制約のある検査時にのみ限定する。

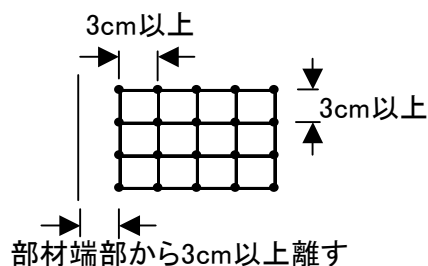
参考：12点法（検査技術基準例示の方法）



測定値の最大と最小を棄却し、10点の平均値を算出する。

品質管理はこの手法で行うこと

品質管理で行う20点法（JSCE-G504）

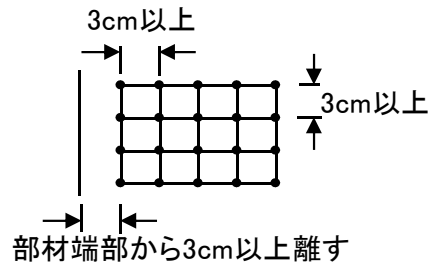


測定値の平均値の±20%以上に該当する測定値は捨てて再測定し、20点の平均値を算出する。

テストハンマー 材齢補正值

材齢	
1	-
2	-
3	-
4	-
5	-
6	-
7	-
8	-
9	-
10	1.55
11	1.51
12	1.46
13	1.42
14	1.38
15	1.34
16	1.29
17	1.25
18	1.21
19	1.16
20	1.12
21	1.11
22	1.09
23	1.08
24	1.06
25	1.05
26	1.03
27	1.02
28	1.00

品質管理で行う20点法(JSCE-G504)

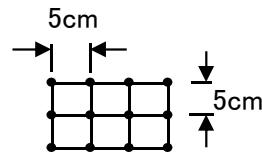


(調査時期について)

材齢28日～91日の間に試験を行うことを原則とする。工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は、左記補正值及び以下の方法に従い、再調査の必要性を判断する。

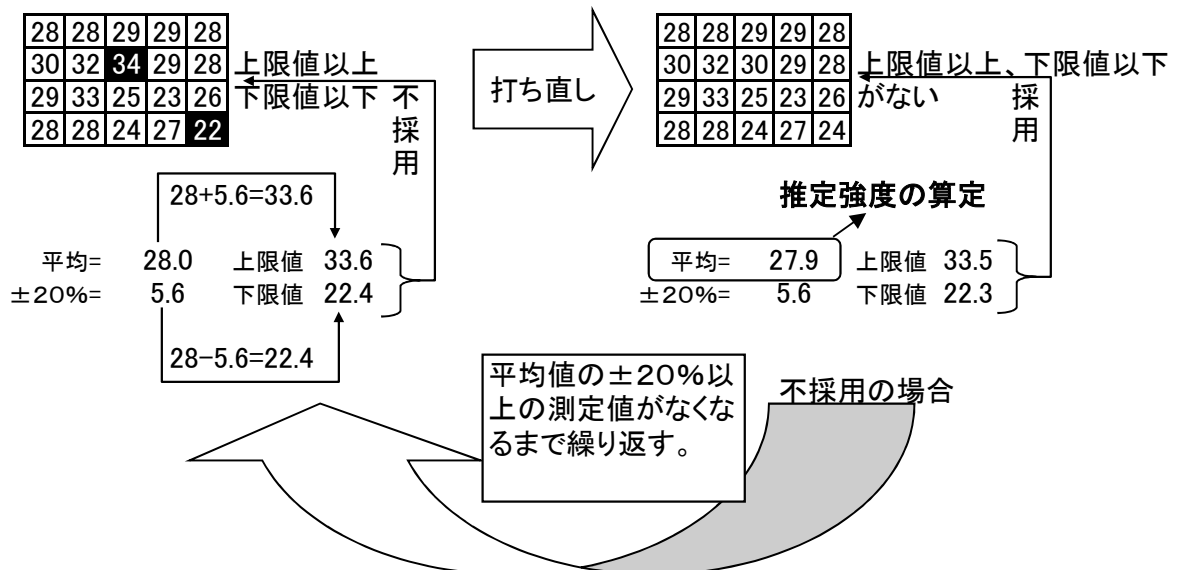
- ・ 材齢10日以前の試験は、実施しない。
- ・ 材齢92日以降の試験では、材齢28日～91日の間に試験を行う場合と同様、推定強度の補正は行わない。

参考:12点法(検査技術基準例示の方法)



「20点法」は、1箇所の測定打撃点数を20点とし、測定値の平均値の±20%以上に該当する測定値は捨てて再測定、20点の平均値から推定強度を算定する。

【打撃硬度の適否判定方法】

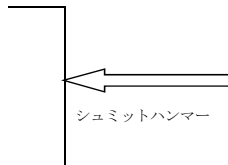


テストハンマーによる推定強度（単位 N/mm^2 ）

（水平 0度）

反発値	0.0	0.1	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9
20	7.5	7.6	7.7	7.8	8.0	8.1	8.2	8.3	8.5	8.6
21	8.7	8.9	9.0	9.1	9.2	9.4	9.5	9.6	9.7	9.9
22	10.0	10.1	10.3	10.4	10.5	10.6	10.8	10.9	11.0	11.2
23	11.3	11.4	11.5	11.7	11.8	11.9	12.0	12.2	12.3	12.4
24	12.6	12.7	12.8	12.9	13.1	13.2	13.3	13.4	13.6	13.7
25	13.8	14.0	14.1	14.2	14.3	14.5	14.6	14.7	14.8	15.0
26	15.1	15.2	15.4	15.5	15.6	15.7	15.9	16.0	16.1	16.2
27	16.4	16.5	16.6	16.8	16.9	17.0	17.1	17.3	17.4	17.5
28	17.7	17.8	17.9	18.0	18.2	18.3	18.4	18.5	18.7	18.8
29	18.9	19.1	19.2	19.3	19.4	19.6	19.7	19.8	19.9	20.1
30	20.2	20.3	20.5	20.6	20.7	20.8	21.0	21.1	21.2	21.3
31	21.5	21.6	21.7	21.9	22.0	22.1	22.2	22.4	22.5	22.6
32	22.8	22.9	23.0	23.1	23.3	23.4	23.5	23.6	23.8	23.9
33	24.0	24.2	24.3	24.4	24.5	24.7	24.8	24.9	25.0	25.2
34	25.3	25.4	25.6	25.7	25.8	25.9	26.1	26.2	26.3	26.4
35	26.6	26.7	26.8	27.0	27.1	27.2	27.3	27.5	27.6	27.7
36	27.9	28.0	28.1	28.2	28.4	28.5	28.6	28.7	28.9	29.0
37	29.1	29.3	29.4	29.5	29.6	29.8	29.9	30.0	30.1	30.3
38	30.4	30.5	30.7	30.8	30.9	31.0	31.2	31.3	31.4	31.5
39	31.7	31.8	31.9	32.1	32.2	32.3	32.4	32.6	32.7	32.8
40	33.0	33.1	33.2	33.3	33.5	33.6	33.7	33.8	34.0	34.1
41	34.2	34.4	34.5	34.6	34.7	34.9	35.0	35.1	35.2	35.4
42	35.5	35.6	35.8	35.9	36.0	36.1	36.3	36.4	36.5	36.6
43	36.8	36.9	37.0	37.2	37.3	37.4	37.5	37.7	37.8	37.9

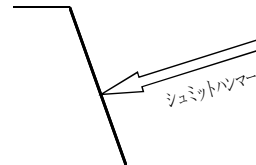
$$F=0.0980665 \times (-184+13.0 \times R) \quad (\text{水平 } 0^\circ)$$



（下向 -45度）

反発値	0.0	0.1	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9
20	10.6	10.7	10.8	11.0	11.1	11.2	11.3	11.5	11.6	11.7
21	11.8	12.0	12.1	12.2	12.3	12.5	12.6	12.7	12.8	13.0
22	13.1	13.2	13.3	13.5	13.6	13.7	13.8	14.0	14.1	14.2
23	14.3	14.5	14.6	14.7	14.8	15.0	15.1	15.2	15.3	15.4
24	15.6	15.7	15.8	15.9	16.1	16.2	16.3	16.4	16.6	16.7
25	16.8	16.9	17.1	17.2	17.3	17.4	17.6	17.7	17.8	17.9
26	18.1	18.2	18.3	18.4	18.6	18.7	18.8	18.9	19.1	19.2
27	19.3	19.4	19.6	19.7	19.8	19.9	20.1	20.2	20.3	20.4
28	20.6	20.7	20.8	20.9	21.1	21.2	21.3	21.4	21.6	21.7
29	21.8	21.9	22.0	22.2	22.3	22.4	22.5	22.7	22.8	22.9
30	23.0	23.2	23.3	23.4	23.5	23.7	23.8	23.9	24.0	24.2
31	24.3	24.4	24.5	24.7	24.8	24.9	25.0	25.2	25.3	25.4
32	25.5	25.7	25.8	25.9	26.0	26.2	26.3	26.4	26.5	26.7
33	26.8	26.9	27.0	27.2	27.3	27.4	27.5	27.7	27.8	27.9
34	28.0	28.2	28.3	28.4	28.5	28.7	28.8	28.9	29.0	29.1
35	29.3	29.4	29.5	29.6	29.8	29.9	30.0	30.1	30.3	30.4
36	30.5	30.6	30.8	30.9	31.0	31.1	31.3	31.4	31.5	31.6
37	31.8	31.9	32.0	32.1	32.3	32.4	32.5	32.6	32.8	32.9
38	33.0	33.1	33.3	33.4	33.5	33.6	33.8	33.9	34.0	34.1
39	34.3	34.4	34.5	34.6	34.8	34.9	35.0	35.1	35.3	35.4
40	35.5	35.6	35.7	35.9	36.0	36.1	36.2	36.4	36.5	36.6
41	36.7	36.9	37.0	37.1	37.2	37.4	37.5	37.6	37.7	37.9
42	38.0	38.1	38.2	38.4	38.5	38.6	38.7	38.9	39.0	39.1
43	39.2	39.4	39.5	39.6	39.7	39.9	40.0	40.1	40.2	40.4

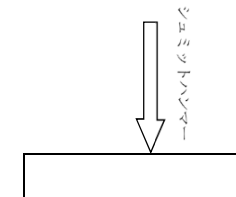
$$F=0.0980665 \times (-146+12.7 \times R) \quad (\text{下向 } -45^\circ)$$



（下向 -90度）

反発値	0.0	0.1	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9
20	11.8	11.9	12.0	12.1	12.3	12.4	12.5	12.6	12.7	12.9
21	13.0	13.1	13.2	13.4	13.5	13.6	13.7	13.9	14.0	14.1
22	14.2	14.3	14.5	14.6	14.7	14.8	15.0	15.1	15.2	15.3
23	15.4	15.6	15.7	15.8	15.9	16.1	16.2	16.3	16.4	16.5
24	16.7	16.8	16.9	17.0	17.2	17.3	17.4	17.5	17.7	17.8
25	17.9	18.0	18.1	18.3	18.4	18.5	18.6	18.8	18.9	19.0
26	19.1	19.2	19.4	19.5	19.6	19.7	19.9	20.0	20.1	20.2
27	20.3	20.5	20.6	20.7	20.8	21.0	21.1	21.2	21.3	21.5
28	21.6	21.7	21.8	21.9	22.1	22.2	22.3	22.4	22.6	22.7
29	22.8	22.9	23.0	23.2	23.3	23.4	23.5	23.7	23.8	23.9
30	24.0	24.1	24.3	24.4	24.5	24.6	24.8	24.9	25.0	25.1
31	25.3	25.4	25.5	25.6	25.7	25.9	26.0	26.1	26.2	26.4
32	26.5	26.6	26.7	26.8	27.0	27.1	27.2	27.3	27.5	27.6
33	27.7	27.8	27.9	28.1	28.2	28.3	28.4	28.6	28.7	28.8
34	28.9	29.1	29.2	29.3	29.4	29.5	29.7	29.8	29.9	30.0
35	30.2	30.3	30.4	30.5	30.6	30.8	30.9	31.0	31.1	31.3
36	31.4	31.5	31.6	31.7	31.9	32.0	32.1	32.2	32.4	32.5
37	32.6	32.7	32.9	33.0	33.1	33.2	33.3	33.5	33.6	33.7
38	33.8	34.0	34.1	34.2	34.3	34.4	34.6	34.7	34.8	34.9
39	35.1	35.2	35.3	35.4	35.5	35.7	35.8	35.9	36.0	36.2
40	36.3	36.4	36.5	36.7	36.8	36.9	37.0	37.1	37.3	37.4
41	37.5	37.6	37.8	37.9	38.0	38.1	38.2	38.4	38.5	38.6
42	38.7	38.9	39.0	39.1	39.2	39.3	39.5	39.6	39.7	39.8
43	40.0	40.1	40.2	40.3	40.5	40.6	40.7	40.8	40.9	41.1

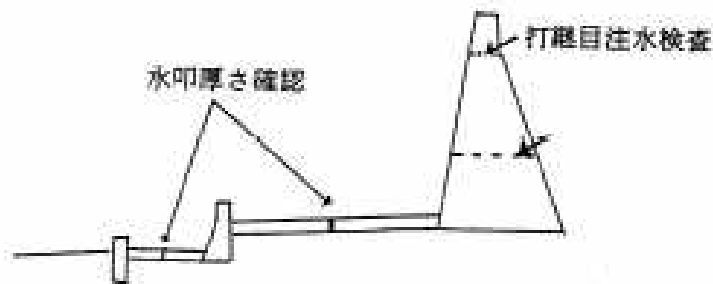
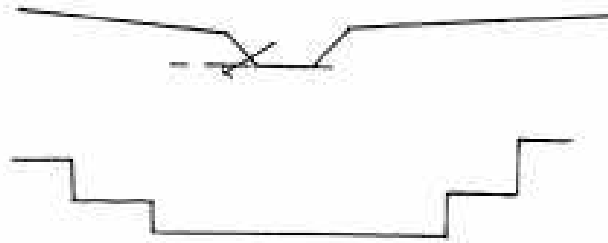
$$F=0.0980665 \times (-130+12.5 \times R) \quad (\text{下向 } -90^\circ)$$



コンクリート構造物せん孔検査例

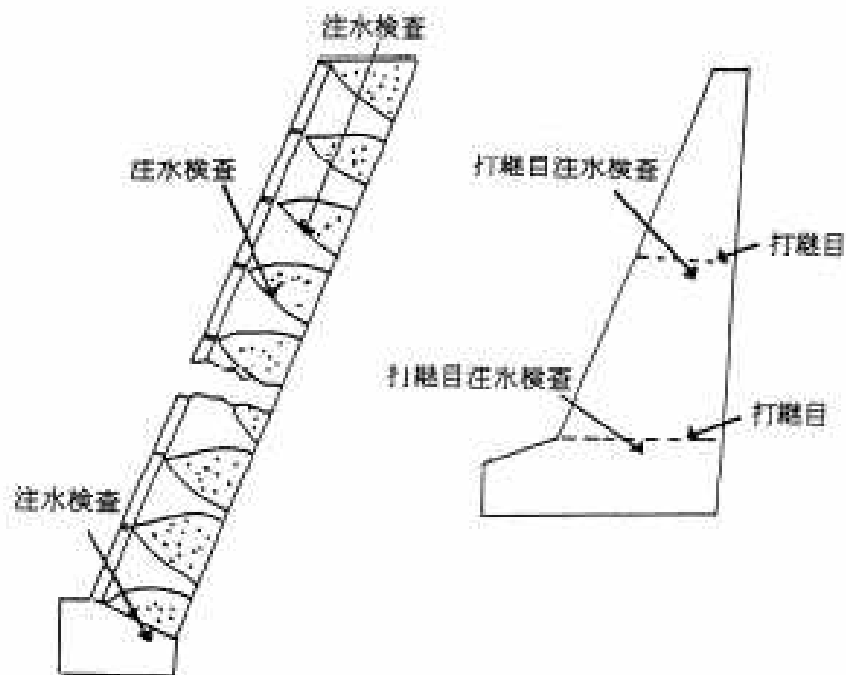
砂防ダム

打継目注水検査



コンクリート積みブロック

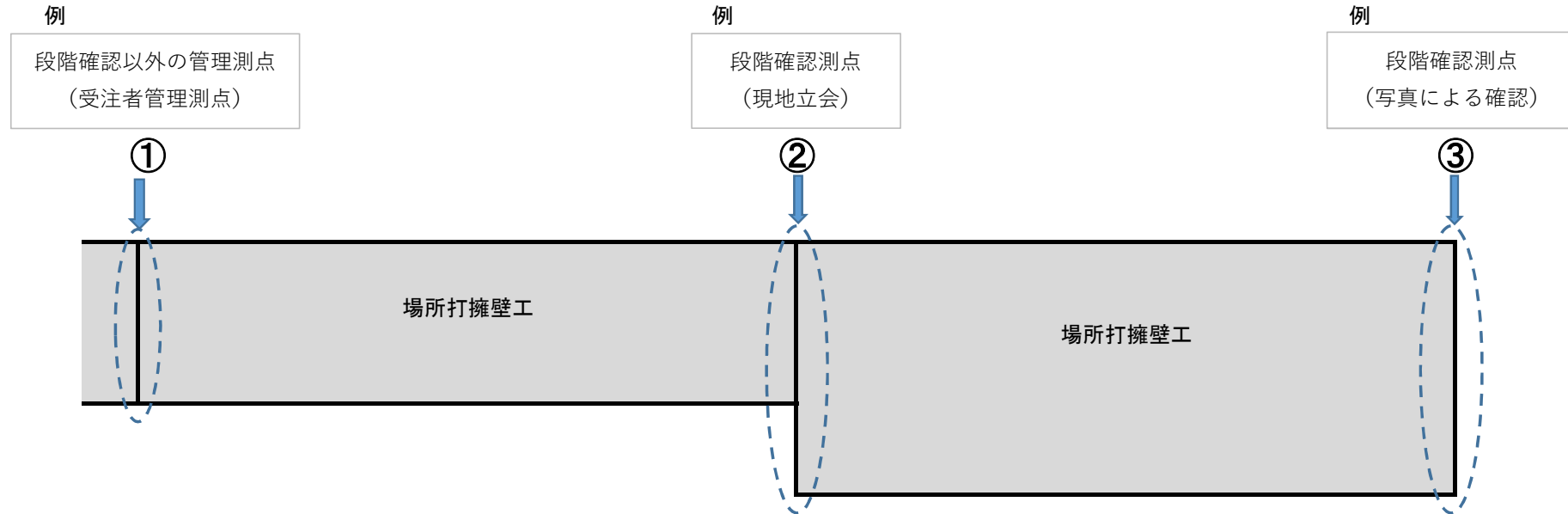
コンクリート擁壁



出来形管理写真撮影における取り扱いについて

R3.4.1 技術管理課

◆段階確認において監督職員または現場技術員が現地立会した場合は出来形管理写真撮影は省略する。



管理測点	出来形管理(寸法)	段階確認実施表	出来形写真撮影	摘 要
①	○必要	—	○必要	
②	○必要	○必要	×不要	※遠隔臨場にも適用する。
③	○必要	○必要	○必要	※段階確認実施表に写真を添付して監督職員に提出。

写真での段階確認時の鉄筋組み立て完了写真の撮り方 (出来形管理写真)

<例：橋台>

(全景写真)

背景：A1 橋台フーチング鉄筋組み立て全景

(黒板)

工事番号；
工事名；
工種； A1 橋台
フーチング 鉄筋組立完了

全景

(全体と黒板アップの2枚程度撮影する)

※フーチング、立壁、左ウイング、右ウイング、パラペット等
毎に全景を撮る

※組立状況が分かるようにリボンロット等を当てる。
(幅、延長等)にリボンロット等を当てることにより全体像をつかめる程度とし、全景のためリボンロットの数値は判読できなくてもよい。)

(部分写真)

背景：A1 橋台フーチングの鉄筋組立てにリボンロット等を当てる

(黒板)

工事番号；
工事名；
工種； A1 橋台
フーチング 鉄筋組立完了
F 1 D19mm @0.25m N=50本
F 2 D22mm @0.125m N=80本
F 3 D25mm @0.125m N=75本
F 4 D32mm @0.125m N=75本
...

自主管理用の写真は配筋図（または図面）を添付し、
当てたリボンロット等が全て判読できる必要があるので
規格2本（F 1、F 2）毎に1枚写真を撮ることが望ましい。

(リボンロット等は10本程度の配筋のピッチ等が分かるように当てる。)

(加工写真)

背景：加工した鉄筋にリボンロット等を当てる

(黒板)

工事番号；
工事名；
工種； A1 橋台
鉄筋加工
F 1 D19mm N=50本
F 2 D22mm N=80本
F 3 D25mm N=75本
...

寸法、径を表示した
加工図を書く

自主管理用の写真は配筋図（または図面）を添付し、
当てたリボンロット等が全て判読できる必要があるので
規格2本（F 1、F 2）毎に1枚写真を撮ることが望ましい。

1. 自主管理用の鉄筋組み立て完了写真の撮り方(出来形管理写真)



RC橋脚工
P3橋脚
配筋確認

躯体上面
(部分)



RC橋脚工
P5橋脚
配筋確認

底版側面
(部分)

※この写真は前頁の黒板表記とはリンクしていません。

検査用コア採取位置決定方法の例

位置決定については、事前に検査員と協議すること。

【決定例】

施工規模を入力

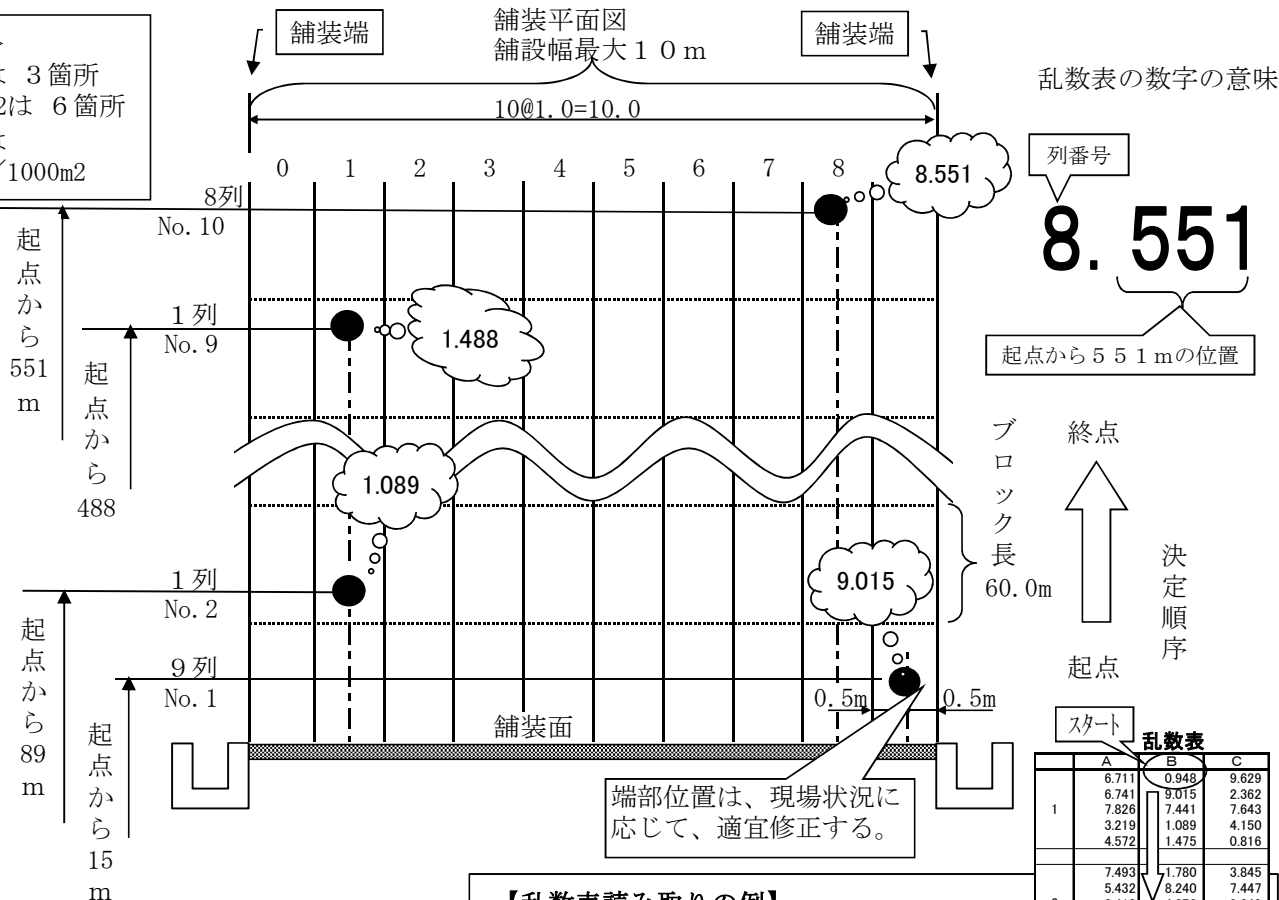
施工延長 600 m
 施工面積 5,700 m²
 採取コア数 10 個
 ブロック長 60.000 m (端数)

<採取コア数>

- ①1000m²未満は 3 箇所
- ②1000～2000m²は 6 箇所
- ③2000m²以上は 6 + 1 箇所/1000m²

コアNo.	ブロック	列番号	起点からの距離
No.1	0 ~ 60	9	15
No.2	60 ~ 120	1	89
No.3	120 ~ 180	6	178
No.4	180 ~ 240	1	203
No.5	240 ~ 300	3	293
No.6	300 ~ 360	7	325
No.7	360 ~ 420	1	390
No.8	420 ~ 480	8	441
No.9	480 ~ 540	1	488
No.10	540 ~ 600	8	551

乱数表の数値を読み取って入力



乱数表の数字の意味

列番号

8.551

起点から551mの位置

ブロック長 60.0m

終点

決定順序

起点

スタート

乱数表

	A	B	C
1	6.711	0.948	9.629
	6.741	9.015	2.362
	7.826	7.441	7.643
	3.219	1.089	4.150
	4.572	1.475	0.816
2	7.493	1.780	3.845
	5.432	8.240	7.447
	3.418	4.376	9.649
	0.470	6.178	8.970
	3.869	8.365	7.538

【コア採取位置決定要領】

- ① 道路横断方向の列間隔は1.0mを基本とする。
 (舗装幅が6.5m等端数の場合は、列間隔又は端部列幅で調整する。)
- ② 左側から0列～9列(最大)とする。
- ③ 1000m²未満は3個以上、1000～2000m²は6個、2000m²を超えるものは1000m²毎に1個追加。
- ④ 延長(縦断)方向の採取ブロックは、ブロック長=舗装延長÷採取コア数で設定する。
- ⑤ ブロック毎に、採取コアの位置を乱数表により決定していく。
- ⑥ 乱数表は、読み取り開始位置から順次乱数を(下右へ)読んでいく。ブロックが変わっても後戻りしない。
- ⑦ 小数点以下3桁が合致しても、整数部(列番号)が該当しない場合は、これをとばして次の乱数を探す。

【乱数表読み取りの例】

B-1からスタートの場合(スタート位置は任意に選択)

- ・最初に選択するコア位置(No. 1)は、小数点以下3桁が、000以上060未満の乱数を読むと、9.015
 9列↑ ↑ 15m地点
 - ・次に選択するコア位置(No. 2)は、小数点以下3桁が、060以上120未満の乱数を読むと、1.089
 1列↑ ↑ 89m地点
- 以下同様に繰り返す。

乱数表

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
1	6.711	0.948	9.629	9.459	8.441	6.838	0.413	8.691	0.219	8.528
	6.741	9.015	2.362	5.449	0.206	9.325	5.549	0.696	5.231	4.059
	7.826	7.441	7.643	3.532	0.759	8.692	0.645	9.525	1.094	2.044
	3.219	1.089	4.150	0.906	1.628	8.751	3.888	4.313	7.746	7.753
	4.572	1.475	0.816	4.899	1.764	6.280	5.820	5.727	1.694	7.262
2	7.493	1.780	3.845	1.717	7.311	9.943	5.238	7.821	8.203	7.827
	5.432	8.240	7.447	9.468	6.171	4.887	1.745	1.507	4.324	8.216
	3.418	4.376	9.649	6.855	2.220	7.808	7.428	2.529	2.979	1.833
	0.470	6.178	8.970	5.236	2.604	1.370	6.050	2.472	8.457	0.049
	3.869	8.365	7.538	8.558	5.123	2.291	1.354	2.425	5.820	0.283
3	0.589	6.675	8.083	7.571	6.462	1.755	0.330	0.386	3.496	3.593
	9.711	7.869	7.979	0.698	7.335	2.906	9.156	1.223	0.604	6.967
	2.304	3.439	7.034	6.230	9.100	0.966	4.203	5.548	7.818	2.402
	3.288	6.568	8.000	6.649	2.270	9.018	8.822	1.049	4.651	4.612
	6.733	0.869	0.912	3.293	0.622	9.771	7.847	2.129	7.029	7.360
4	8.187	7.779	3.986	3.590	8.417	8.319	2.121	4.916	0.571	2.160
	7.753	7.579	1.652	5.736	7.620	5.946	5.005	6.507	4.706	6.427
	5.789	8.998	2.610	1.644	6.889	7.133	7.848	4.489	2.704	0.974
	2.567	8.771	5.046	8.498	6.241	8.551	2.907	1.235	9.777	0.181
	5.051	4.514	6.158	7.912	8.821	0.902	6.091	2.080	1.867	3.615
5	3.088	3.988	3.727	9.823	0.056	4.667	1.488	1.819	9.778	4.720
	6.049	3.906	5.920	0.444	5.240	2.322	5.196	8.422	1.497	4.808
	3.645	1.952	1.042	8.386	7.887	3.000	3.904	3.038	0.692	4.151
	4.571	0.861	7.133	0.087	8.221	3.563	4.607	0.356	4.894	3.604
	6.963	1.203	0.791	3.405	0.127	5.194	9.001	1.022	4.150	5.056
6	4.182	0.687	4.922	1.634	0.313	2.002	3.113	0.392	8.649	6.969
	0.985	9.232	1.206	3.450	7.304	0.876	6.195	0.484	9.309	8.405
	5.771	0.535	4.759	6.538	3.841	5.791	6.196	8.763	2.445	1.772
	8.206	4.767	5.322	3.649	6.886	8.704	1.880	6.696	5.753	8.883
	1.795	3.006	5.499	3.389	2.784	6.547	7.811	0.186	6.105	0.528
7	7.055	9.892	1.944	8.586	6.573	6.973	7.541	7.851	0.557	3.633
	9.793	3.087	8.449	2.829	7.784	3.109	3.559	4.139	7.146	5.357
	3.155	4.969	1.712	2.220	4.150	4.563	5.213	4.620	7.072	3.057
	3.092	8.082	3.716	0.146	8.122	4.880	5.577	9.911	3.014	6.529
	9.805	4.950	0.494	7.134	1.249	8.582	8.267	1.738	2.286	1.593
8	0.086	2.806	3.903	2.904	8.441	2.084	0.197	5.350	9.012	9.467
	7.476	8.409	6.833	7.325	9.771	6.534	7.255	6.250	5.509	0.193
	6.384	3.696	8.028	3.619	2.650	7.255	8.054	5.568	5.894	9.650
	4.812	3.900	8.805	8.629	3.796	1.885	0.795	3.706	7.896	3.289
	2.060	4.230	9.571	7.703	1.488	8.115	9.168	3.807	4.547	3.775
9	1.321	9.610	4.346	0.095	6.209	4.543	8.740	0.800	1.235	3.506
	1.284	5.472	3.575	8.847	7.520	2.127	7.348	3.369	1.013	7.736
	5.738	7.605	1.235	2.961	1.048	0.265	2.540	6.154	1.354	5.937
	2.518	7.582	1.189	1.390	5.366	5.626	3.889	0.479	7.622	8.253
	1.088	9.470	7.654	4.507	7.124	5.348	1.001	5.199	9.352	1.268
10	7.844	4.986	2.982	1.244	1.154	3.254	6.828	5.227	7.544	2.250
	9.933	5.775	8.616	9.053	4.048	1.512	0.110	7.958	7.353	3.590
	3.851	6.406	5.330	5.006	8.455	9.170	4.846	5.237	4.683	5.878
	4.596	1.096	2.402	1.729	3.114	1.086	3.720	9.279	7.232	8.457
	7.540	4.225	6.684	2.205	6.193	5.661	6.202	5.531	5.620	9.907

乱数表

	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T
1	4.434	5.025	6.498	7.700	4.382	5.681	9.295	3.682	7.001	3.971
	3.720	3.293	0.952	6.841	0.706	5.767	9.247	7.343	2.700	1.046
	5.995	9.391	0.141	5.086	5.584	9.850	5.163	4.543	1.237	1.727
	9.404	5.259	1.173	7.276	5.697	8.558	2.528	0.594	5.322	4.067
	6.351	3.398	8.547	1.783	0.664	8.817	8.847	1.225	6.003	4.265
2	2.634	3.120	2.964	0.910	4.342	0.709	0.163	7.014	4.384	3.340
	0.992	6.310	3.391	0.201	8.343	8.055	7.041	4.735	5.544	6.459
	2.802	4.296	8.130	9.136	6.833	8.215	6.434	2.204	5.340	6.062
	7.971	6.694	0.340	2.694	5.589	6.864	7.189	2.959	4.059	2.091
	6.895	1.366	6.168	1.312	7.795	6.757	5.234	3.489	3.891	8.462
3	5.817	8.037	2.022	3.970	1.339	4.097	2.462	1.367	1.502	0.277
	3.740	5.569	7.064	4.189	5.525	9.231	7.649	6.885	6.614	0.995
	2.844	4.878	8.931	7.329	5.070	3.728	7.990	6.846	1.878	3.339
	7.387	0.723	7.929	9.198	0.080	9.217	0.130	2.668	0.083	0.467
	0.131	7.604	7.141	3.001	5.914	4.552	0.525	0.075	2.559	2.586
4	0.237	9.445	8.196	9.149	4.780	8.531	2.748	3.081	6.966	4.536
	7.189	0.937	9.827	7.178	4.392	9.024	6.878	0.016	6.843	8.096
	3.069	5.911	6.626	8.913	0.608	7.814	9.052	8.418	9.498	4.575
	5.121	7.840	4.865	6.209	6.558	7.592	8.715	2.537	6.955	3.569
	2.120	9.673	0.773	1.046	6.114	5.669	8.016	6.262	9.431	7.607
5	0.247	2.460	7.097	4.196	6.160	3.067	3.789	4.003	0.094	7.095
	9.525	3.542	6.442	4.125	3.474	6.036	8.024	3.539	3.800	2.286
	9.885	0.142	7.294	8.174	1.166	5.601	1.997	4.918	0.104	9.188
	0.225	4.636	8.582	5.523	4.962	7.369	6.658	4.758	3.076	0.215
	6.925	2.929	9.193	3.165	4.392	5.807	2.564	1.154	6.569	5.516
6	4.351	0.171	7.466	6.132	2.008	3.755	4.316	4.101	7.111	4.488
	2.930	0.554	2.950	5.487	3.545	6.969	9.467	8.966	2.538	1.336
	8.811	5.497	3.376	5.386	0.411	8.927	0.943	2.968	9.611	3.544
	9.231	6.887	0.891	2.081	0.267	6.797	2.065	3.316	0.938	2.776
	5.220	3.747	9.698	5.349	2.316	6.088	4.267	4.652	8.029	6.341
7	6.368	8.112	6.575	7.749	0.177	9.585	2.574	8.219	6.858	7.783
	0.981	1.475	1.096	9.915	7.003	2.787	5.498	8.282	8.697	4.237
	3.207	6.574	5.846	2.014	1.166	2.350	9.403	5.760	1.486	9.668
	0.463	4.898	6.652	2.159	0.561	0.822	1.019	9.717	3.751	3.954
	9.067	5.222	5.208	5.160	0.106	7.801	8.038	3.061	7.532	6.660
8	8.970	6.973	6.628	7.441	5.589	3.334	3.454	0.782	7.103	6.276
	4.625	3.228	3.805	5.046	6.977	5.852	3.369	3.558	0.167	1.223
	1.443	0.184	4.735	3.259	9.029	5.926	8.523	1.025	6.415	0.015
	6.505	3.162	4.057	4.022	4.463	4.669	2.778	1.109	9.221	7.441
	6.297	7.257	0.493	3.435	9.307	6.571	7.159	5.895	8.546	3.244
9	0.033	2.681	2.644	2.062	6.676	7.819	5.972	8.331	1.116	3.563
	4.911	5.958	0.278	3.749	6.894	3.454	7.170	4.367	0.289	7.681
	9.952	6.619	2.677	1.844	6.573	6.453	8.234	4.124	9.105	6.987
	6.841	2.752	0.882	2.580	1.955	5.568	6.225	2.528	9.740	1.613
	2.765	1.374	1.988	9.902	2.356	1.724	3.927	7.101	2.732	9.120
10	6.373	8.802	4.578	5.138	0.690	1.495	2.965	0.753	0.689	2.892
	4.618	8.317	2.416	1.529	7.310	4.254	4.708	7.678	3.238	7.394
	4.831	9.247	6.753	5.423	9.883	6.126	2.952	4.120	0.531	6.370
	2.290	2.475	7.539	7.050	8.822	6.191	7.334	6.615	9.859	2.312
	5.778	7.846	2.382	1.650	0.813	6.700	9.082	0.604	9.231	9.591

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

1. 平成14年5月30日から対象建設工事には分別解体等及び再資源化等が義務付けられました

建設リサイクル法の対象となる建設工事には特定建設資材廃棄物を基準に従って工事現場で分別し、再資源化等を行うことが義務付けられます。

建設リサイクル法の対象となる建設工事は、次に示す特定建設資材をいずれか1品目以上使用した建築物等を解体する工事、又は特定建設資材をいずれか1品目以上使用する建築物等の新築工事等で、下表に示す規模の基準以上の建設工事です。

●特定建設資材

- ①コンクリート ②コンクリート及び鉄から成る建設資材 ③木材
④アスファルト・コンクリート

●対象建設工事の規模の基準

工 事 の 種 類	規 模 の 基 準
建築物の解体工事	床面積の合計 80㎡
建築物の新築・増築工事	床面積の合計 500㎡
建築物の修繕・模様替等工事（リフォーム等）	請負代金の額 1億円
建築物以外の工作物の工事（土木工事等）	請負代金の額 500万円

●特定建設資材廃棄物とは

特定建設資材が廃棄物処理法上の廃棄物となったもの

- ①コンクリート塊 ②建設発生木材 ③アスファルト・コンクリート塊

2. 対象建設工事の発注者や請負者は次のことを行う必要があります

●適正な分別解体等及び再資源化等の実施を確保するため、発注者による工事の事前届出や、請負者による分別解体等及び再資源化等の実施、発注者への再資源化完了報告、現場における標識の掲示などが義務付けられます。

●受注者への適正なコストの支払いを確保するため、発注者・受注者間の契約手続が整備されました。

※工事発注者にも対象建設工事の届出が義務付けられており、違反すれば罰則が科せられます。届出は工事着手の7日前までに、対象建設工事の施工場所を管轄する高知県の各土木事務所に（高知市内で施工する場合は、高知市役所に）届出書を提出することとなります。

19 高建管第 1133 号
平成 20 年 3 月 24 日

土木部各課長
土木部各出先機関長 様

建設管理課長

公共工事に伴う発生土の取扱いについて（通知）

公共工事に伴う発生土には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という）で「汚泥」として取り扱われる建設汚泥があり、しゅんせつ工事や通常の掘削工法で発生する土砂とそれぞれ区別して取り扱う必要があります。

このたび、文化環境部廃棄物処理推進課と協議した結果、発生土の分別、限りある資源の有効な利用（自ら利用・個別指定制度の活用）、生活環境の保全及び公共工事の円滑な実施を図ることを目的として、発生土を下記の事項で取扱うこととします。

なお、この取扱いは高知市以外で施工する工事に適用し、高知市内で施工する工事は適用外となるので注意してください。高知市内で施工する工事についても、高知市環境部廃棄物対策課と協議中ですので、協議が整いましたら別途通知します。

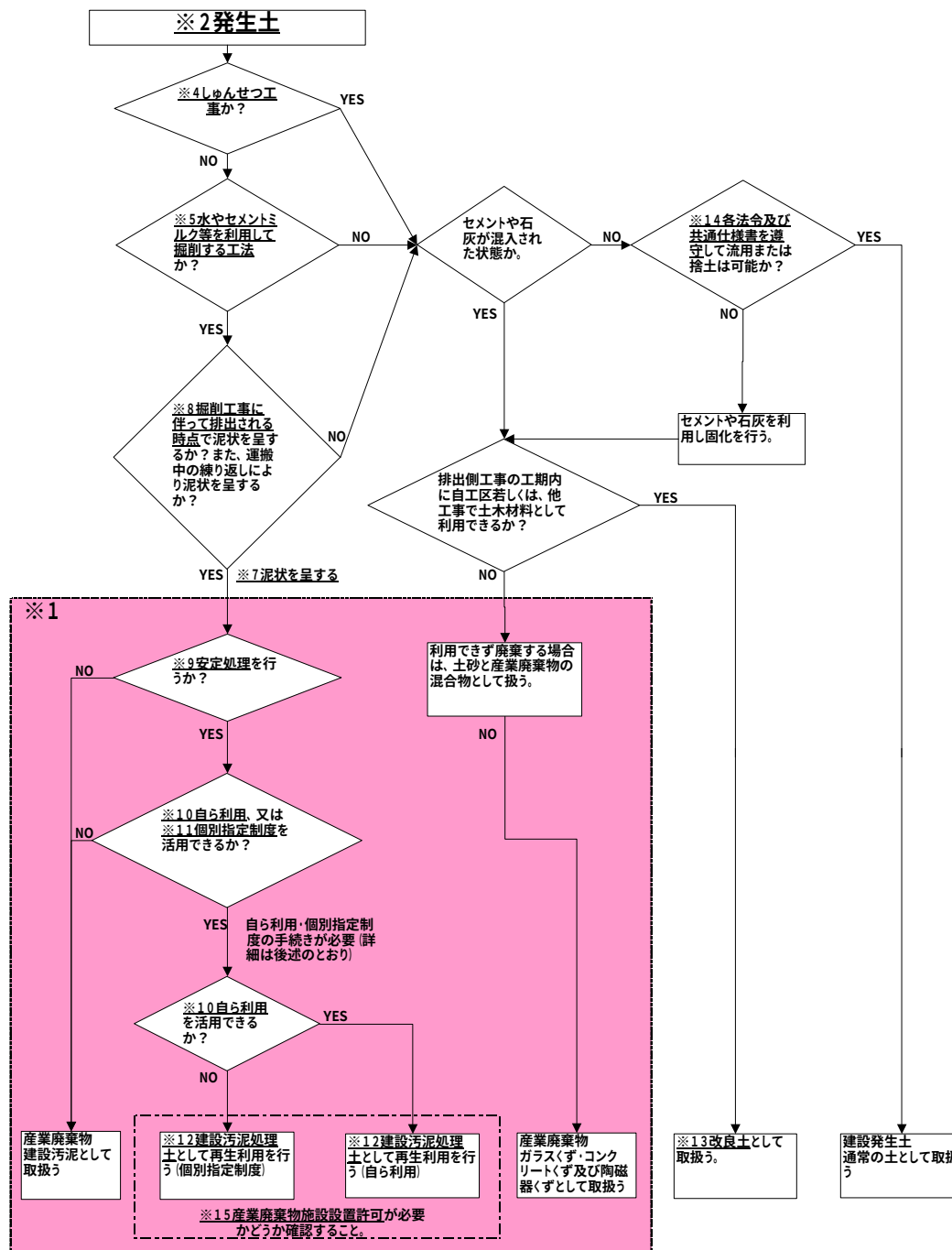
記

1 適用

本通知は、下記文書に基づいて発出するもので、適用の詳細については各々の通知によること。

- （１）昭和 46 年 10 月 16 日付け環整第 43 号「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について」
- （２）平成 13 年 6 月 1 日付け環廃産第 276 号「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について」
- （３）平成 17 年 7 月 25 日付け環廃産発第 050725002 号「建設汚泥処理物の廃棄物妥当性の判断指針について」
- （４）平成 18 年 7 月 4 日付け環廃産発第 060704001 号「建設汚泥の再生利用指定制度の運用における考え方について」
- （５）平成 19 年 1 月 24 日付け 18 高建管第 739 号「発生土利用基準について」
- （６）平成 19 年 1 月 24 日付け 18 高建管第 740 号「建設汚泥処理土利用技術基準について」
- （７）平成 19 年 3 月 26 日付け 18 高建管第 883 号「公共工事における建設副産物等の取扱いについて」

2 発生土の取扱いフロー



※1 の範囲・・・

廃棄物処理法の適用範囲となるため、産業廃棄物管理表（マニフェスト）による管理若しくは、自ら利用、個別指定制度を活用する場合に求める各資料による管理を行うこと。また、建設廃棄物を現場内で一時的に保管する場合は、廃棄物処理法に定める保管基準に従い廃棄物の種類ごとに保管（平成13年6月1日付け環産第276号「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について」6.2 作業所（現場）内保管を参照）すること。

※2発生土・・・

図1 公共工事における発生土であり、※3生活環境の保全上支障のないものと判断したもの。

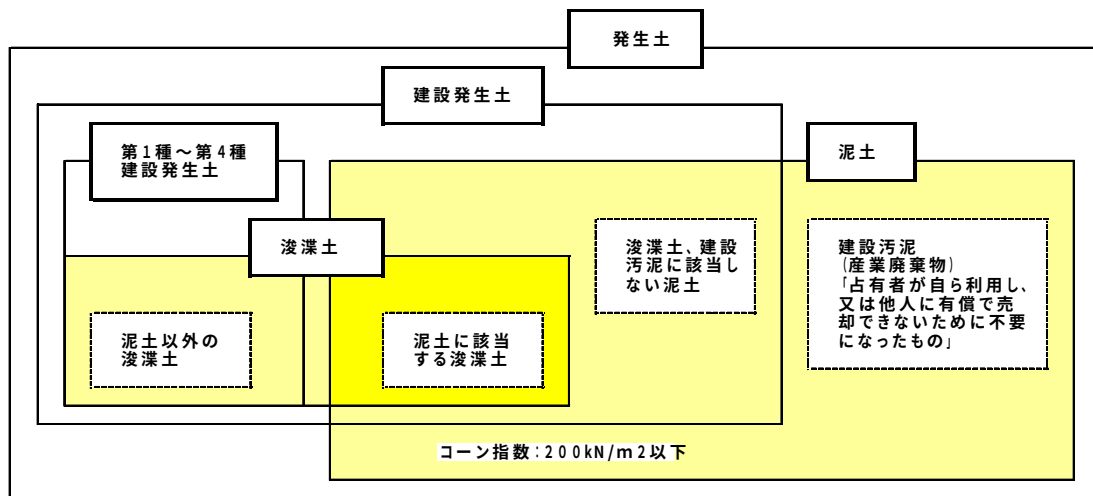


図1 公共工事における発生土

※3生活環境の保全上支障のないもの・・・

環境基本法に基づく土壤環境基準および土壤汚染対策法に基づく特定有害物質の含有量基準に適合するもの。

※4しゅんせつ工事・・・

環整第43号「ア 港湾、河川等のしゅんせつに伴って生じる土砂その他これに類するもの」にて判断する（側溝堆積土除去等を含む）。

※5水やセメントミルク等を利用して掘削する工法・・・

後述の代表的掘削工法にて例示する、泥水循環工法（泥水シールド・リバースサーキュレーション工法等）、泥水非循環工法（泥土圧シールド工法・アースドリル工法・プレボーリング工法・中掘工法等）、※6柱列式連続壁工法（ソイルセメント壁工法等）、その他これらに準じる工法（NATM工法、深層混合処理工法等）が該当工法であり、その他の工法で掘削し地盤条件（地下水位、湧水など）や自然条件（降雨など）によって泥状の掘削物が発生する場合は該当しない。

※6柱列式連続壁工法・・・

セメントミルクを注入する工法であり、一体の施工システムより排出されたものが、不要なもので※7泥状を呈するものであれば建設汚泥であり、泥状を呈しないものであればガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの判断を行う。

※7泥状を呈する・・・

標準仕様ダンプトラックに山積みができない状態である。その確認する手法として、人がその上を歩けるか、歩けないかで判断しており、機器を用いて計測した場合は、コーン指数がおおむね200kN/m²以下又は一軸圧縮強度がおおむね50kN/m²以下を示す場合である。

※8掘削工事に伴って排出される時点・・・

発生した掘削物を元の土砂と水に分離する工程までを、掘削工事としてとらえ、この一体となるシス

テムから排出される時点とする。（例えば、NATM工法では、水処理施設から汚泥脱水施設へ排出した時点とする）

※9 安定処理・・・

※8 掘削工事に伴って排出される時点でセメントや石灰、良質土混合処理等による安定処理等を行いその性状を改良し、泥状を呈しない状態にすること。

※10 自ら利用・・・

- ・排出事業者が当該工事現場又は当該排出事業者が施工する複数の工事間において、再度、建設資材として確実に再生利用することであり、※3 生活環境の保全上支障のないものであること。
- ・※12 建設汚泥処理土の利用にあたっては、設計図書や仕様書などに示した数量、品質等に適合したものであり、かつ構造的に安定された工事であること。
- ・平成19年3月29日付18高建管第883号「公共工事における建設副産物等の取扱いについて」を確認し、同通知文書「別紙－2 建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という）及び「別紙－3 再生利用に関する実施要領」に則って運用すること。
- ・発注者は利用側工事の発注者と協議・調整を行い、様式1「建設汚泥の工事間利用に関する確認書」を作成すること。
- ・排出側工事の元請業者に「ガイドライン」の様式2「建設汚泥再生利用計画書」及び様式3「建設汚泥リサイクル伝票」を作成させ提示をうけること。
- ・排出事業者の元請負業者に「ガイドライン」の様式4「建設汚泥再資源化等実施書」を作成させ提出すること。また、中間処理・収集運搬を委託した場合は契約書の写しを併せて提出すること。
- ・発注者は様式1、様式4及び中間処理・収集運搬を委託した場合は契約書の写し保管し、排出側工事の元請負業者は様式2、様式3及び中間処理・収集運搬を委託した場合は契約書を保管すること。また、適正処理を確認する観点から環境部局からの求めがあれば提示すること。
- ・以上のことを行っていない場合は、**当初から不要物の脱法的な埋立処分を目的としたものであったと考えられ、当該建設汚泥処理物は廃棄物であったものと判断される。（廃棄物処理法違反）**

※11 個別指定制度・・・

廃棄物の再生利用指定制度の個別指定制度（廃棄物処理法施行規則第9条第2号、第10条の3第2号）を活用する場合は、再生活用業者（排出事業者、利用者、廃棄物処理業者のいずれか）が申請書を作成し、環境部局に許可を受けること。ただし、申請から許可までに一定の審査期間が必要であるため、工事発注前の段階から事前に環境部局に対して協議を行うこと。運用にあたっては※10 自ら利用に記述している「別紙－2 ガイドライン」、「別紙－3 再生利用に関する実施要領」に則って行い、環境部が申請者に対して求めがあれば、発注者は資料の写しを提出すること。

※12 建設汚泥処理土・・・

平成19年1月24日付18高建管第740号「建設汚泥処理土利用技術基準について」参照

※13 改良土・・・

平成19年1月24日付18高建管第739号「発生土利用基準について」参照

※14 各法令及び共通仕様書を遵守・・・

共通仕様書の「1-1-40 諸法令の遵守」に記載している諸法令はもとより、同仕様書内の「1-1-36 環境対策」や「1-1-38 交通安全管理」を確認し、設計図書等の仕様を遵守すること。

共通仕様書抜粋

1-1-36 環境対策

1. 請負者は建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年4月16日）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

1-1-38 交通安全管理

1. 請負者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、或いは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第28条によって処置するものとする。

※15 産業廃棄物施設設置許可・・・

建設汚泥を建設汚泥処理土として再生利用する場合で、下記に該当する中間処理施設を設置する場合は、都道府県知事等の許可が必要となる。

建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について（環廃産第276号）抜粋

8. 2 中間処理施設

汚泥の脱水施設 処理能力10m³/日を超えるもの

汚泥の乾燥施設 処理能力10m³/日を超えるもの（天日乾燥にあつては100m³/日を超えるもの）

3 発生形態での判断および掘削工法の種類

(1) しゅんせつを目的とする掘削工事

廃棄物処理法では工法を問わず「港湾、河川等のしゅんせつに伴って発生する土砂、その他これに類するもの」を同法の規定する廃棄物の対象としていない。従って、河川等のしゅんせつや道路側溝の清掃等により生じる土砂は不要なものであっても廃棄物ではなく、土砂の扱いとする。なお、ヘドロについては土砂の扱いであっても環境対策に十分注意した処理を行うこと。

(2) 水やセメントミルク等を利用して掘削する工事（廃棄物処理法で「地下鉄工事等の建設工事に係る掘削工事」とするもの）

水を利用し掘削を行う工法は、「人為的」に泥状物質を発生させる工法であるため、土砂か建設汚泥かの判断を行う。また、セメントミルクを注入する工法で発生するものは、可能な限り改良土若しくは建設汚泥処理土として再生利用を行うこと。また、やむをえず廃棄するものは全て産業廃棄物として取扱い、建設汚泥

またはガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずとして処分する。

ア 掘削工法の種類

- (ア) 泥水循環工法（泥水シールド、リバーサーキュレーション、連続地中壁（循環式））
- (イ) 泥水非循環工法（泥土圧シールド（推進）工法、連続地中壁工法（バケット式アースドリル工法、プレボーリング工法、中掘工法）
- (ウ) 柱列式連続壁工法（ソイルセメント壁工法）
- (エ) その他これに準じる工法

NATM工法、深層混合処理工法等

(3) その他の工事で行われる掘削工事

水を利用しない一般的な掘削工法で発生した泥土は産業廃棄物に該当しない土砂として扱う。ただし、セメントや石灰が混入された状態であったり、これらを使用して固化処理を行った場合は、可能な限り改良土として再生利用を行うこと。

また、やむをえず廃棄するものは全て土砂と産業廃棄物（ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず）の混合物として扱う。

ア 掘削工法の種類

(ア) 一般的な掘削工法の例示

- a 人力による掘削
- b バックホウによる掘削工法
- c ブルドーザによる掘削工法
- d リッパによる掘削工法
- e クラムシェルによる掘削工法
- f グラブ船による掘削工法
- g ポンプ船による掘削工法
- h ケーソン工法
- i オールケーシング工法
- j その他、水を利用しない掘削工法

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) 確認時の留意事項

産業廃棄物管理票 (建設系廃棄物マニフェスト(E))

交付年月日 平成00年 5月 10日 交付番号 03158834136 交付担当者 所属 XX工事業所長 氏名 高知太郎 整理番号 事前協議 番号/年月日等

排出事業者 事業場 住所 〒780-0000 高知市丸の内0丁目0-0 氏名又は名称 丸の内建設(株) 電話番号 088-800-0000 事業場 (作業所) 所在地 〒780-0000 高知市布師田0-0 名称 丸の内建設(株)XX工事業所 電話番号 088-000-0000

産業廃棄物の種類 (単位: t, kg, m³)

安定型品目	数量	安定型品目	数量	管理型品目	数量	管理型品目	数量	特別管理産業	数量	形状	荷姿
01コンクリートがら		07混合 (安定型のみ)		11建設汚泥				21廃石綿等		0 形状	0 バラ
02アスコンがら				12紙くず						2 泥 状	2 コンテナ
03その他がれき類				13木くず	5					3 液 状	3 ドラム缶
04ガラス・陶磁器くず				14繊維くず							4 袋
05廃プラスチック類				15廃石膏ボード							
06金属くず				16混合 (管理型含む)			5				

中間処理 管理票交付者 (処分委託者) の氏名又は名称 産業廃棄物 及び管理票の交付番号 (登録番号) 1 請負記載のとおり 2 当欄記載のとおり

最終処分 (埋立処分、再生等) の場所 (予定) 所在地/名称 1 委託契約書記載のとおり 2 当欄記載のとおり

運搬受託者 (収集運搬業者) (1) 住所 〒780-0000 高知市荻野0-0 氏名又は名称 〇〇運送(株) 電話番号 088-000-0000 積替え・保管 収集運搬車両番号 車種 1. 有 〇 高知 11-2-5678 XXX (Not 9-27) 2. 無

運搬受託者 (収集運搬業者) (2) 住所 〒780-0000 高知市高須0-0 氏名又は名称 △△産業(株) 電話番号 088-000-0000 積替え・保管 収集運搬車両番号 車種 1. 有 〇 高知 11-2-5678 XXX (Not 9-27) 2. 無

運搬受託者 (処分業者) 住所 〒780-0000 高知市高須0-0 氏名又は名称 △△産業(株) 電話番号 088-000-0000 積替え・保管 収集運搬車両番号 車種 1. 有 〇 高知 11-2-5678 XXX (Not 9-27) 2. 無

運搬担当者(1) 運搬担当者(2) 処分担当者(1) 処分担当者(2) 最終処分終了日 (埋立処分、再生等) 〇〇年 5月 30日

〇〇運送(株) 土佐 次郎 〇〇運送(株) 土佐 三郎 〇〇運送(株) 土佐 三郎 〇〇運送(株) 土佐 三郎

〇〇年 5月 10日 〇〇年 5月 10日 〇〇年 5月 10日 〇〇年 5月 10日

最終処分 (埋立処分、再生等) を行った場所 所在地/名称 (委託契約書記載の最終処分場所については、委託契約書の処分先地を記入)

高知市介良0-0 △△産業(株) 処分場

発行元: 建設九団体副産物対策協議会 取扱元: 建設マニフェスト販売センター

必ず車両番号、車種を記載すること

必ず担当者名まで記載すること

中間処理業者が、最終処分 (再生含む) をする場合、搬出先と同じになる

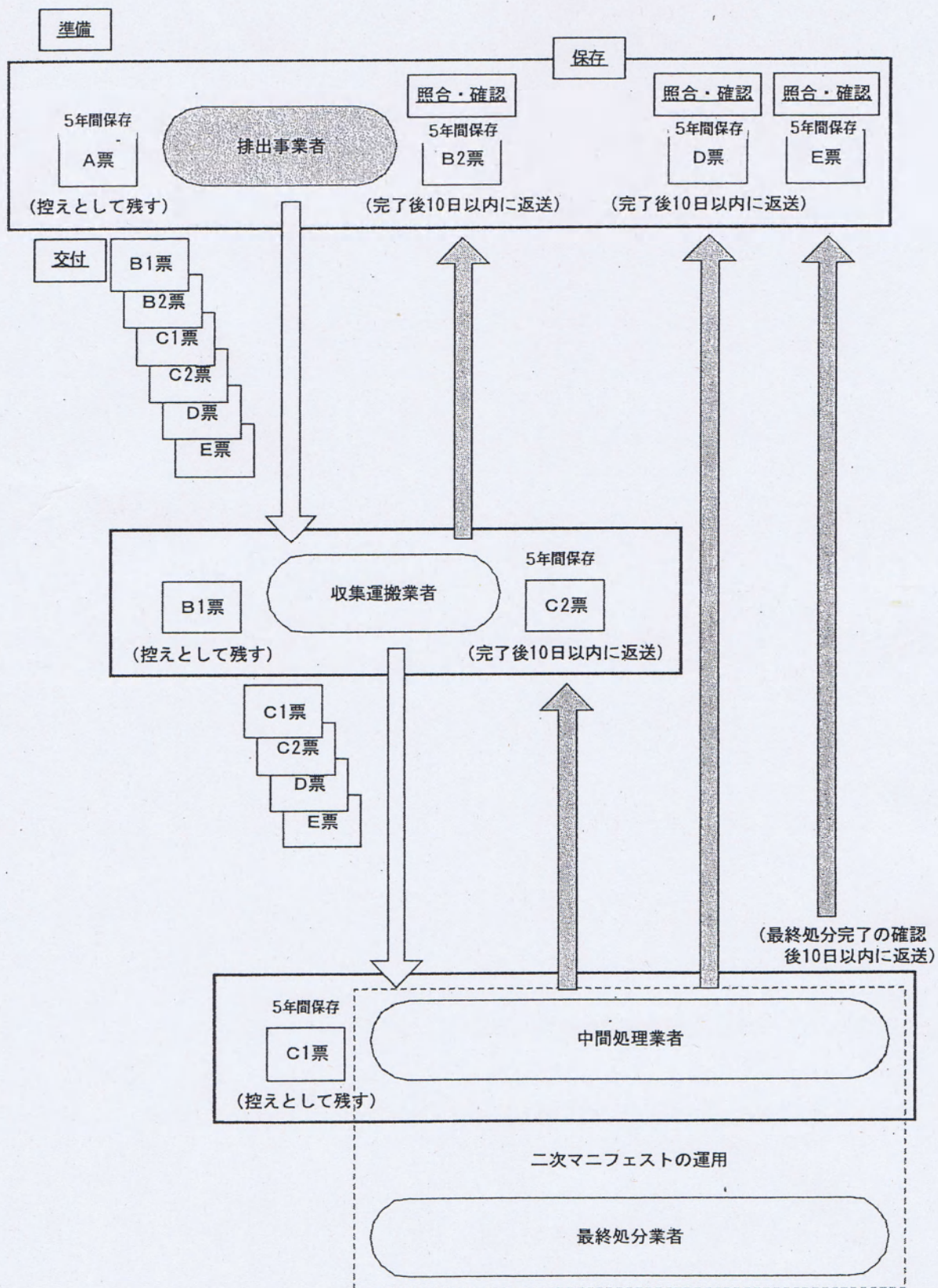


図 マニフェストの流れ

産業廃棄物管理票に関する報告書について

産業廃棄物を排出する事業者は、事業場ごとに、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間において交付した産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付等の状況に関し、別紙様式により報告書を作成し、当該事業場を管轄する都道府県知事（高知市内に事業場を有する事業者は、高知市長）に提出しなければなりません。

1 記載上留意すること。

（１）業種

日本標準産業分類における事業区分（中分類）に準拠します。

（２）産業廃棄物の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項、同法施行令第2条及び第2条の4の区分に準拠します。

なお、電気製品が廃棄物になったものなど、やむを得ず複数の種類の産業廃棄物が混合している場合にあっては、混合廃棄物として取扱うことも可能です（別添1に準拠します。）。

（３）排出量

単位は「トン（t）」を用いて記載します。実際に委託した産業廃棄物の具体的なトン数を基本としますが、それが困難な場合には、廃棄物の種類ごとの立法メートルとトンの換算例を別添2のとおり整理していますので、これを参考に記入してください。

（４）石綿含有産業廃棄物

収集運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を記載するとともに、各事項において石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにする必要があります。

（５）水銀使用製品産業廃棄物（水銀を使用した製品が産業廃棄物となったもの）

収集運搬又は処分を委託した産業廃棄物に水銀使用製品廃棄物が含まれる場合は、その旨を記載するとともに、各事項において水銀使用製品廃棄物に係るものを明らかにする必要があります。

※管理票の代わりに、電子マニフェストを利用した登録、報告を実施している場合にあっては、この報告書の提出義務はありません。

その他ご不明な点は、高知県環境対策課、高知市廃棄物対策課にお問い合わせください。

(別添 1)

産業廃棄物の体積から重量への換算係数（参考値）

産業廃棄物の種類		換算係数
1	燃え殻	1. 1 4
2	汚泥	1. 1 0
3	廃油	0. 9 0
4	廃酸	1. 2 5
5	廃アルカリ	1. 1 3
6	廃プラスチック類	0. 3 5
7	紙くず	0. 3 0
8	木くず	0. 5 5
9	繊維くず	0. 1 2
1 0	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	1. 0 0
1 1	とさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物	1. 0 0
1 2	ゴムくず	0. 5 2
1 3	金属くず	1. 1 3
1 4	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず	1. 0 0
1 5	鋳さい	1. 9 3
1 6	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物）	1. 4 8
1 7	動物のふん尿	1. 0 0
1 8	動物の死体	1. 0 0
1 9	ばいじん	1. 2 6
2 0	産業廃棄物を処分するために処理したものであって、前各号に掲げる産業廃棄物に該当しないもの	1. 0 0
2 1	建設混合廃棄物	0. 2 6
2 2	廃電気機械器具	1. 0 0
2 3	感染性産業廃棄物	0. 3 0
2 4	廃石綿等	0. 3 0

【注 1】 上記の換算係数は 1 立方メートル当たりのトン数（t/立米）。

【注 2】 この換算表はあくまでマクロ的な重量を把握するための参考値という位置付けであることに留意してください。

【注 3】 特別管理産業廃棄物のうち、感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外については、それぞれ 1～1 9 に該当する品目の換算係数に準拠してください。

【注 4】 「2 t 車 1 台」といったような場合には、積載した廃棄物の体積を推計し、それに上記換算係数を掛けることによりトン数を計算する方法があります。

産業廃棄物管理票交付等状況報告書(令和 年度分)

集計した年度を記載してください。

令和 年 月 日

高知県知事 殿

実際に排出した事業場(支店名、営業所名、工場名等)の名称を記載してください。工事現場から直接、処分会社に運搬した際は工事名(工事が複数の際は代表的な工事名、例:〇〇線道路改良工事他)を記載してください。

実際に排出した事業所の住所(工場、営業所の住所等)を記載してください。工事現場から直接処分場に運搬したときは、廃棄物を積み込んだ場所を記載してください。また、複数の工事現場を一つにまとめるときは、「〇〇市△△町×× 他」というように記載してください。郵便番号の記載をお願いします。

報告者
住所

氏名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号

不明な点を問い合わせることがありますので、問い合わせができる電話番号を記載してください。部署が複数に分かれている事業所においては、担当課名や担当者名を併せて記載してください。

日本産業分類で分類されている業種(中分類もしくは小分類)を記載してください。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第2条の3第7項の規定に基づき、 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称						業 種			
事業場の所在地		〒 電話番号							
番号	産業廃棄物の種類	排 出 量 (t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	「がれき類、ガラスくず、木くず等」法で定められている種類を記載してください。 原則として、一つのマニフェストで一種類の廃棄物しか使用できません。 廃パソコンや蛍光管のように複数の種類が一体不可分のものは「がれき類、ガラスくず、木くず等」法で定められている種類を記載してください。 単位は「トン」です。リットル等で記載されている場合は、換算係数を参考にして、トン換算してください。(リットルの際は換算係数をかけて千で割ってください。)			運搬を開始した場所の許可番号です。 自社で運搬した場合は「自己運搬」と記載してください。		運搬を委託した業者が最後に運び込む場所の住所です。 (1社に処分場までの運搬を委託したときは、処分場の住所になります。)			運搬先の住所と同じであれば記載する必要はありません。(1社に処分場までの運搬を委託したときは、「運搬先の住所」と同じになりますので記載の必要はありません。)
2									
3									
4									

- 備考
- 1 年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
 - 2 政令市)の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
 - 3 業種及び委託先ごとに記入すること。
 - 4 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
 - 5 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
 - 6 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
 - 7 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

会社、営業所、工場等から排出時の記載例

様式第三号(第八条の二十七関係)

産業廃棄物管理票交付等状況報告書(令和 年度分)

令和 年 月 日

高知県知事

殿

報告者

住所 〒783-xxxx

南国市△△町◇◇番地

氏名 株式会社 ○○○

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号 088-0000-xx△△

担当:○○課 xx

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		株式会社 ○○○				業 種	家具小売業		
事業場の所在地		〒783－×××× 南国市△△町◇◇番地				電話番号 088－○○○－××△△			
番号	産業廃棄物の種類	排 出 量 (t)	管 理 票 の 交 付 枚 数	運 搬 受 託 者 の 許 可 番 号	運 搬 受 託 者 の 氏 名 又 は 名 称	運 搬 先 の 住 所	処 分 受 託 者 の 許 可 番 号	処 分 受 託 者 の 氏 名 又 は 名 称	処 分 場 所 の 住 所
1	金属くず	0.02	3	03900××××××	(有)○○	吾川郡いの町××	03920××××××	◎◎(株)	
2	ガラスくず、廃プラスチック、金属くず(廃パソコン)	0.005	5	03910××××××	(株)××	高知市△△	09220××××××	◇◇(株)	
3	廃プラスチック、金属くず、廃酸(廃バッテリー)	0.005	1	03900××××××	△△(株)	香川県丸亀市△△			
4				03710××××××	(株)▼▼	大阪府大阪市○○	06620××××××	(株)××	
				03760××××××			06670××××××		

区間委託をしたときの記載例

備考

- この報告書は、区間委託の場合、上の行に第1区間の運搬を委託した収集運搬業者、下の行に第2区間の運搬を委託した業者を記入する。第3区間、第4区間の委託がある場合は、同様に記入する。処分受託者氏名や許可番号は、最終運搬区間を委託した収集運搬業者を記入した行のみに記入する。
- 同一の都道府県
- 産業廃棄物の種類
- 業種には日本標準業種分類コードを記入する。
- 運搬又は処分を各事項について右記のいずれかに記入すること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、ばいじん等に係るものを明らかにすること。

(日本工業規格 A列4番)

工事現場で排出時の記載例

様式第三号(第八条の二十七関係)

産業廃棄物管理票交付等状況報告書 (令和 年度分)

令和 年 月 日

高知県知事

殿

報 告 者

住 所 〒 78×-×××

高知市××町××

氏 名 ××建設(株) 代表取締役 ○○ ○○

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電 話 番 号 088-×××-××××

担当:○○課 ××

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		県道○○××線道路改良工事 他					業 種	土木工事業	
事業場の所在地		〒781-1102 土佐市高岡町乙××× 他					電話番号	088-×××-××××	
番号	産業廃棄物の種類	排 出 量 (t)	管理票の 交付枚数	運搬受託者の 許可番号	運搬受託者の 氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の 許可番号	処分受託者の 氏名又は名称	処分場所の住所
1	金属くず	4	2	03900×××××	(有)○○	吾川郡いの町××	03920×××××	◎◎(株)	
2	木くず	10	5	03910×××××	(株)××	高知市△△	09221×××××	◇◇(株)	
3	木くず	5	2	3910×××××	高知 太郎	南国市▼▼	03940×××××	(株)■	
4	がれき類	10	2		自己運搬	南国市□□	03940×××××	(有)※※	

備考

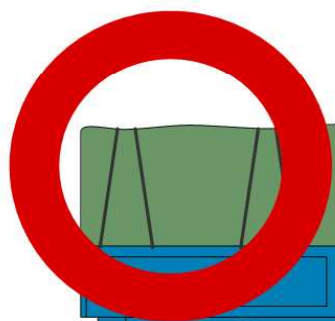
- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

(日本工業規格 A列4番)

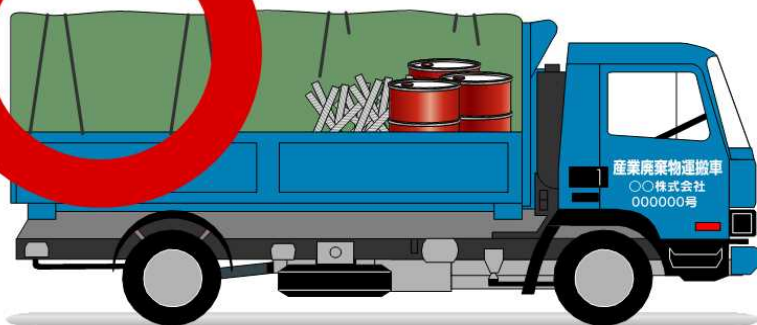
番号	産業廃棄物の種類	排出量 (t)	管理票の 交付枚数	運搬受託者の 許可番号	運搬受託者の 氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の 許可番号	処分受託者の 氏名又は名称	処分場所の住所
5	廃プラスチック類	2	1	03900××××××	××(有)	須崎市××	03920××××××	×××(株)	
6	廃石膏ボード	3	2	03910××××××	△△△(株)	愛媛県西条市▽▽	03820××××××	(株)▽▽	
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									

(日本工業規格 A列4番)

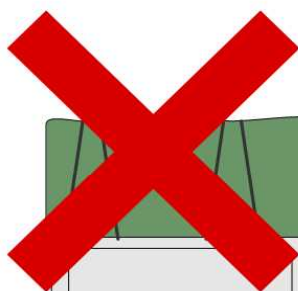
平成17年4月1日から、
**産業廃棄物を運搬する車両の
表示及び書面の備え付け(携帯)
が必要となります。**



産業廃棄物運搬車両の表示と、書面の備え付けがある
車両での産業廃棄物の収集・運搬。



■氏名又は名称及び住所
〇〇株式会社
〇〇県〇〇市〇〇番
■産業廃棄物の種類・数量
廃〇〇〇〇〇・〇〇トン
■積載日
〇年〇月〇日
■積載した事業場
〇〇〇〇工場
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番
TEL〇〇〇〇〇〇-〇〇〇〇
■運搬先の事業場
〇〇〇〇リサイクルセンター
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番
TEL〇〇〇〇〇〇-〇〇〇〇



産業廃棄物運搬車両の表示と、書面の備え付けがない
車両での産業廃棄物の収集・運搬。



環境省

廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課

① 表示義務について



産業廃棄物を収集運搬する際には、その運搬車の両側面に、
次の項目を表示しなければなりません。

排出事業者が自分で運搬する場合

1. 産業廃棄物を収集運搬している旨の表示
2. 排出事業者名

産業廃棄物処理業者が、委託を受けて
産業廃棄物を運搬する場合

1. 産業廃棄物を収集運搬している旨の表示
2. 業者名
3. 許可番号(下6けた以上)

(みほん)

5cm以上
産業廃棄物収集運搬車
〇〇株式会社
3cm以上

表示

注意点

- ・ 見やすいこと
- ・ 鮮明であること
- ・ 両側面に表示すること
- ・ 識別しやすい色の文字であること

5cm以上
産業廃棄物収集運搬車
〇〇株式会社
000000号
3cm以上

● 実際の表示の例



特別管理産業廃棄物を運搬する場合でも、産業廃棄物と表示して問題ありません。



マグネットシートなど、着脱可能な表示でも問題ありません。



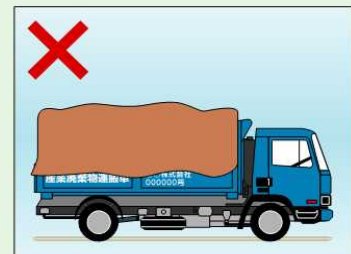
左右で表示位置が違っていても、また、荷台や被牽引車に表示しても問題ありません。



表示する字は原則として印刷された文字になります。



産業廃棄物を運んでいることや、正式な名称が一見して分からない略称や屋号を使うことはできません。



表示が隠れていたりすると、表示義務違反になります。

② 書類の携帯義務について



産業廃棄物の運搬車は、
次のような書類を常時携帯しなければなりません。

(みほん)

排出事業者が自分で運搬する場合

次の事項を記載した書類

- ・ 氏名又は名称及び住所
- ・ 運搬する産業廃棄物の種類、数量
- ・ 運搬する産業廃棄物を積載した日、
- ・ 積載した事業場の名称、所在地、連絡先
- ・ 運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先



■氏名又は名称及び住所
〇〇株式会社
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番
■産業廃棄物の種類・数量
廃〇〇〇〇・〇〇トン
■積載日
〇年〇月〇日
■積載した事業場
〇〇〇〇工場
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番
TEL〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
■運搬先の事業場
〇〇〇〇リサイクルセンター
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番
TEL〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

産業廃棄物処理業者が、委託を受けて 産業廃棄物を運搬する場合

- ・ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)
- ・ 許可証の写し

(※)

産業廃棄物管理票

産業廃棄物
収集運搬業許可証
(写し)

●実際の書面の例



排出事業者が携帯する書類は、
記載事項に合致すれば、様式は
問いません。



電子マニフェストを利用してい
る場合には、書面の代わりに電子
情報や連絡機器で代替できます。



処理業者が携帯する許可証の写
しは必ずしも原本と同じ大きさ
でなくとも問題ありません。

※電子マニフェストを利用している場合

この場合、①許可証の写しに加え、産業廃棄物管理票の代わりに、②電子マニフェスト使用証
及び③次の事項を記載した書類(電子情報でも可)が必要になります。

- ・ 運搬する産業廃棄物の種類及び数量
- ・ その運搬を委託した者の氏名又は名称
- ・ 運搬する産業廃棄物を積載した日
- ・ 積載した事業場の名称、連絡先
- ・ 運搬先の事業場の名称、連絡先

(ただし、これらの事項が携帯電話などによって常に確認できる状態であれば、③は不要です。)

③ その他の留意事項



○表示、書類携帯の例外

産業廃棄物を運搬する場合であっても、特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)及び使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)に基づき、もっぱら特定家電(エアコン、テレビ、冷蔵庫(冷凍庫)、洗濯機)や廃自動車だけを運搬する場合にはこれらの表示や書類の携帯は不要です。また、会社の敷地内のみで使われる運搬車であれば、表示及び書面の携帯は必要ありません。

○再生利用認定制度又は広域認定制度に係る環境大臣の認定を受けている場合

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)に基づき、環境大臣から再生利用認定制度又は広域認定制度を受けている場合、1・2と異なる取扱いとなります。(詳細は、廃棄物規制課までお問い合わせください。)

○表示、書類携帯を行わなかった場合

法律違反(廃棄物処理法違反)となり、行政命令の対象(排出事業者であれば改善命令、産業廃棄物処理業者であれば営業停止処分など)になります。

この行政命令にも違反した場合には、刑事罰を受けることになります。



<相談・連絡先>

実際の運用の詳細については、各都道府県・保健所設置市の産業廃棄物担当部局までお問い合わせ下さい。

●電子マニフェストについてのお問い合わせ

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター 情報処理センター (サポートセンター)

TEL. 0800-800-9023

E-mail info@jwnet.or.jp

〒102-0084 東京都千代田区二番町三番地 麹町スクエア 7階

●このパンフレットについてのお問い合わせ

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課

TEL. 03-3581-3351(代表)

〒100-8975 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2

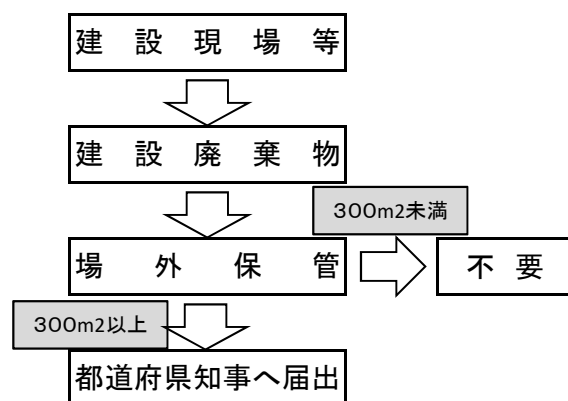
R2100

古紙配合率100%再生紙を使用しています

建設廃棄物の場外保管の届出について

建設廃棄物を建設現場等以外の場所に保管する場合は、次の手続きが必要です。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第3項・第4項)



(別添 1)

変更届…あらかじめ届出

廃止届…保管をやめた日から30日以内に届出

非常災害時の保管…保管をした日から14日以内に届出

※届出対象外

- ①産業廃棄物処理業者の施設における保管
- ②産業廃棄物処理施設における保管
- ③PCB特措法に基づき届け出たPCB廃棄物の保管

※面積は敷地の面積(仮置き面積ではない)

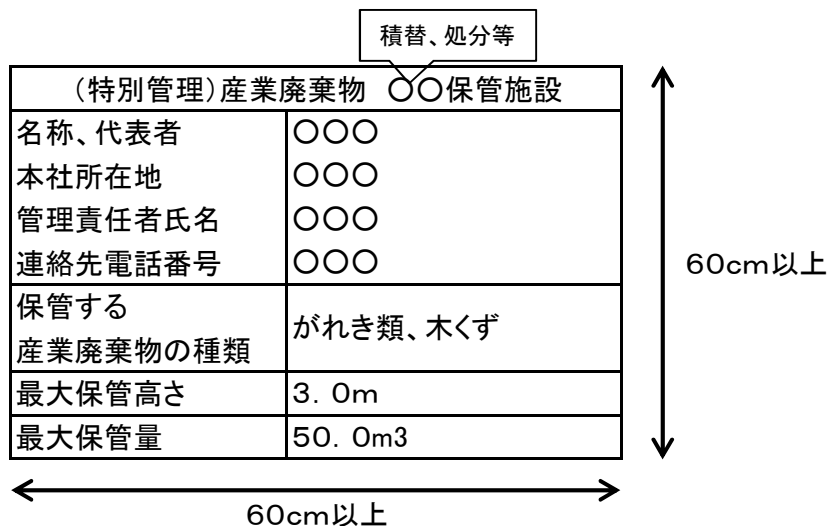
※保管基準

○保管場所の周囲に囲いが設けられていること(保管する産業廃棄物の荷重が囲いに直接かかる場合には、その荷重に対して構造耐力上安全であること)

○見やすい箇所に次の要件を備えた掲示板が設けられていること

- ・掲示板の大きさ 縦60cm以上×横60cm以上
- ・産業廃棄物の保管の場所である旨の表示
- ・保管する産業廃棄物の種類(「石綿含有産業廃棄物」、「水銀使用製品産業廃棄物」、「水銀含有ばいじん等」が含まれる場合は、その旨を含む)の表示
- ・保管場所の管理者の氏名または名称及び連絡先
- ・屋外で容器を用いないで保管する場合は、最大積上げ高さ

保管施設における掲示板の例



その他ご不明な点は、最寄りの福祉保健所又は高知県環境対策課にお問い合わせください。

【別添 1】

様式第二号の四（第八条の二の四、第八条の二の七関係）

産業廃棄物事業場外保管届出書		
年 月 日		
高知県知事 濱田 省司 様 届出者 住 所 氏 名 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 電話番号		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第12条第3項前段 の規定により、関係書類 第12条第4項 及び図面を添えて届け出ます。		
保 管 の 場 所 に 関 す る 事 項	所 在 地	
	面 積	㎡
	保管する産業廃棄物の種類	
	積替えのための保管上限又は 処分等のための保管上限	
	屋外において容器を用いずに行 う 保 管 の 有 無 （保管を行う場合にあっては 規則第1条の6の規定の例に よる高さのうち最高のもの）	
保 管 開 始 年 月 日		年 月 日
備考 積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第1号ホ又は第2号ロ（3）の規定により保管することができる産業廃棄物の数量を記入すること。		

（日本工業規格 A列4番）

解体する建物に トランス、コンデンサ、蛍光灯安定器が 残っていませんか！



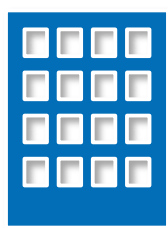
- トランス、コンデンサ、蛍光灯安定器等には
有害物質であるPCB※が含まれているかもしれません！
(※ポリ塩化ビフェニル)
- PCB含有の有無を確認せずに、PCBが含まれているトランス、
コンデンサを廃棄・リサイクルすると違法になります。



トランスやコンデンサ等の廃電気機器には有害性物質である
PCB(ポリ塩化ビフェニル)を含む絶縁油が封入されているおそれがあります。
PCBが含まれている場合、知らずに鉄くずや廃油として
売買・処分しても違法となり、処罰の対象となる場合があります。
PCBが含まれている廃電気機器・廃油は普通の産業廃棄物とは異なり、
厳重に管理・処分しなければならない「特別管理産業廃棄物」となります。

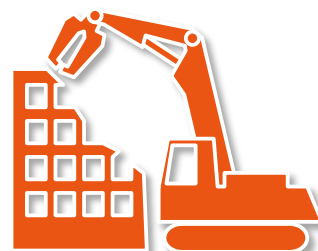


「トランス、コンデンサ、蛍光灯安定器等」の廃電気機器の扱いについて



所有者の方へ

まず、廃電気機器に
PCBが含まれているか否かの
調査をしてください。



解体工事業者の方へ

PCBが含まれている廃電気機器を
許可なく引き取ることは違法です。

PCB廃棄物の調査方法、問い合わせ先

■絶縁油にPCBを使用した電気機器(高濃度PCB廃棄物)

電気機器に取り付けられている「銘板」に記載されている型式、製造年月を
もとに、各電気機器のメーカー又は一般社団法人日本電機工業会(JEMA)に
問い合わせください。これらの問い合わせ先は下記URLを参照してください。

http://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/pcb_hanbetsu.html

また蛍光灯安定器のPCB含有の有無についてはメーカー又は一般社団法人 日本照明工業会にお問い合わせください。

<http://www.jlma.or.jp/anzen/pcb.htm>

■微量のPCBが混入した絶縁油に汚染された電気機器(微量PCB汚染廃電気機器等)

銘板に記載されている情報からでは判別ができません。少量の絶縁油を採取し、PCB分析を行い、PCBが含まれているか否かの判別を行う必要があります。

●詳細は下記に問い合わせてください。



銘板





あなたの作業場や倉庫は大丈夫!?

低濃度PCB廃棄物

作業場や倉庫にて使用または保管されている古い電気機器に低濃度PCBが残っているかもしれません。

PCB廃棄物は処分期間内の処分が必要です。

いますぐ確認をお願いいたします。

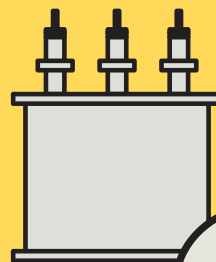
まずは、現在お使いの古い電気機器を
ご確認ください!

変圧器

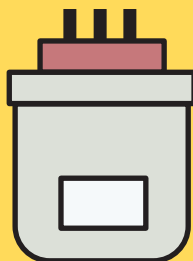


低濃度PCB
廃棄物の例

コンデンサー



低圧コンデンサー



お急ぎ
ください!

低濃度PCB廃棄物の処分期間

令和9年(2027年)3月31日まで

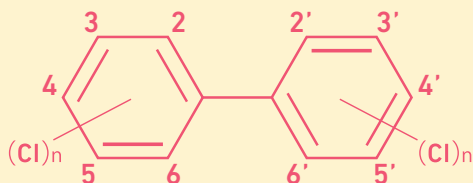
詳しくは手引きを
ご活用ください



PCB廃棄物を処分する必要性

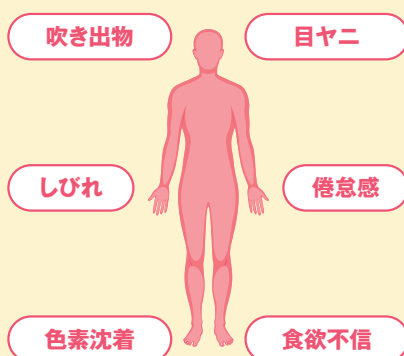
1 現在は製造・輸入ともに禁止

PCBとはPoly Chlorinated Biphenyl(ポリ塩化ビフェニル)の略称で、人工的に作られた、主に油状の化学物質です。PCBの特徴として、水に溶けにくく、沸点が高い、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されていましたが、現在は製造・輸入ともに禁止されています



2 人体に悪影響がでる可能性あり

脂肪に溶けやすいという性質から、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、様々な症状を引き起こすことが報告されています。症状は、吹出物、色素沈着、目やになどの皮膚症状のほか、全身倦怠感、しびれ感、食欲不振など多様です。



3 意外なところに隠れている

計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルなどにも含まれている可能性があります。



保管及び処分の状況の届出

事業者は、令和9年3月31日までに、PCB廃棄物を自ら処分するか、若しくは処分を他人に委託しなければなりません。なお、環境大臣又は都道府県知事(政令で定める市にあっては市長)は、事業者が上記期間内の処分に違反した場合には、その事業者に対し、期限を定めて、PCB廃棄物の処分など必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。

処分までの流れ

STEP 1

調査

技術者等に依頼し、キュービクル、分電盤などを調査します。

STEP 2

判別

銘板情報から判別、または採油した絶縁油のPCB濃度を調査します。

STEP 3

処分

無害化処理事業者への処理委託を行い、処分してください。

低濃度PCB
廃棄物の処分期間

令和9年(2027年)3月31日まで

低濃度PCB廃棄物
早期処理情報サイト



<http://pcb-soukishori.env.go.jp/teinoudo/>



環境省

8-87



経済産業省

建物所有者の皆様へ

建物の解体、改造・補修工事を行う際は、石綿が使用されていないか事前に確認する必要があります



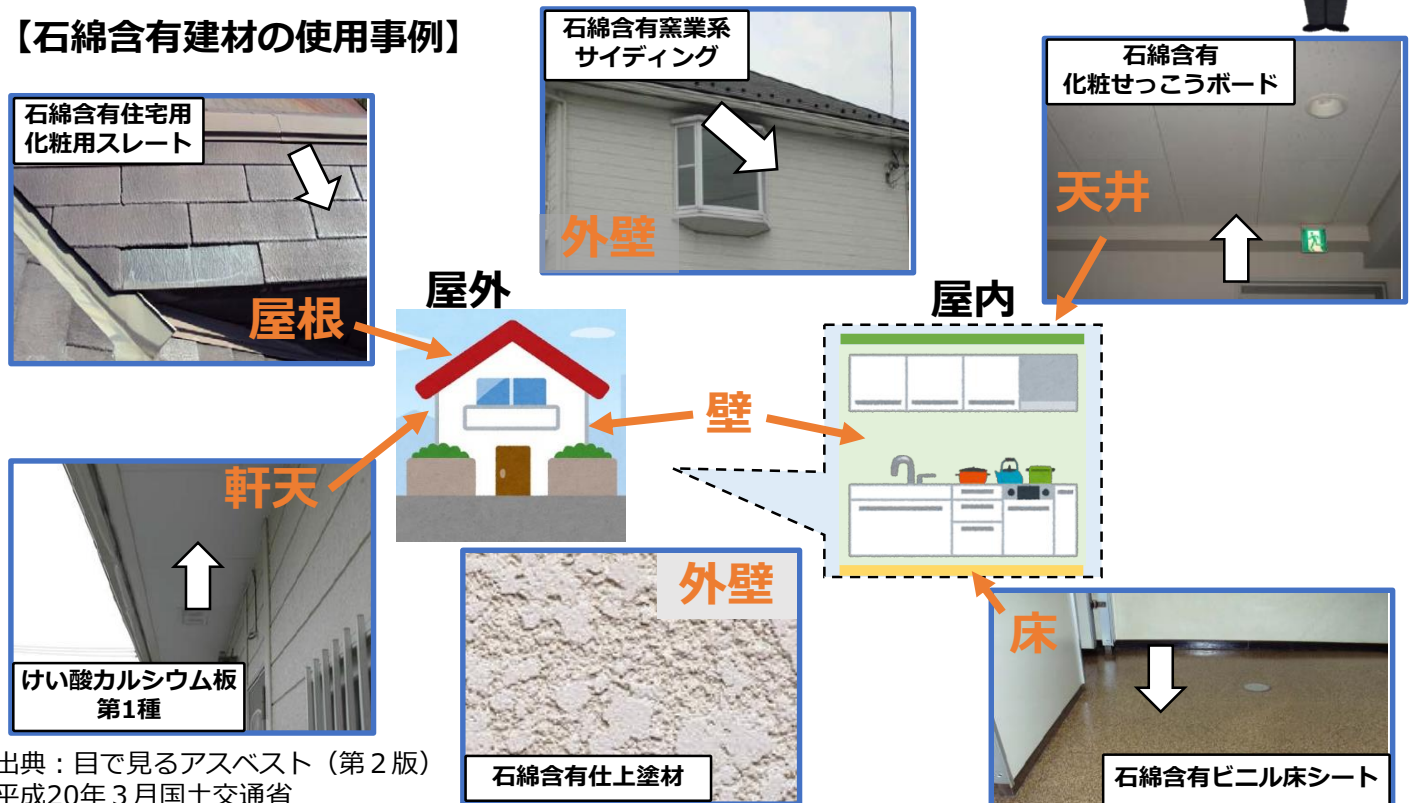
Q1. 全ての建物で調査が必要なのですか？



A1. 建物の建築時期、規模にかかわらず全ての建物において、建物の解体、改造・補修工事を行う際は石綿含有建材の有無について調査（事前調査）する必要があります。



【石綿含有建材の使用事例】



出典：目で見えるアスベスト（第2版）
平成20年3月国土交通省



Q2. 調査は誰が行うのですか？



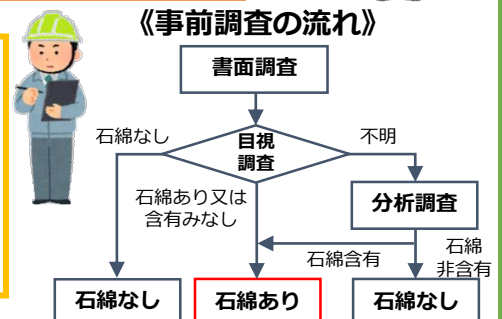
A2. 建物の解体、改造・補修工事を行う元請業者又は自主施工者が実施する必要があります。

過去に調査を行った場合でも、元請業者は改めて調査を実施しなければなりません。元請業者が、過去の調査結果を改めて実施する調査に活用することは可能です。



事前調査〈工事の元請業者等が実施〉への協力について

- 工事を発注される方は、元請業者に**事前調査に使用する設計図書等の提供や適切な費用の負担**をお願いします。
- 工事の元請業者は発注者に**事前調査結果の報告**を行う必要があります。**発注者は報告を受けたら報告書を大切に保管してください。**



大気汚染防止法 第18条の15第2項

解体等工事の発注者は、当該解体等工事の元請業者が行う前項の規定による調査に要する費用を適正に負担することその他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、当該調査に協力しなければならない。

◆事前調査で建築物に石綿の使用が確認されたら

- ①建物の解体、改造・補修工事を行う際は、石綿が**周辺へ飛散しないよう飛散防止措置を行うことが必要**となります。
- ②また、事前に都道府県等へ作業実施の**届出が必要な場合があります**。

①石綿の飛散防止措置＜工事の施工者が実施＞

- 工事施工者が適切な飛散防止措置を実施し、法令で定められた作業基準を遵守するためには、適切な施工方法の選択、適切な工期及び工事費の確保が必要となります。
- 工事の発注者は工事の請負条件に、作業基準遵守を妨げるおそれのある条件を付けてはなりません。

②作業実施の届出＜工事の発注者が実施＞

- 吹付け石綿や石綿含有断熱材等が使用された建物の解体、改造・補修工事を行う場合、原則として**工事の発注者は、作業の開始14日前までに都道府県等※へ作業実施の届出を行う必要があります**。
工事の発注者は、元請業者から報告される事前調査結果から届出の必要性を確認してください。

届出が必要な石綿含有建材：吹付け石綿並びに、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材

※ 都道府県等とは都道府県、政令市等大気汚染防止法の事務を所掌する自治体(地方公共団体)になります。
法に基づく届出以外に、条例など独自の届出が必要な場合もあります。詳細は自治体に確認してください。

大気汚染防止法 第18条の17(抜粋)

届出対象特定工事の発注者又は自主施工者は、当該特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに、都道府県知事に届け出なければならない。

届出が必要な石綿含有建材の使用事例

出典：目で見えるアスベスト第2版
平成20年3月国土交通省



柱や梁に施工
吹付け石綿



エルボ部に使用
石綿含有保温材



煙突の内側に使用
石綿含有断熱材



鉄骨を被覆して保護
石綿含有耐火被覆材

③建物の解体、改造・補修が完了したら

- 工事の元請業者は、石綿の除去等作業が終了したら、発注者に**作業完了の報告**を行う必要があります。
発注者は報告を受けたら**報告書を大切に保管**してください。

都道府県等への問い合わせはこちらへ

大気汚染防止法に基づく
届出・問い合わせ窓口



<http://www.env.go.jp/air/osen/law/contact.html>

大気汚染防止法における規制について 詳しく知りたい方はこちらへ

石綿（アスベスト）問題への取組
建築物を壊すときはどうしたらいいの？



<http://www.env.go.jp/air/asbestos/index6.html>

フロン排出抑制法の改正により 建物解体時の 規制が強化されました。

2020年
4月施行

フロン排出抑制法の 対象となる機器

業務用のエアコン・
冷凍冷蔵機器のうち、
フロン類が
使われているもの



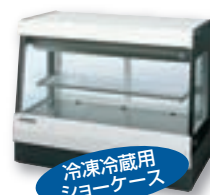
店舗用エアコン



ビル用
マルチエアコン



業務用冷凍冷蔵庫



冷凍冷蔵用
ショーケース
など

建設・解体業者

やるべきこと

- 1 解体する建物において業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器の有無を事前確認し、その結果を書面で発注者に説明。
改正点 その書面の写しを3年間保存。
- 2 フロン類の回収を充填回収業者に依頼。
(工事の発注者から充填回収業者へのフロン類引渡しを受託した場合)
- 3 フロン類が回収されていることを確認し廃棄物・リサイクル業者に機器を引渡し。



**フロン類をみだりに放出した場合、
1年以下の懲役 または 50万円以下の罰金**

工事の発注者



改正点

フロン類を回収しないまま
行う機器廃棄は即座に罰則。

**違反した場合、
50万円以下の罰金**

廃棄物・ リサイクル業者



改正点

フロン類の回収が確認でき
ない機器の引取りは禁止。

**違反した場合、
50万円以下の罰金**

ビル・商業施設の解体工事を依頼されたら…

- 解体する建物において業務用のエアコンや冷凍冷蔵機器の有無を確認します。
- 事前確認書面に結果を記入し、その内容を工事発注者に説明します。
- 書面を工事発注者と解体業者がそれぞれ3年間保存します。

事前確認
書面

機器がある場合

機器がない場合

フロン類が
回収済み

フロン類が
未回収

機器がない場合でも、書面を保存してください！

方法②の場合

- 方法①：工事発注者から委託確認書を受け、フロン類の回収を
充填回収業者に依頼します。
- 方法②：工事発注者に対して、発注者自ら（又は第三者に委託して）
フロン類の回収を充填回収業者に依頼するよう伝えます。

方法①の場合

○工事発注者から
フロン類の
引取証明書の写しを
もらいます。

○充填回収業者から引取証明書の
写しをもらい、3年間保存します。

※引取証明書の写しを
必要部数用意します。

委託
確認書

引取
証明書
(写し)

充填回収業者※



フロン類を回収し、
引取証明書を発行します。
※都道府県に登録された第一種
フロン類充填回収業者

○廃棄物・リサイクル業者に廃棄機器を引渡す際に引取証明書の写しを渡します。
引取証明書によりフロン回収済みであることを確認できないと、その機器の引取りは拒否されます！

※廃棄物・リサイクル業者が充填回収業の登録を受けている場合には、フロン類の回収とあわせて機器の
引取りも依頼することができます。

フロン類は強力な温室効果ガスです！

フロン類は冷媒などに使用される一方、二酸化炭素の100～10,000倍という強力な温室効果があり地球温暖化に
甚大な影響を及ぼします。フロン類の排出を抑制することで、地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献できます。



詳細は、フロン排出抑制法ポータルサイトを御覧ください。

フロン法ポータルサイト

検索

<http://www.env.go.jp/earth/furon/>



■お問い合わせ先

都道府県のフロン排出抑制法担当部局 <http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/ctr.html>

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室

TEL:03-3581-3351 (内線6753)

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室

TEL:03-3501-1511 (内線3711)

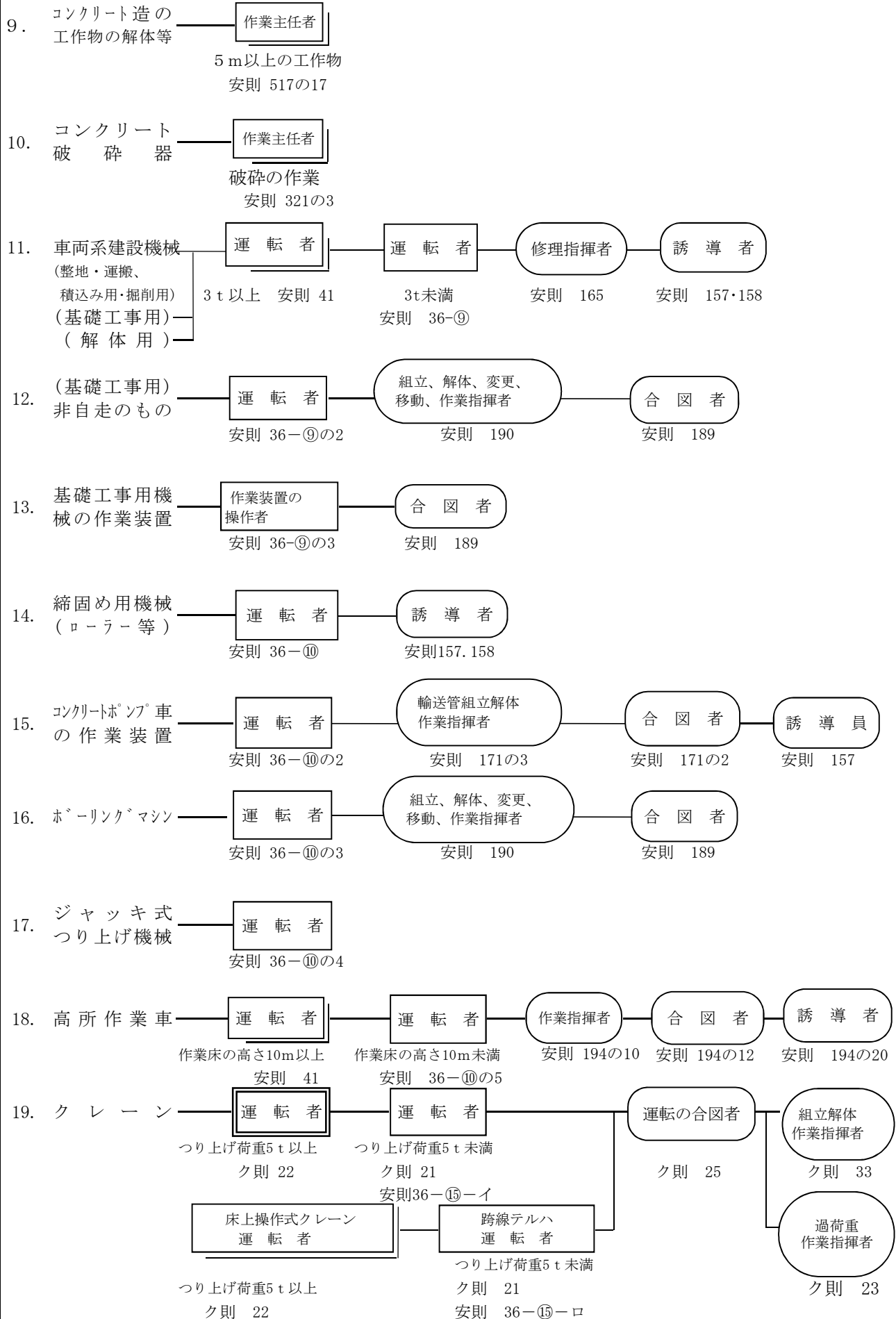


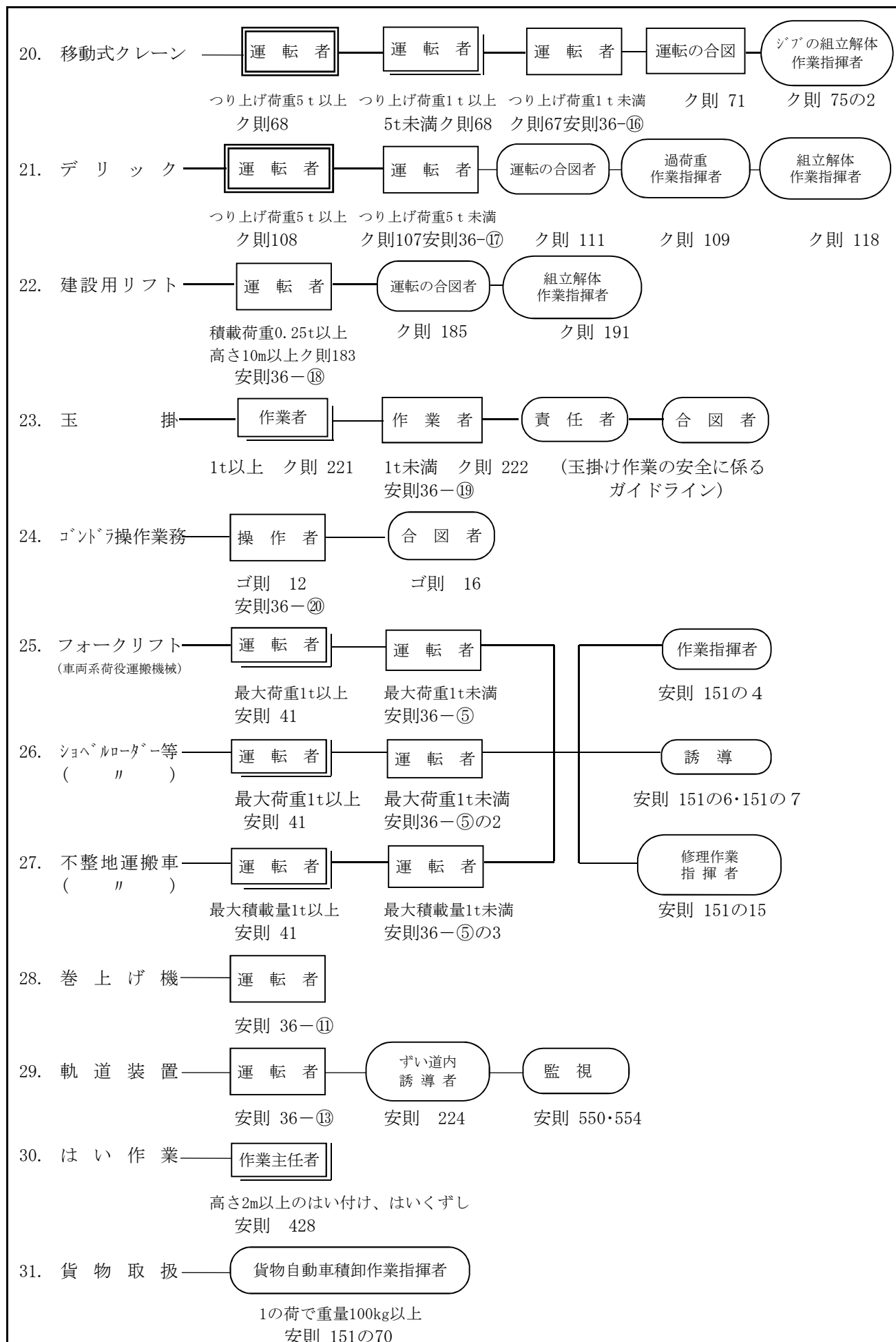
作業の種類別資格者等（抜粋）

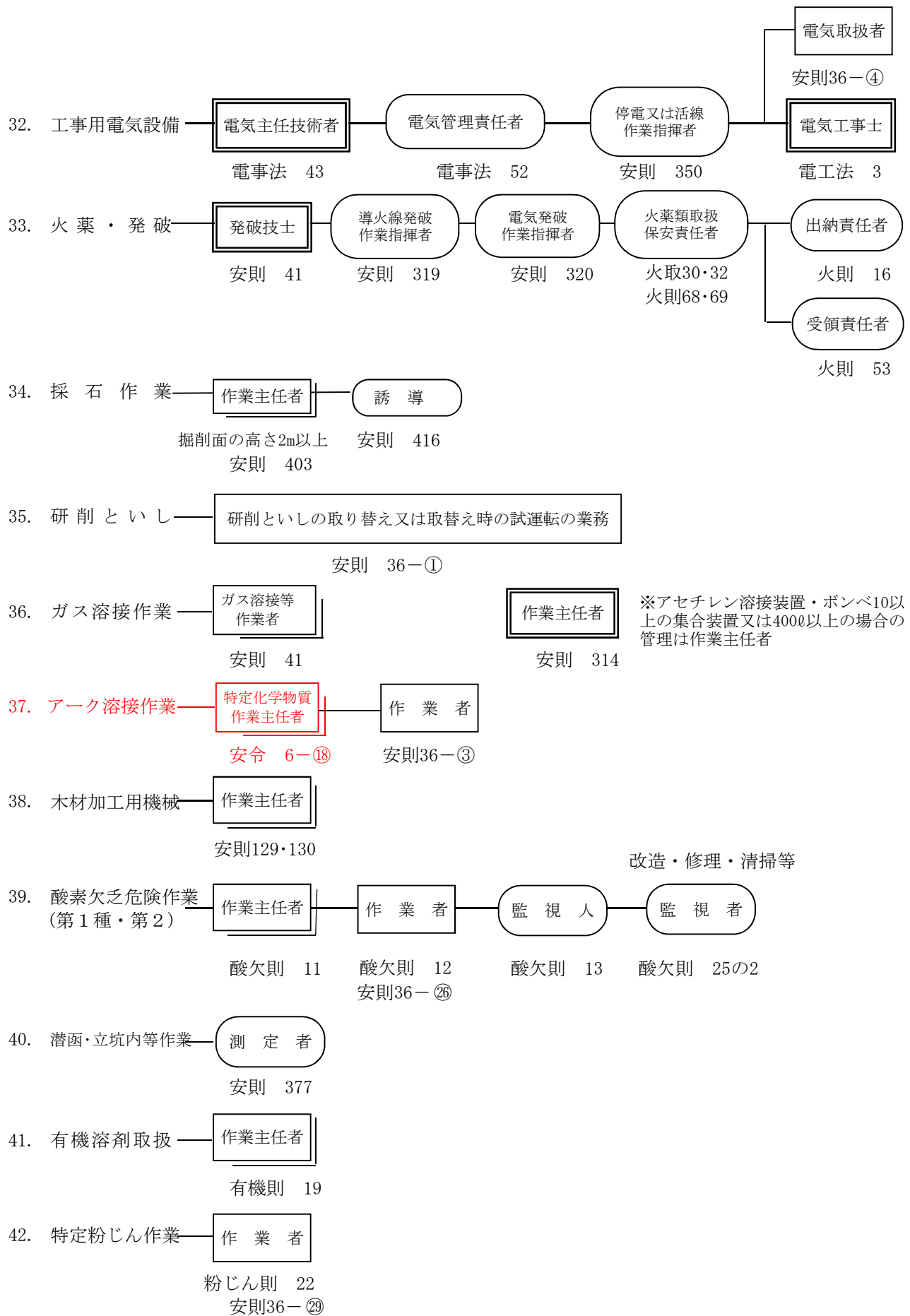
参考資料

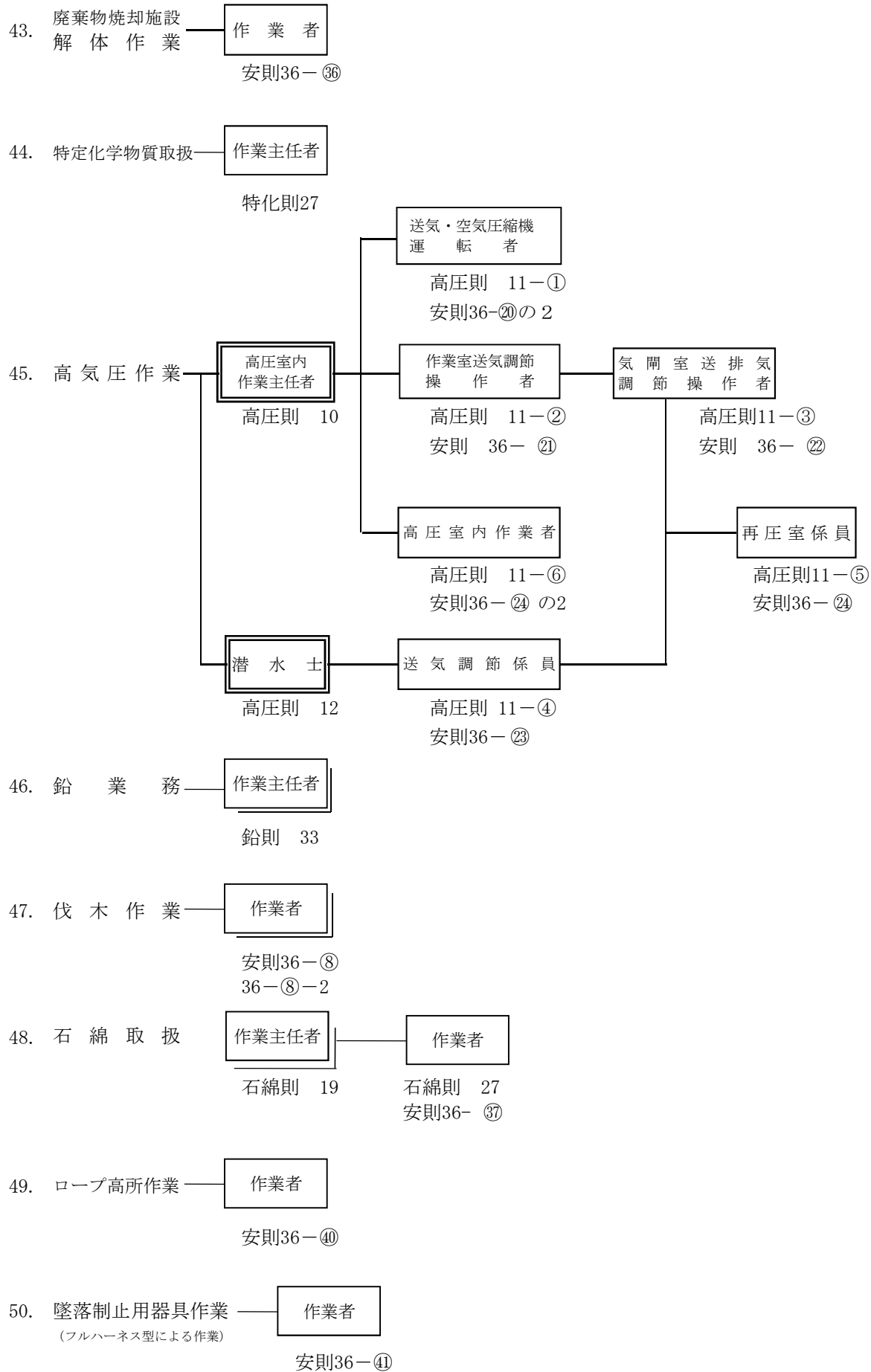
職 長	教 育	法 60 令 19 安則 40	免 許
作業主任者	免許及び技能講習	法 14 令 6 安則 78	技能講習
各種技能者	免許及び技能講習	法 61 令 20 安則 41、78	特別教育
一般作業員	特別教育	危険有害な作業に従事する時には特別の教育を行う。 法59③安則36	指名配置
	安全衛生教育	雇入れ時、作業変更時には安全教育を行う。法59、①、②	

1. 地山の掘削	作業主任者	ガス導管防護 作業指揮者	誘導者	点検者	可燃性ガス 測定者
	高さ2m以上のとき 安則 359	安則 362	安則 365	安則 358	安則 322
2. 土止め支保工 の組立解体	作業主任者				
	安則 374				
3. 型枠支保工の 組立解体	作業主任者				
	スラブ、桁等の支保工 安則 246				
4. ずい道等の建設	ずい道の掘削等作業主任者 安則 383の2 ずい道等の覆工作業主任者 安則 383の4	作業者			
		安則 36—30			
5. 足場の組立解体	作業者 安則36-39 作業主任者	作業指揮者	監視人		
	つり足場、張出足場 5m以上の足場 安則 565	5m未満の足場 安則 529	※ 3m以上の高所からの投下 安則 536		
6. 木造建築物の 組立等	作業主任者				
	軒高5m以上の木造建築物の構造部材の組立て、 屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業 安則 517の12				
7. 建築物等の鉄 骨の組立解体	作業主任者	作業指揮者	監視人		
	5m以上の建築物の骨組 ・塔（金属製） 安則 517の4	5m未満の建築物 安則 529	※ 3m以上の高所からの投下 安則 536		
8. 橋梁架設等	鋼橋架設等 作業主任者	作業指揮者	※		
	高さ5m以上又は支間30m以上 安則 517の8	5m未満の橋梁 安則 529			
	コンクリート橋梁 架設等作業 主任者	作業指揮者	※		
	高さ5m以上又は支間30m以上 安則 517の8	5m未満の橋梁 安則 529			









! 3つの転倒予防

オット

転倒による労働災害は最も多く、**全体の約25%**

転倒によるケガの**約6割が休業1か月以上**のケガです!!

1 作業場所の 整理整頓



2 作業場所の 清掃



3 毎日の 運動



▶ 転倒災害は、**大きく3種類**に分けられます。
皆さまの職場にも似たような危険はありませんか？



厚生労働省では「STOP! 転倒災害プロジェクト」を推進しています。
具体的な対策はこちらをチェック!



あなたの職場は大丈夫？

転倒の危険をチェックしてみましょう！

チェック項目		☐
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	☐
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	☐
3	通路や階段を安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	☐
4	靴は、すべりにくくちょうど良いサイズのものを選んでいますか	☐
5	転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	☐
6	段差のある箇所や滑りやすい場所などに、注意を促す標識をつけていますか	☐
7	ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか	☐
8	ストレッチや転倒予防のための運動を取り入れていますか	☐
9	転倒を予防するための教育を行っていますか	☐

チェックの結果は、いかがでしたか？

問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイデアを出し合いましょう！

労働者、
雇用主の
皆さまへ

はしごや脚立からの 墜落・転落災害をなくしましょう！

はしごや脚立は、ごく身近な用具であるため、墜落・転落の危険をそれほど感じずに使用する場合が多いのではないのでしょうか。しかし、**過去の災害事例を見ると、骨折などの重篤な災害が多数発生し、負傷箇所によっては死亡に至る災害も少なくありません。**

このパンフレットを参考に、安全を確保した上で、はしごや脚立を適切に使用してください。

ポイント

1

はしごや脚立に関する**災害発生原因の特徴を踏まえた安全対策をとり、想定される危険を常に予知しながら、はしごや脚立を使用**しましょう。

P 2 参照

ポイント

2

はしごや脚立は、足元が不安定になりやすく危険です。まず、代わりとなる**床面の広いローリングタワー（移動式足場）や作業台などの使用を検討**しましょう。

P 3 参照

ポイント

3

はしごや脚立を使用する際は、高さ1 m未満の場所での作業であっても**墜落時保護用のヘルメットを着用**して、頭部の負傷を防ぎましょう。

P 4 参照

統計資料

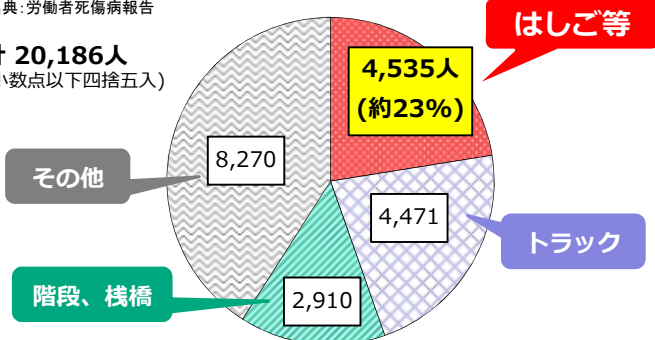
「はしご等」に関する災害（死傷および死亡）

※「はしご等」：はしご、脚立、作業台など

① 「はしご等」は墜落・転落災害の原因で最も多い （平成23年～27年 5年平均）

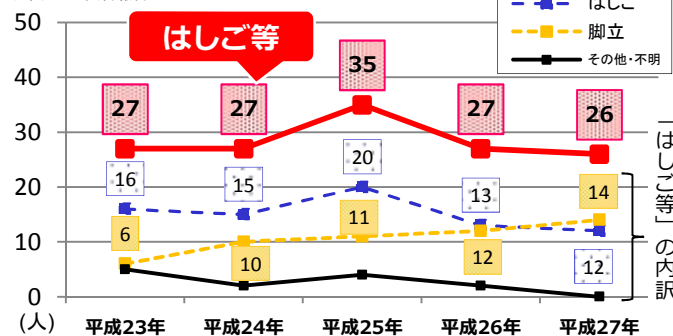
【墜落・転落による休業4日以上（小時間）の被災労働者数】
出典：労働者死傷病報告

計 20,186人
（小数点以下四捨五入）



② 毎年30人弱の労働者が「はしご等」からの 墜落・転落により亡くなっている

【過去5年間の墜落・転落による死亡労働者数】
出典：死亡災害報告

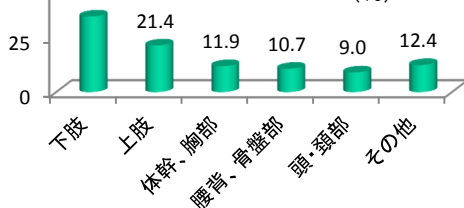


参考：労働安全衛生総合研究所による調査分析より

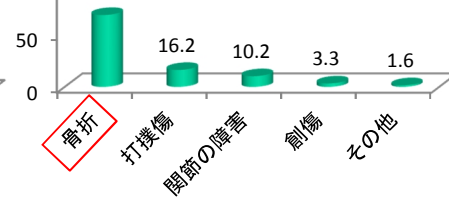
脚立に起因する労働災害の分析

平成18年の休業4日以上（小時間）の労働者死傷病報告から単純無作為法により抽出された34,195件（全数の25.5%）を分析した結果、脚立が起因する災害は、992件（うち墜落・転落災害は約86%）であり、傷病部位および傷病名は以下のグラフのとおりであった。

【傷病部位別】 (%)



【傷病別】 (%)



グラフからわかること

【傷病部位別】
下肢と上肢で、全体の半数以上を占めている。

【傷病別】
骨折が全体の約3分の2を占め、重篤な災害につながりやすい。

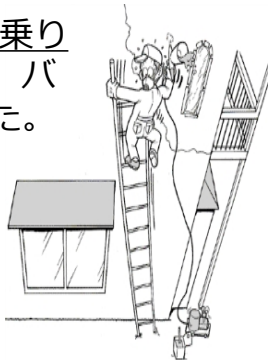


厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

はしご

No. 1 はしごの上でバランスを崩す

【事例】はしごから身を乗り出して作業したところ、バランスを崩して墜落した。

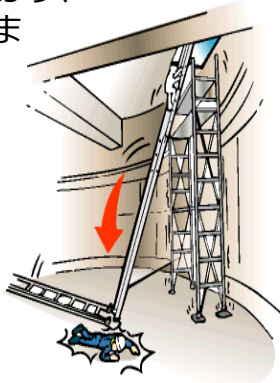


ワンポイント対策例

はしごでの作業を選択する前により安全な代替策を検討する。

No. 2 はしごが転位する

【事例】はしごを使って降りようとしたところ、はしご脚部下端の滑り止めが剥がれており、はしごが滑ってそのまま墜落した。



ワンポイント対策例

はしごの上端または下端をしっかりと固定する。
また、滑り止め箇所の点検を怠らない。

No. 3 はしごの昇降時に手足が滑る

【事例】はしごが水で濡れていたため、足元が滑って墜落した。
(耐滑性の低い靴を使用)



ワンポイント対策例

踏み面に滑り止めシールを貼る。
耐滑性の高い靴（と手袋）を使用する。

脚立

No. 1 脚立の天板に乗りバランスを崩す

【事例】脚立の天板に乗って作業したところ、バランスを崩して背中から墜落した。



ワンポイント対策例

天板での作業は簡単にバランスを崩しやすいので禁止。より安全な代替策を検討する。

No. 2 脚立にまたがってバランスを崩す

【事例】脚立をまたいで乗った状態で蛍光灯の交換作業をしていたところ、バランスを崩し階段に墜落した。



ワンポイント対策例

作業前に周りに危険箇所がないか確認し、安全な作業方法を考えること。
なお、脚立にまたがった作業は一旦バランスが崩れたら身体を戻すのが非常に難しい。
脚立の片側を使って作業すると、3点支持（※）がとりやすい。

No. 3 荷物を持ちながらバランスを崩す

【事例】手に荷物を持って脚立を降りようとしたところ、足元がよろけて背中から墜落した。



ワンポイント対策例

身体のバランスをしっかりと保持するよう、昇降時は荷物を手に持たず、3点支持を守る。

（※）3点支持とは、通常、両手・両足の4点のうち3点により身体を支えることを指すが、身体の重心を脚立にあずける場合も、両足と併せて3点支持になる。

ポイント2 はしごや脚立を使う前に、まず検討！

以下の2点について検討してみましょう

- ☐ はしごや脚立の**使用自体を避けられないですか？**
- ☐ 墜落の危険性が相対的に低い**ローリングタワー（移動式足場）、可搬式作業台、手すり付き脚立、高所作業車などに変更できないですか？**（※）

（※）足元の高さが2 m以上の箇所で作業する場合には、原則として十分な広さと強度をもった作業床や墜落防止措置（手すり等）を備えた用具を使用してください。特に、はしごは原則昇降のみに使用してください。

【手すり付き脚立(例)】



【可搬式作業台(例)】



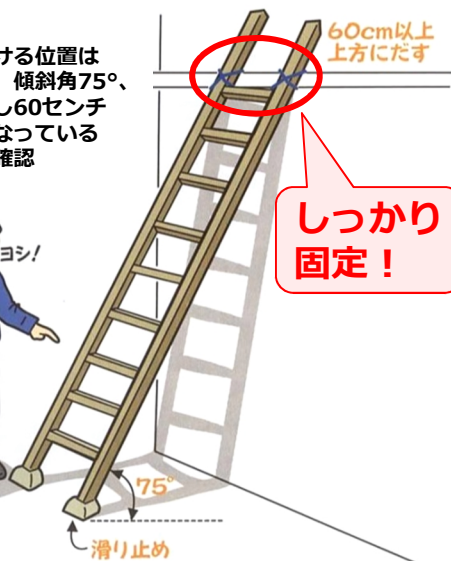
充分に検討しても他の対策が取れない場合に限って、
はしごや脚立の使用を、安全に行ってください。

移動はしごの安全使用のポイント

- ☐ はしごの上部・下部の固定状況を確認しているか（固定できない場合、別の者が下で支えているか）
- ☐ 足元に、滑り止め（転位防止措置）をしているか
- ☐ はしごの上端を上端床から60cm以上突出しているか
- ☐ はしごの立て掛け角度は75度程度か。

こうすれば
安全

立てかける位置は
水平で、傾斜角75°、
突き出し60センチ
以上となっている
ことを確認



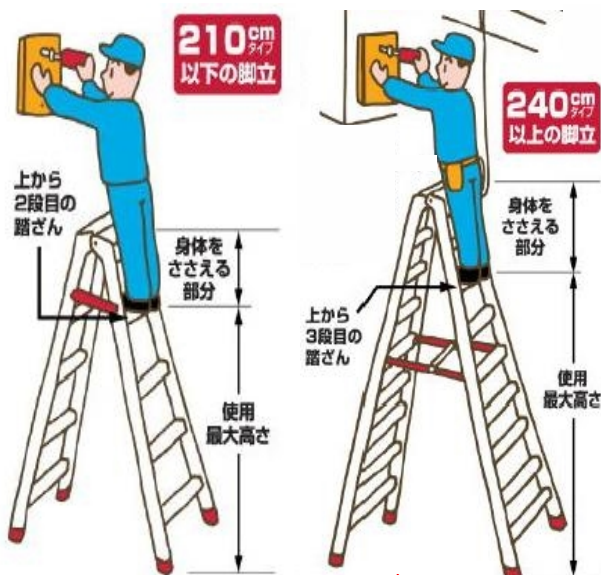
しっかり
固定！

指差し呼称のポイント

「突き出し60センチ、75° 立てかけ ヨシ！」

出典：「シリーズ・ここが危ない
高所作業」中央労働災
害防止協会編

脚立の安全使用のポイント



※高さ2 m以上での作業時は、
ヘルメットだけでなく
安全帯も着用しましょう！

©軽金属製品協会
(無断転用禁止)

「労働安全衛生規則」で定められた主な事項

移動はしご（安衛則第527条）

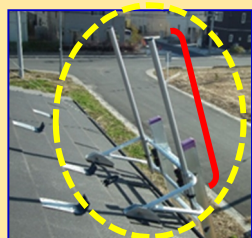
- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置

脚立（安衛則第528条）

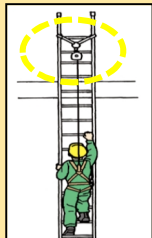
- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式の場合は、角度を確実に保つための金具等を備える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

こういった後付けの安全器具もあります

【はしご支持・手摺金具】 【はしご足元安定金具】



（安全ブロック
（ストラップ式の
墜落防止器具）



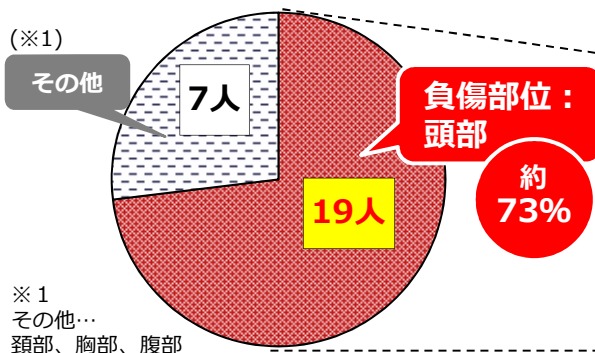
ポイント3

必ず墜落時保護用のヘルメットを着用して下さい

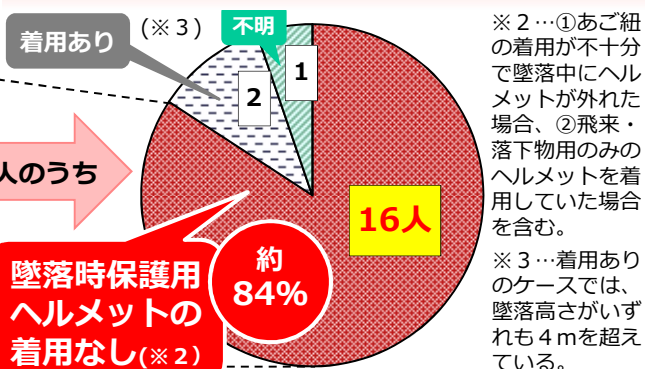
参考

頭部を負傷した死亡災害では、うち8割強が墜落時保護用のヘルメットを着用していませんでした（平成27年集計） 出典：災害調査復命書

①「はしご等」からの墜落・転落死亡災害における負傷部位【平成27年分（26人）】



② 墜落時保護用ヘルメットの有無【頭部負傷の場合のみ集計（19人）】



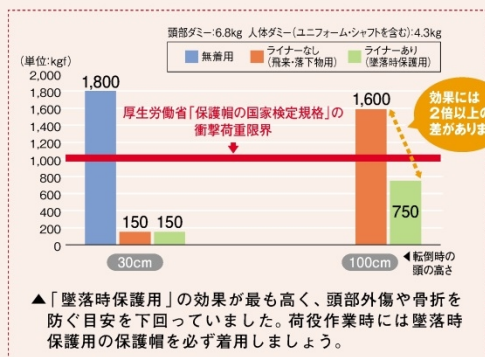
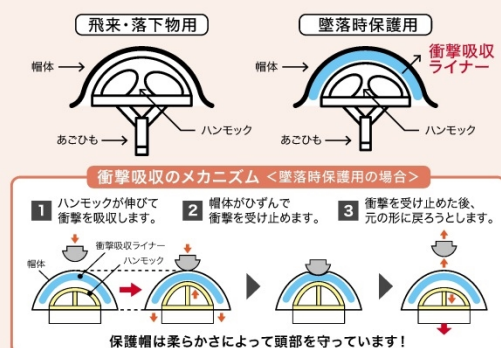
ヘルメットのすぐれた効果

引用：パンフレット「陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐためには」P12

保護帽の効果を知ってください！

保護帽（ヘルメット）とは労働安全衛生法第42条の規定にもとづく「保護帽の規格」に合格した製品を言います。この保護帽には「飛来・落下物用」と「墜落時保護用」の2種類があり、荷役作業では帽体内部に衝撃吸収ライナーと呼ばれる衝撃吸収材を備えた墜落時保護用を使用することが望まれます。

ここでは着用効果を知ってもらうため、「着用なし」、「飛来・落下物用」、「墜落時保護用」の3種類で頭部にかかる衝撃をグラフに示しました。100cmから転倒した時の効果には2倍以上の差があり、飛来・落下物用では効果が不十分なことが分かりました。



■ 保護帽に関する詳細な情報は日本ヘルメット工業会のサイトから入手できますのでご覧ください。
協力：一般社団法人日本ヘルメット工業会（JHMA）<http://japan-helmet.com>、株式会社谷沢製作所

ヘルメットの着用ポイント

引用：パンフレット「陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐためには」P3

必ず保護帽を着用！



特に①と③を忘れずに！
（死亡災害時によく見られた、忘れやすいポイントです）

（着用時5つのポイント）

- 1 「墜落時保護用」を使用すること
- 2 傾けずに被ること
- 3 あご紐をしっかりと、確実に締めること
- 4 破損したものは使わないこと
- 5 耐用年数を守ること

1 要チェック！

ヘルメット内側に貼られている「国家検定合格標章」等に用途が書かれています！

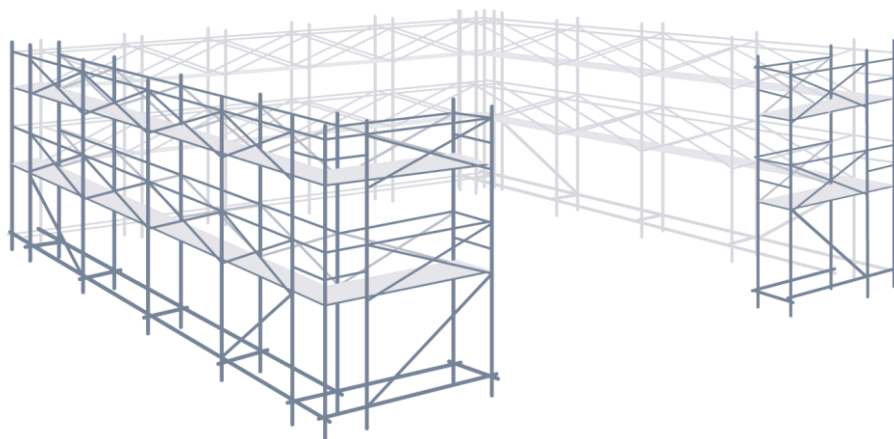
3 参考

あごヒモと耳ヒモの接続部分を留め具等で固定すると、墜落時の衝撃でヘルメットが着脱しにくくなります！

このリーフレットについて、詳しくは最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。（H29.3）

足場からの墜落防止措置が強化されます

● 改正労働安全衛生規則 令和5年10月1日から順次施行 ●



厚生労働省では足場に関する法定の墜落防止措置を定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置を強化しました。令和5年10月1日（一部規定は令和6年4月1日）から順次施行します。

改正のあらまし

1

一側足場の使用範囲が明確化されます

幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。

2

足場の点検時には点検者の指名が必要になります

事業者及び注文者が足場の点検（つり足場を含む。）を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。

3

足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。

また、労働災害防止対策を確実に実施するため、安全衛生経費については適切に確保してください。



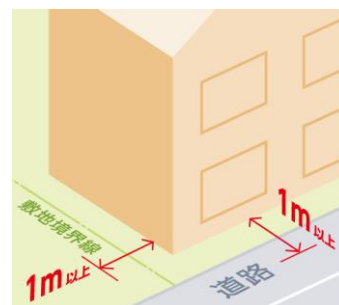
令和6年4月1日以降、幅が1メートル以上の箇所※において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する必要があります。なお、幅が1メートル未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用してください。

つり足場の場合や、障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは本足場を使用しなくても差し支えありません。

※足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外面を起点としたはり間方向の水平距離が1メートル以上ある箇所のこと。

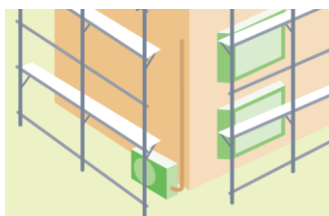
● 「幅が1メートル以上の箇所」に関する留意点

足場設置のため確保した幅が1メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等については含まれません。なお、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が1メートル以上の箇所」を確保してください。

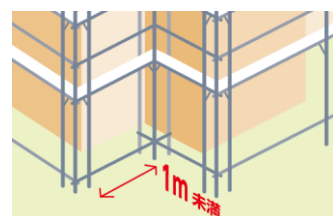


● 「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」とは

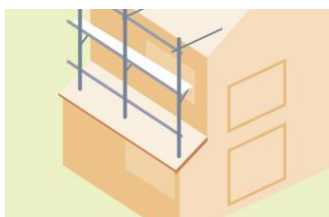
- 足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を2本設置することが困難なとき



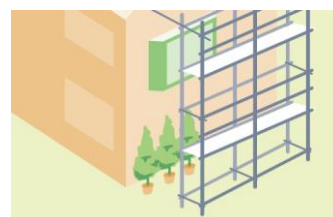
- 建築物の外面の形状が複雑で、1メートル未満ごとに隅角部を設ける必要があるとき



- 屋根等に足場を設けるとき等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を2本設置することが困難なとき



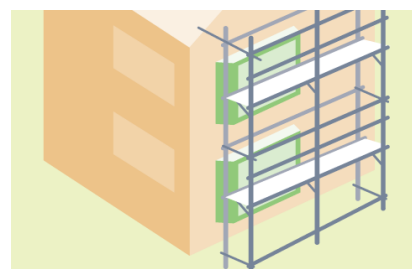
- 本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔※が広くなり、墜落・転落災害のリスクが高まる



※足場の使用に当たっては建築物等と足場の作業床との間隔が30センチメートル以内とすることが望ましいです。

<留意点>

足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があるとき等において、建地の一部を1本とする場合は、足場の動揺や倒壊を防止するのに十分な強度を有する構造としなければなりません。



※図はイメージ。分かり易くするため足場は簡略化して図示しています。

2

足場の点検時には点検者の指名が必要になります

安衛則第567条、第568条、
第655条

**R5.10.1
施行**

事業者又は注文者が足場の点検を行う際は、点検者を指名しなければなりません。

● 指名の方法

点検者の指名の方法は「書面で伝達」「朝礼等に際し口頭で伝達」「メール、電話等で伝達あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達」等、点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行ってください。

● 点検者について

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検は、

- ・ 足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者
 - ・ 労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
 - ・ 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者
 - ・ 建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者
- 等十分な知識・経験を有する者を指名することが適切であり、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

3

足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

安衛則第567条、第655条

**R5.10.1
施行**

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検後に2で指名した点検者の氏名を記録及び保存しなければなりません。

<留意点>

足場の点検後の記録及び保存に当たっては、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

建設工事従事者の安全及び健康の確保のために 安全衛生経費の適切な支払いが必要です

建設業における労働災害の発生状況は、長期的に減少傾向にあるものの、いわゆる一人親方等を含めた建設工事従事者全体では、墜落災害をはじめとする建設工事の現場での災害により、年間約400人もの尊い命が亡くなっています。

労働安全衛生法は元請負人及び下請負人に労働災害防止対策を義務づけており、それに要する経費は元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものです。建設工事請負契約はこの経費を含む金額で締結することが必要です。

●労働災害防止対策の実施者及び経費負担者の明確化の流れ

(1) 元請負人による見積条件の提示

元請負人は、見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化し、下請負人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、かつ、その経費を適正に見積もることができるようにしなければなりません。

(2) 下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示

下請負人は、元請負人から提示された見積条件をもとに、自らが負担することとなる労働災害防止対策に要する経費を適正に見積った上、元請負人に提出する見積書に明示する必要があります。

(3) 契約交渉

元請負人は、「労働災害防止対策」の重要性に関する意識を共有し、下請負人から提出された労働災害防止対策に要する経費が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第18条を踏まえ、対等な立場で契約交渉をしなければなりません。

(4) 契約書面における明確化

元請負人及び下請負人は、契約内容の書面化に際して、契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分を記載し明確化するとともに、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費については、他の経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示することが必要です。

国土交通省では、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われるよう、令和4年度より、学識経験者、建設関係団体等のご協力を得て「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」を設置し、安全衛生対策項目の確認表、安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及に向けた取組を進めています。「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」での議論や成果等は、順次、以下のHPで公表します。



https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html

【問合せ先】

(足場からの墜落防止措置) お近くの**労働局**又は**労働基準監督署**にお問い合わせください。

(安全衛生経費について) 国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室

電話番号：03 (5253) 8111 (内線24813/24816)



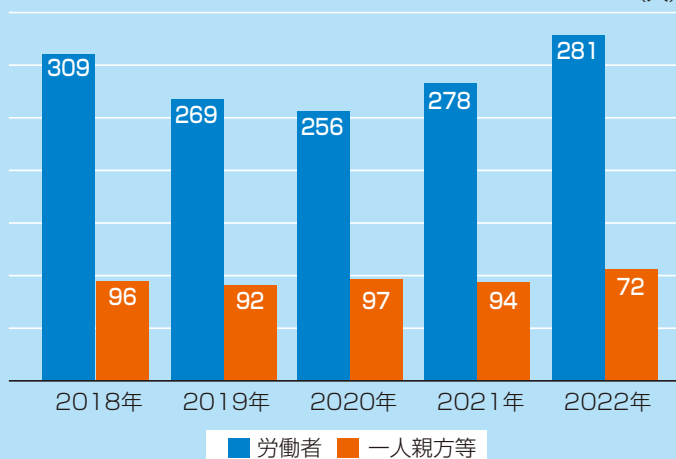
建設現場の災害をなくしましょう！

建設業における労働災害は、みなさまの積極的かつ地道な努力により長年にわたり着実に減少してきました。しかしながら、建設業における死亡災害は全産業の中で30%を超え、死傷災害は11%弱と依然として高い比率を占めています。建設現場においては、労働者の労働災害だけでなく、一人親方等の業務上の災害も非常に多く発生しています。厚生労働省では2014年から一人親方等の死亡災害の発生件数を把握して公表しています。一人親方等については、2018年から2022年の5年間で451人の方が亡くなっています。みなさま一人一人の努力で建設現場の災害をなくしましょう！

*このパンフレットの「一人親方等」は、一人親方（労働者を使用しないで事業を行う者）に加えて中小事業主、役員、家族従事者も含まれます。

建設業の死亡災害発生状況

(人)



※労働者数に一人親方等の数は含まれません

きょうもあしたも気をつけて
健康と安全が一番だね！！

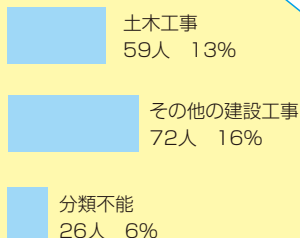


2018～2022年の5年間で451人の一人親方等が亡くなっています

一人親方死亡災害の半数以上は建築工事で発生

建築工事

294人 65%



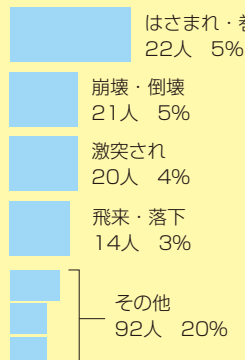
建築工事の内訳は…

木造家屋建築工事 116人
鉄骨・鉄筋コンクリート造
家屋建築工事 53人
その他の建築工事 125人

墜落・転落災害が6割

墜落・転落

282人 63%



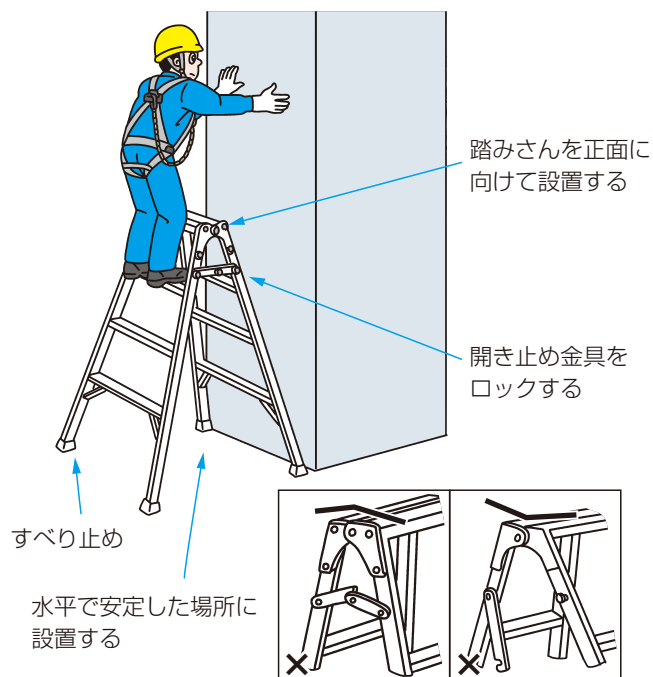
発生した場所は…

屋根、はり、もや、けた、合掌 90人
足場 61人
はしご等 45人
その他 86人



墜落・転落災害防止のポイント～作業上の注意事項～

1 脚立を使用しての作業



- ① 作業箇所に対し、踏みさんを正面に向けて設置する
- ② 水平で安定した場所に設置する
- ③ 開き止め金具をロックする
- ④ 脚部にすべり止めの付いたものを使用する
- ⑤ 立った姿勢で、踏みさんや天板に体（脚部）を当てて安定させる
- ⑥ 天板上に立たない、天板をまたがない
- ⑦ 押したり引いたり、反動のある作業を避ける
- ⑧ 重心が脚立や両足などの外に出ないようにする
- ⑨ 手すり付きのものが望ましい

不完全な状態で使用すると、脚立が動いたり、脚部が開閉するなどして危険

2 はしごの昇降



【移動はしご】

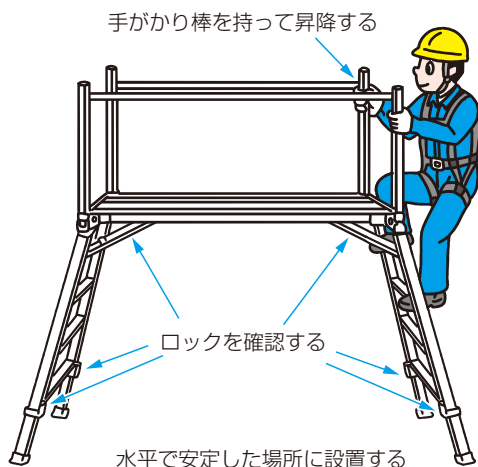
- ① はしごの上端を、上端床から60cm以上突出する
- ② はしごの立て掛け角度は、75度程度とする
- ③ 両手と両足の4点のうち3点が、はしごと接した状態を維持しながら昇降する
- ④ 転位を防止する措置をとる（すべり止め措置の取付、下の者が支える等）
- ⑤ 立て掛ける前に安全ブロック取付設備等に安全ブロックを設置する
- ⑥ 昇降中は、安全ブロックのフックを墜落制止用器具のD環に連結する
- ⑦ 台付ロープは、はしご上端部の支柱に取り付ける

【固定はしご】

- ① はしごの上部及び下部を動かないよう固定する
- ② はしごの上端を、上端床から60cm以上突出する
- ③ 安全ブロック取付設備等に安全ブロックを設置する
- ④ 昇降中は、安全ブロックのフックを墜落制止用器具のD環に連結する
- ⑤ 床面に乗り移る際は、墜落制止用器具のフックを先掛ける

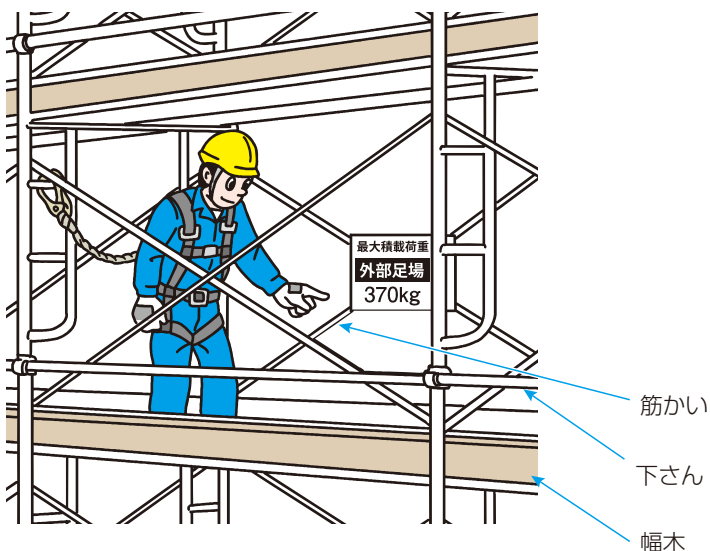
※はしごは原則として昇降のみに使用し、作業に使用しない

3 可搬式作業台を使用しての作業



- ① 作業台に向かって両手で脚柱・手がかり棒を持って昇降する（両手でしっかり脚柱等をつかむ）
- ② 水平で安定した場所に設置する
- ③ 脚部が確実にロックされたか確認する
- ④ 押したり引いたり、反動のある作業を避ける
- ⑤ 重心が作業台や両足などの外に出ないようにする
- ⑥ 手がかり棒を立て起こして使用する
- ⑦ 手すり付きのものが望ましい

4 足場上での作業

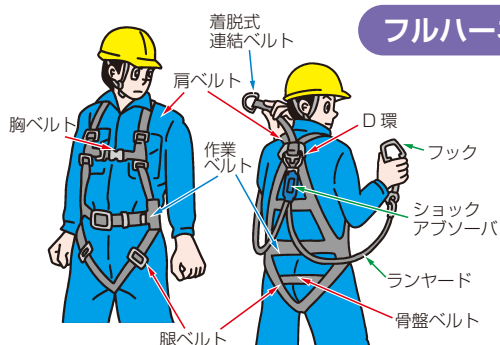


- ① 足場の部材などを一時的に取り外す場合には、必ず職長等責任者の了承を得てから行う
- ② 必要な作業が終わったら取り外した部材（手すり、中さん、筋かい、下さん、幅木、防網等）を元どおり取り付け
- ③ 作業開始前に足場の状態を点検する（部材の損傷、壁つなぎなど緊結金具の状態、足場端部のストッパー、垂直ネットの取付け状態等）
- ④ いわゆる「単管抱き足場」は足場とは認められないので、ブラケット足場を設置し、手すり等に安全帯を使用して作業する。

令和5年10月から足場からの墜落防止措置が強化されます。



5 安全帯（墜落制止用器具の使用）



フルハーネス型

（注）このパンフレットの「安全帯」は改正安全衛生法令の「墜落制止用器具」である

「フルハーネス型安全帯」と「胴ベルト型安全帯」があります。建設現場の作業内容や作業箇所の高さに応じて使用します。

- ① 取扱説明書を確認し、安全上必要な部品が揃っているか確認し、緩みなく確実に装着する。
- ② 安全帯の取付設備は、ランヤードが外れたり、抜けたりするおそれのないもので、墜落制止時の衝撃力に耐えうるものとする。
- ③ 点検・保守や保管は、責任者を定める等により確実にを行い、管理台帳等にそれらの結果や管理上必要な事項を記録しておく。

【注意】 フルハーネス型安全帯は、製品ラベルに「墜落制止用器具」または「墜落制止用器具の規格」の表示があるものを使用する。
「安全帯の規格」と表示のあるものは旧規格のため使用できません。

胴ベルト型

電動工具使用時の注意事項



石綿健康障害予防の対策

石綿等を取扱う作業を行う場合には、呼吸用保護具及び保護衣を使用する。



電動ファン付きマスクの例



防じんマスクの例



保護衣の例

労災保険特別加入制度

労災保険に特別加入するためには、特別加入団体を経由して、申請手続を行う必要があります。

万が一の事故の際にも確実な補償を受けられるように、労災保険の特別加入を積極的にご検討いただき、ご相談の際は最寄りの労働局又は労働基準監督署までお問い合わせください。

▶ 詳しくは、厚生労働省ホームページ内のパンフレット「特別加入制度のしおり」をご覧ください。

※「特別加入制度のしおり一人親方」と検索または、右のQRコードからアクセス!!

(<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040324-6.html>)



作業を請け負わせる一人親方等に対する措置の義務化について

2023年4月1日から、危険有害な作業(※)を行う事業者、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、一定の保護措置が義務付けられています。

法令改正の主な内容

- ・請負人だけが作業を行うときも、事業者が設置した局所排気装置等の設備を稼働させる(または請負人に設備の使用を許可する)等の配慮を行うこと
- ・特定の作業方法で行うことが義務付けられている作業については、請負人に対してもその作業方法を周知すること
- ・労働者に保護具を使用させる義務がある作業については、請負人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること

詳しくは、最寄りの労働局又は労働基準監督署までお問い合わせください。

※危険有害な作業とは

労働安全衛生法第22条に定められている労働安全衛生規則、有機溶剤中毒予防規則等11の省令で、労働者に対する健康障害防止のための保護措置の実施が義務付けられている作業(業務)が対象です。

「一人親方等安全衛生研修会」を実施中です。

お問合せはメールにてお願いします。hitorioyakata@zenkiren.or.jp

公益社団法人 全国労働基準関係団体連合会

〒101-0047 東京都千代田区内神田1丁目12番2号 三秀舎ビル6階

TEL: 03-5283-1030 FAX: 03-5283-1032

URL <https://www.zenkiren.com/>



しっかり休んでリフレッシュ！ 仕事もプライベートも充実！



いい仕事は、いい休日から



《ICT》を
使って仕事を
効率化！そして
日常生活を
快適に！

四国の公共工事は

「全工事週休2日」を目指します

建設業は、令和6年4月から労働基準法による「時間外労働の上限規制」が適用されます。

建設業の働き方改革の推進と担い手の育成・確保を目指し、令和6年度から全工事週休2日を目指し取り組みます。

皆様のご理解、ご協力をお願いします。

※災害復旧や公共施設等の平日利用のためなど、やむを得ず土日に工事をする場合があります。



四国地方公共工事品質確保推進協議会

協議会メンバー

国 / 四国地方整備局 中国四国農政局 四国森林管理局 中国四国地方環境事務所 高松高等裁判所 四国財務局 高松国税局
四国運輸局 第五管区海上保安本部 大阪航空局 中国四国管区警察四国警察支局 四国経済産業局
地方公共団体 / 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 四国内全95市町村
法人等 / 西日本高速道路(株) 四国支社 本州四国連絡高速道路(株) (独)水資源機構

協力団体

(一社)徳島県建設業協会 徳島県建設産業団体連合会
(一社)香川県建設業協会 (一社)香川県建設産業団体連合会 香川県中小建設業協会
(一社)愛媛県建設業協会 愛媛県建設産業団体連合会
(一社)高知県建設業協会 高知県建設産業団体連合会 高知県中小建設業協会

【略称:四国品確協】

四国品確協は、公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保を目的に発注関係事務を適切に実施するため活動しています。

四国品確協の取り組み

<https://www.skr.mlit.go.jp/etc/hinkaku/kyougikai.htm>





CONSTRUCTION INDUSTRY 建設業

時間外労働の上限規制 わかりやすい解説



8-112



労働基準法における労働時間の定め

労働時間は労働基準法によって
上限が定められており、
労使の合意に基づく所定の手続きをとらなければ、
これを延長することはできません。

労働時間の定め

労働時間・休日に関する原則

法律で定められた
労働時間の限度

1日 **8** 時間及び1週 **40** 時間

法律で
定められた休日

毎週少なくとも **1** 回

これを超えるには、

**36協定の
締結・届出**

が必要です。

労働基準法では、労働時間は原則として、1日8時間・1週40時間以内とされています。これを「法定労働時間」といいます。
また、休日は原則として、毎週少なくとも1回与えることとされています。これを「法定休日」といいます。

法定労働時間を超えて労働者に時間外労働をさせる場合や法定休日に労働させる場合には、

- 労働基準法第36条に基づく労使協定（36（サブロク）協定）の締結
- 36協定の所轄労働基準監督署長への届出

が必要です。

36協定では、「時間外労働を行う業務の種類」や「時間外労働の上限」などを決めなければなりません。

36協定で定める時間外労働及び休日労働について留意すべき事項に関する指針

時間外労働及び休日労働を適正なものとすることを目的として、
36協定で定める時間外労働及び休日労働について
留意していただくべき事項に関して策定された指針です。

36協定の締結に当たっては、
この指針の内容に留意してください。

詳しくはこちら



時間外労働の上限規制

くらし、はたらき、
ともにススム！

時間外労働の上限規制については、働き方改革関連法による改正後の労働基準法により法定化され、平成31年4月1日（中小企業は令和2年4月1日）から施行されています。建設の事業については、時間外労働の上限規制の適用が猶予されていましたが、令和6年4月1日から適用されます。

**時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、
臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができません。**

**臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合（特別条項）でも、
以下を守らなければなりません。**

- 時間外労働が年720時間以内
- 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
- 時間外労働と休日労働の合計について、2～6か月平均80時間以内
- 時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6回が限度

**！ 特別条項の有無に関わらず、1年を通して常に、時間外労働と休日労働の合計は、
月100時間未満、2～6か月平均80時間以内にしなければなりません。**

※例えば時間外労働が45時間以内に収まって特別条項にはならない場合であっても、
時間外労働＝44時間、休日労働＝56時間、のように合計が月100時間以上になると法律違反となります。

**建設の事業のうち、災害時における復旧及び復興の事業に限り、
令和6年4月1日以降も次の規定は適用されません。**

- 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
- 時間外労働と休日労働の合計について、2～6か月平均80時間以内

※年720時間の上限及び時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6回が限度という規制は適用されます。

上限規制のイメージ

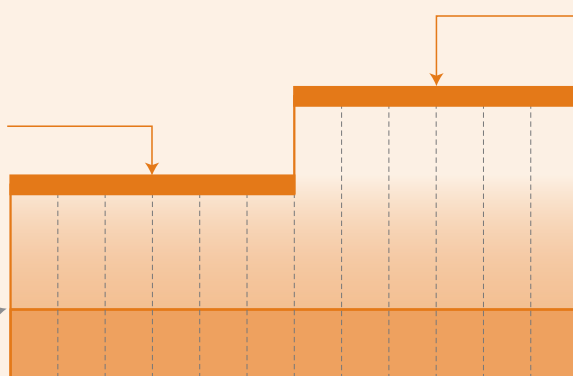
改正後

法律による上限（原則）

- ☑ 月45時間
- ☑ 年360時間

法定労働時間

- ☑ 1日8時間
- ☑ 週40時間



1年間＝12か月

法律による上限 （特別条項/年6回まで）

- ☑ 年720時間
- ☑ 複数月平均80時間※
- ☑ 月100時間未満※

※ 休日労働を含む。

労働基準法第33条第1項の「災害その他避けることのできない事由」に該当する場合には、労働基準監督署長に許可申請等を行うことにより、36協定で定める限度とは別に時間外・休日労働を行わせることができます。その場合、時間外労働の上限規制はかかりません。

労働基準法第33条第1項

災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合においては、使用者は、行政官庁の許可を受けて、その必要の限度において第32条から前条まで若しくは第40条の労働時間を延長し、又は第35条の休日に労働させることができます。ただし、事態急迫のために行政官庁の許可を受ける暇がない場合においては、事後に遅滞なく届け出なければなりません。

災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等に係る許可基準の一部改正について（令和元年6月7日付け基発0607第1号）の概要

労働基準法第33条第1項は、災害、緊急、不可抗力その他客観的に避けることのできない場合の規定であるからその臨時の必要の限度において厳格に運用すべきものであって、その許可又は事後の承認は、概ね次の基準によって取り扱うこと。

- ① 単なる業務の繁忙その他これに準ずる経営上の必要は認めないこと。
- ② 地震、津波、風水害、雪害、爆発、火災等の災害への対応（差し迫った恐れがある場合における事前の対応を含む。）、急病への対応その他の人命又は公益を保護するための必要は認めること。例えば、災害その他避けることのできない事由により被害を受けた電気、ガス、水道等のライフラインや安全な道路交通の早期復旧のための対応、大規模なリコール対応は含まれること。
- ③ 事業の運営を不可能ならしめるような突発的な機械・設備の故障の修理、保安やシステム障害の復旧は認めるが、通常予見される部分的な修理、定期的な保安は認めないこと。例えば、サーバーへの攻撃によるシステムダウンへの対応は含まれること。
- ④ ②及び③の基準については、他の事業場からの協力要請に応じる場合においても、人命又は公益の確保のために協力要請に応じる場合や協力要請に応じないことで事業運営が不可能となる場合には、認めること。

許可基準（令和元年6月7日付け基監発0607第1号）の概要

- ① 許可の対象には、災害その他避けることのできない事由に直接対応する場合に加えて、当該事由に対応するに当たり、必要不可欠に付随する業務を行う場合が含まれる。
具体的には、例えば、事業場の総務部門において、当該事由に対応する労働者の利用に供するための食事や寝具の準備をする場合や、当該事由の対応のために必要な事業場の体制の構築に対応する場合等が含まれる。
- ② 「雪害」については、道路交通の確保等人命又は公益を保護するために除雪作業を行う臨時の必要がある場合が該当する。具体的には、例えば、安全で円滑な道路交通の確保ができないことにより通常の社会生活の停滞を招くおそれがあり、国や地方公共団体等からの要請やあらかじめ定められた条件を満たした場合に、除雪を行うこととした契約等に基づき除雪作業を行う場合や、人命への危険がある場合に住宅等の除雪を行う場合のほか、降雪により交通等の社会生活への重大な影響が予測される状況において、予防的に対応する場合が含まれる。
- ③ 「ライフライン」には、電話回線やインターネット回線等の通信手段が含まれる。
- ④ 許可基準に定めた事項はあくまでも例示であり、限定列举ではなく、これら以外の事案についても「災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合」となることもあり得る。

例えば、「他の事業場からの協力要請に応じる場合」について、国や地方公共団体からの要請も含まれる。そのため、例えば、災害発生時において、国の依頼を受けて避難所避難者へ物資を緊急輸送する業務が含まれる。



上限規制への対応

今回の法改正では、

36協定で定める延長時間の上限だけでなく、
休日労働も含んだ1か月当たり及び2～6か月の
平均時間数にも上限が設けられました。

このため、企業においては、これまでとは異なる方法での
労働時間管理が必要となります。

上限規制に適合した36協定を締結・届出を行った場合、次の段階として、
36協定に定めた内容を遵守するよう、日々の労働時間を管理する必要があります。
ここでは、労働時間の管理において必要なポイントを整理します。

Check Point

- 1 「1日」「1か月」「1年」のそれぞれの時間外労働が、
36協定で定めた時間を超えないこと。
 - ✓ 36協定で定めた「1日」の時間外労働の限度を超えないよう日々注意してください。
 - ✓ また、日々および月々の時間外労働の累計時間を把握し、
36協定で定めた「1か月」「1年」の時間外労働の限度を超えないよう注意してください。
- 2 休日労働の回数・時間が、36協定で定めた回数・時間を超えないこと。
- 3 特別条項の回数（＝時間外労働が限度時間を超える回数）が、
36協定で定めた回数を超えないこと。
 - ✓ 月の時間外労働が限度時間を超えた回数（＝特別条項の回数）の年度の
累計回数を把握し、36協定で定めた回数を超えないよう注意してください。
- 4 月の時間外労働と休日労働の合計が、毎月100時間以上にならないこと。
- 5 月の時間外労働と休日労働の合計について、
どの2～6か月の平均をとっても、1月当たり80時間を超えないこと。

！ 例えば、時間外労働と休日労働を合計して80時間を超える月が
全くないような事業場であれば、1～3のポイントだけ守ればよいことになります。

労働基準法の「労働時間」の考え方

- 労働基準法における労働時間とは、使用者の指揮命令下にある時間のことをいいます。
使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たります。
- 労働者が必ずしも現実活動させていなくとも、
使用者の指揮命令下にある時間であれば労働時間に当たります。
- 労働時間か否かは個別判断になりますが、
労働時間の考え方そのものは、業種によって異なるものではありません。

「労働時間になるか」が問題になりやすいケース

○ いわゆる「手待時間」

使用者の指示があった場合には即時に業務に従事することを求められており、労働から離れることが保障されていない状態で待機等している時間（いわゆる「手待時間」）は、労働時間に当たります。

○ 移動時間

直行直帰や、移動時間については、移動中に業務の指示を受けず、業務に従事することもなく、移動手段の指示も受けず、自由な利用が保障されているような場合には、労働時間に当たりません。

○ 着替え、作業準備等の時間

使用者の指示により、就業を命じられた業務に必要な準備行為（着用を義務付けられた所定の服装への着替え等）や業務終了後の業務に関連した後始末（清掃等）を事業場内において行う時間は、労働時間に当たります。

（労働時間となる例）

① 作業開始前の朝礼の時間、② 作業開始前の準備体操の時間、③ 現場作業終了後の掃除時間

○ 安全教育などの時間

参加することが業務上義務付けられている研修や教育訓練を受講する時間は、労働時間に当たります。

（労働時間となる例）

① 新規入場者教育の時間、② K Yミーティングの時間

ストップ！不正軽油

～軽油引取税について～

高知県総務部税務課

不正軽油とは

軽油取引税の脱税

灯油・A重油等を
不正に混ぜて、
軽油と称して流通



環境汚染の原因に

石油製品販売業、運輸業、建設業等の
公正な市場競争を阻害

不正軽油に関わった場合は罰せられます

8-119

不正軽油 断固拒否!!

不正軽油は 作らない 使わない 売らない 買わない



**不正軽油は
犯罪です。**

不正軽油は悪質な脱税行為です。
公正な市場競争を阻害し、
環境汚染の原因にもなります。



軽油引取税を**脱税**すると

軽油引取税を脱税すると、**10年以下の懲役、1,000万円以下の罰金**が科されます。

なお、**脱税額が1,000万円を超える場合は、脱税額相当の罰金**が科されます。

(地方税法第144条の41)



不正軽油を**製造**すると

知事による製造の承認を受けずに軽油を製造すると、**10年以下の懲役、1,000万円以下の罰金**が科されます。さらに製造した法人には**3億円以下の罰金**が科されます。

(地方税法第144条の33)



不正軽油を製造する者に 原材料等を**提供・運搬**すると

不正軽油の製造に使われることを知って原材料(灯油等)・薬品・資金・土地・建物・車両・機械等を提供・運搬すると、**7年以下の懲役、700万円以下の罰金**が科されます。さらに法人には**2億円以下の罰金**が科されます。(地方税法第144条の33)



不正軽油を **運搬・保管・購入・販売**すると

不正軽油と知って運搬・保管・購入・販売すると、**3年以下の懲役、300万円以下の罰金**が科されます。さらに法人には**1億円以下の罰金**が科されます。

(地方税法第144条の33)



検査を**拒否**すると

帳簿書類等の調査や採油、質問などを正当な理由なく拒否すると、**1年以下の懲役、50万円以下の罰金**が科されます。(地方税法第144条の12)

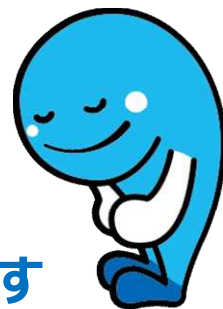


不正軽油の製造に関与した人も
納税義務を負う場合があります。

(地方税法第144条の4)

採油調査について

- ◆ 不正軽油防止のため、年間通じて路上等で採油調査を実施
- ◆ 公共工事現場は、土木事務所と共同で車両・重機等を調査



不正軽油防止・採油調査へのご協力をお願いします

高知県建設工事共通仕様書「特記仕様書」（抜粋）

第10条 不正軽油の使用禁止

- 1 受注者は、工事の施工に当たり、使用する車両及び建設機械等の燃料として、不正軽油を使用してはならない。

注：不正軽油とは、地方税法第144条の32の規定による県知事の承認を受けないで製造又は譲渡された次のものをいう。

- ① 軽油と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和したもの
 - ② 軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和して製造されたもの
 - ③ 自動車の燃料として譲渡・消費される燃料炭化水素（重油、灯油等）
- 2 受注者は、県が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。

情報提供について

おかしいな、と思ったら → お近くの県税事務所・税務課まで ご連絡を

- ◆ 重油や灯油でディーゼル車を走らせているみたい
- ◆ いつもと違う軽油を使ったら、車の調子がおかしい
- ◆ 夜遅く、不審なタンクローリーが出入りしている
- ◆ 空き地や倉庫が塀で囲われており刺激臭がする
- ◆ 軽油と重油（灯油）を混ぜているようだ
- ◆ 重油と灯油を混ぜているようだ
- ◆ 安すぎる軽油を売っている



「盛土規制法について」

1. 盛土規制法制定の背景・必要性

盛土をめぐる現状

○静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生 → 甚大な人的・物的被害（令和3年7月）

○盛土の総点検において、全国で約3.6万箇所を目視等により点検（令和4年3月）

* 高知県内では276箇所の盛土について点検済



制度上の課題

○宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により、開発を規制
→ 各法律の目的の限界等から、**盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在**
（一部の地方公共団体では、条例を制定して対応）

危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度が必要

「宅地造成等規制法」を抜本的に改正し、盛土規制法（宅地造成及び特定盛土等規制法）を制定

2. 盛土規制法の特徴

①スキマのない規制

- 都道府県知事等が、土地の用途にかかわらず、**盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域**を**規制区域として指定**
- 農地・森林の造成や土石の一時的な堆積も含め、規制区域内で行う盛土等を許可の対象とする 等

②盛土等の安全性の確保

- 盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、災害防止のために必要な**許可基準を設定**
- 許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、
[1]施工状況の定期報告 [2]施工中の中間検査 [3]工事完了時の完了検査を実施 等

③責任の所在の明確化

- 盛土等が行われた土地について、**土地所有者等**が安全な状態に維持する責務を有することを明確化
- 災害防止のため必要なときは、土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令できることとする 等

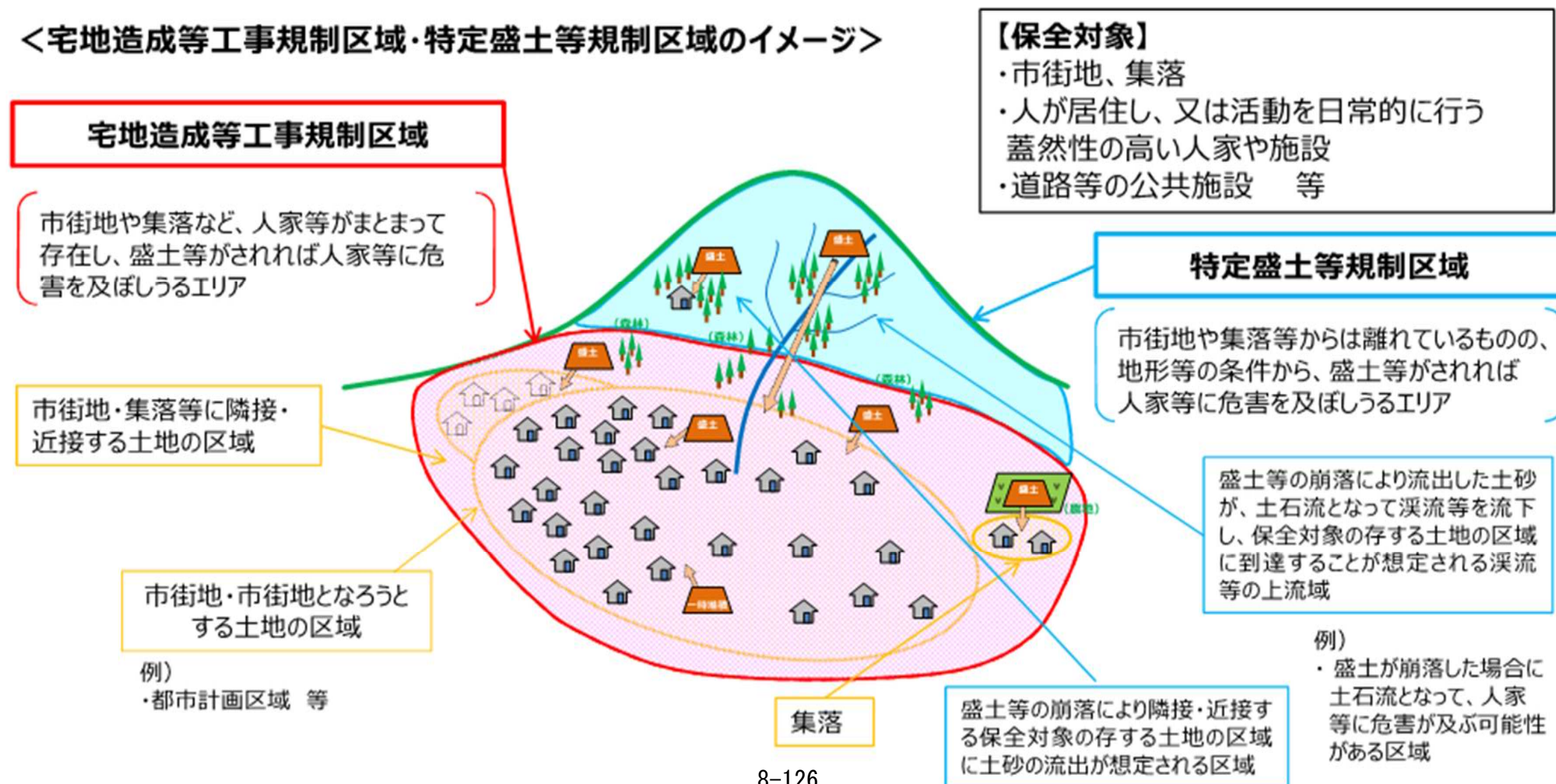
④実効性のある罰則の措置

- 無許可行為や命令違反等に対する罰則**について、条例による罰則の上限より高い水準に強化 等
※ 最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下・法人重科3億円以下

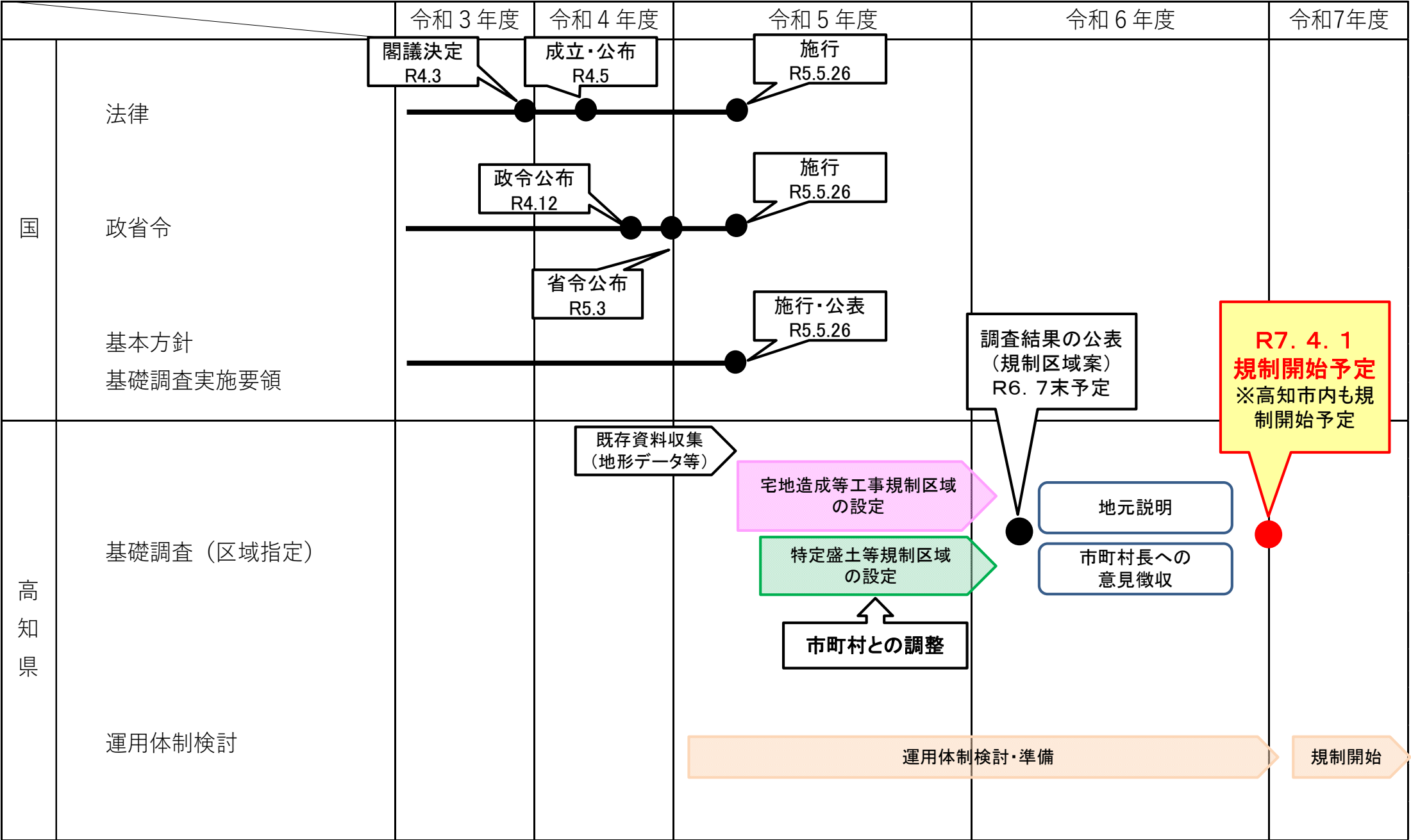
3. 規制区域のイメージ

- 盛土規制法は、盛土等に伴う災害から人命を守るという目的のため、盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼしうるエリアを規制区域として指定することとしている。
- 都道府県等においては、本法の趣旨を踏まえ、盛土等に伴う災害から人命を守るため、リスクのあるエリアは、できる限り広く、規制区域に指定することが重要。

<宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域のイメージ>



4. 高知県における規制開始に向けたスケジュール



5. 規制対象

許可対象となる盛土等の規模

赤文字 宅地造成等工事規制区域

青文字 特定盛土等規制区域

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

*各都道府県等の条例により規制対象規模が異なる場合があります。具体的には各都道府県等にご確認ください。

6. 許可基準・手続、中間・完成検査

許可基準
・手続

中間検査
完了検査

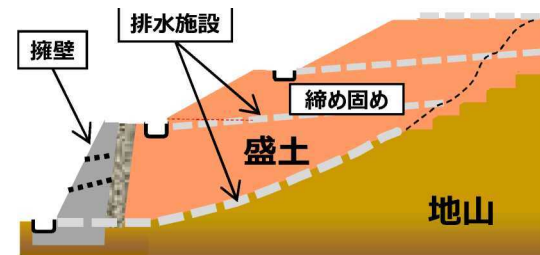
- 盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、**災害防止のために必要な許可基準**を設定
 - ※許可に当たっては、工事主の資力・信用、工事施行者の能力についても審査
 - ※工事主とは、盛土等に関する工事の請負契約の注文者(発注者)、又は請負契約によらないで自らその工事をする者
 - ※資格を有する者の設計によらなければならない
 - (高さが5mを超える擁壁の設置時、切盛行為を行う土地の面積が1500m2を超える土地での排水施設の設置)
- 許可に当たって、土地所有者等の同意及び周辺住民への事前周知(説明会の開催等)を要件化
- 許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、
 - ①**施工状況の定期報告**、②**施工中の中間検査**及び③**工事完了時の完了検査**を実施
 - ※ 地域の実情に応じ、条例で、許可基準の強化のほか、定期報告の頻度や内容、中間検査の対象項目の上乗せができる旨の規定を措置。

■災害防止のための安全基準の設定

<盛土・切土>

(主な安全基準)

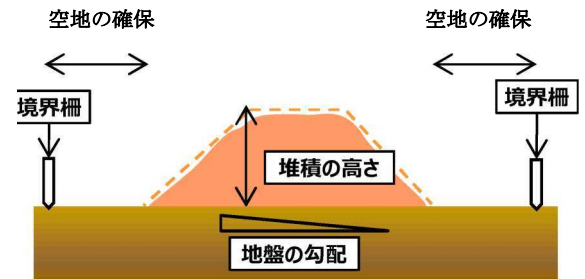
- ✓ 擁壁の設置
- ✓ 排水施設の設置
- ✓ 盛土の締め固め 等



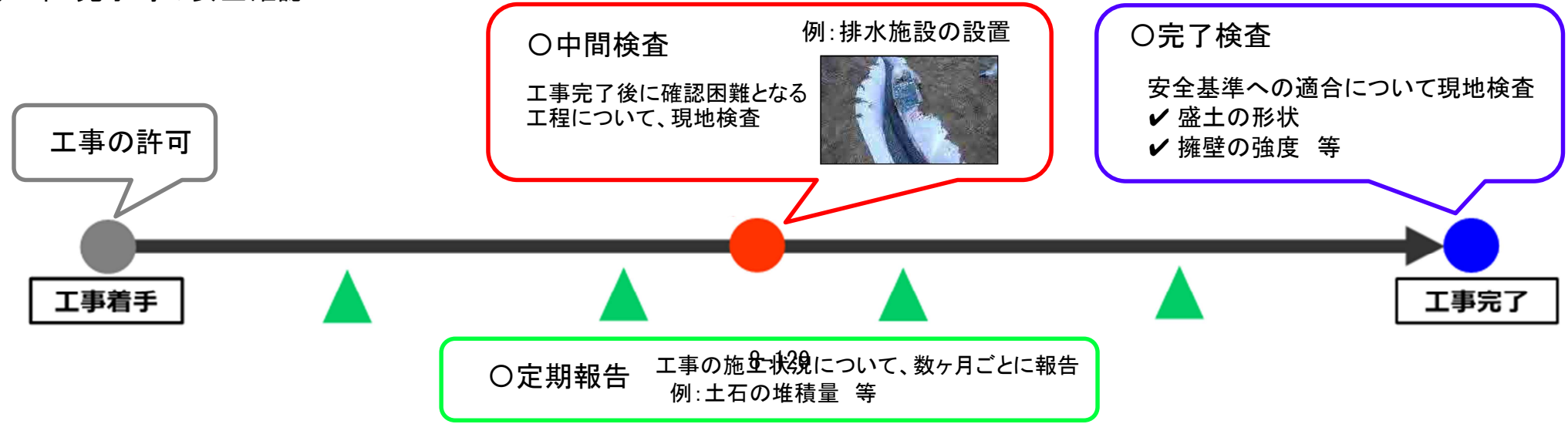
<一時的な堆積>

(主な安全基準)

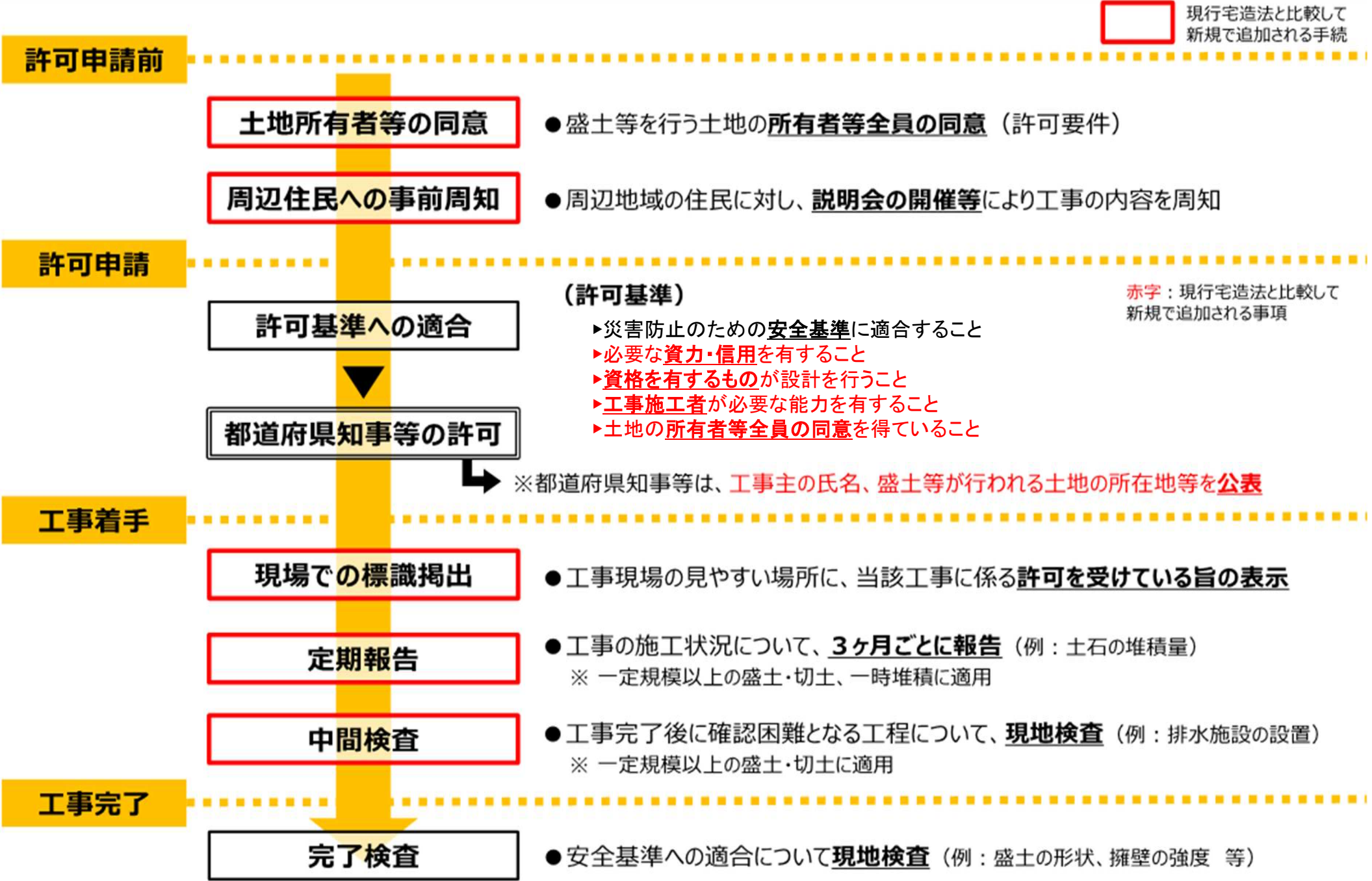
- ✓ 地盤の勾配
- ✓ 堆積の高さ
- ✓ 空地の確保 等



■施工中・完了時の安全確認



7. 許可申請から工事完了までの流れ



※ 都市計画法に基づく開発許可の対象工事の場合、盛土規制法に基づく手続きは、上記の標識掲出、定期報告、中間検査を除いて不要となる

8. 盛土等の届出・許可・検査・報告の対象行為の規模

区域	行為	届出	許可	中間検査	定期報告	完了検査
		数回以上繰り返せば許可対象と同じ規模となるため、許可行為の端緒として把握すべき規模	人命等の保護のために災害の発生を防止する措置を講ずるべき規模	事後的には現場確認が困難な工程で災害防止上重要なもの（排水施設の設置）を含み、かつ滑動崩落等により周囲に甚大な被害のおそれがある大規模なもの	事後的には改善措置が困難となるおそれがあり、かつ滑動崩落等により周囲に甚大な被害のおそれがある大規模なもので、工事等が長期間※ ¹ となるもの	完成形の状態で技術基準への適合を現場確認すべき規模
宅造区域	宅地造成	—	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖（①、②を除く） ④盛土で高さ2m超（①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積500㎡超（①～④を除く）	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖（①、②を除く） ④盛土で高さ5m超（①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積3,000㎡超（①～④を除く）	同左	許可対象すべて
	特定盛土等					
	土石の堆積	—	①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	— （事後的確認が可能なため対象外）	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	許可対象すべて
特盛区域	特定盛土等※3	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖（①、②を除く） ④盛土で高さ2m超（①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積500㎡超（①～④を除く）	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖（①、②を除く） ④盛土で高さ5m超（①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積3,000㎡超（①～④を除く）	許可対象すべて	許可対象すべて	許可対象すべて
	土石の堆積	①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	— （事後的確認が可能なため対象外）	許可対象すべて	許可対象すべて

※ 1 3か月程度を想定。

※ 3 特定盛土等は宅地造成を包含するものであるため、特盛区域においても宅地造成は規制対象となります。

9. 責任の所在の明確化

管理責任

○盛土等が行われた土地について、**土地所有者等**が**常時安全な状態に維持する責務**を有することを明確化

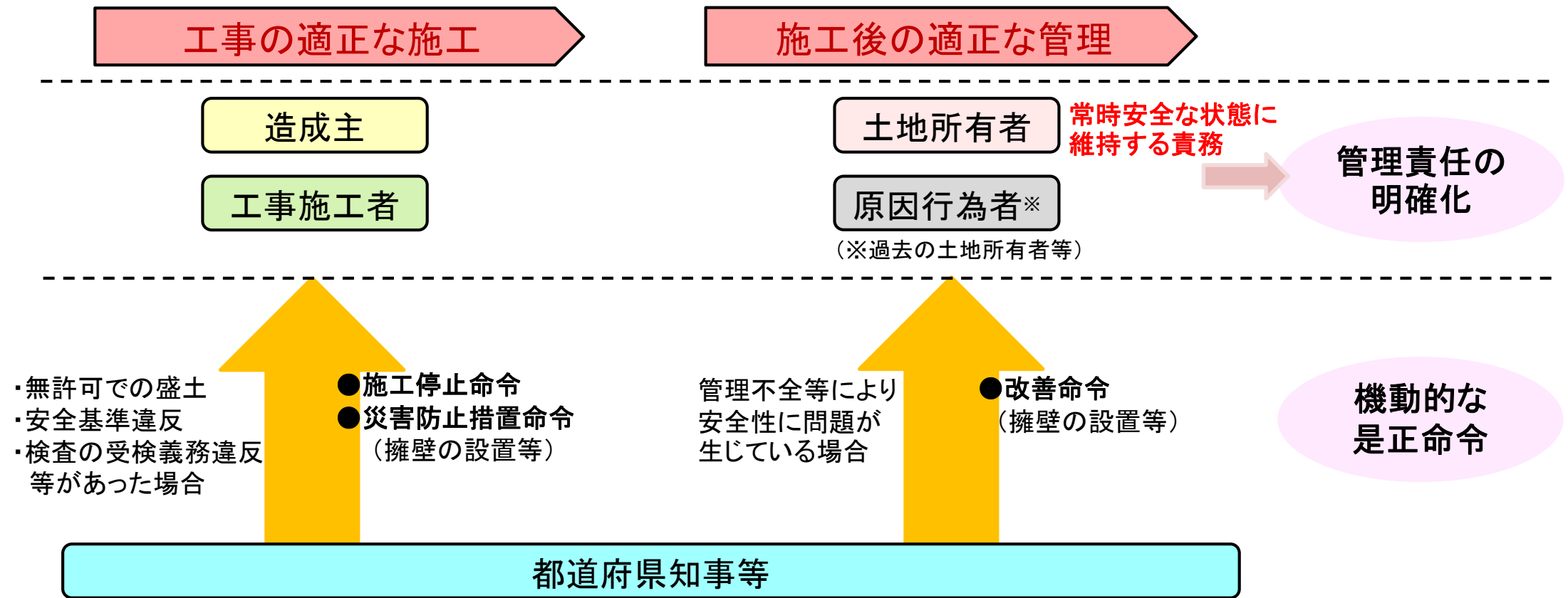
※「土地所有者」とは、土地の所有者、管理者、占有者。土地が譲渡等された場合でも、その時点での土地所有者等に責務が発生

○規制区域内にある盛土等は、**規制区域指定前に造成されたものも対象**

監督処分

○災害防止のため必要なときは、土地所有者等だけでなく、**原因行為者**に対しても、是正措置等を**命令**

※当該盛土等を行った造成主や工事施工者、過去の土地所有者等も、原因行為者として命令の対象になり得る。



※ 命令の相手方を確知できない、命令するいとまがない、命令された者が期限までに対策を実施しない等の場合には、都道府県知事等が代執行。
※ 都道府県知事等による適時適切な命令発出がなされるよう、緊急時には国が都道府県知事等に対して指示を行うことを可能に。

10. 実効性のある罰則

罰 則

- 罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、**条例による罰則の上限より高い水準に強化**
- 無許可、安全基準違反、命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、**最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下**
- 法人に対しても抑止力として十分機能するよう、**法人重科を措置(最大で3億円以下)**

表 5.1 本法における違反行為および罰則規定

違反行為	条項	対象	法定刑		法人重科
			懲役	罰金	罰金
無許可工事	法第 55 条第 1 項第 1 号 〔法第 55 条第 1 項第 2 号〕	許可を受けずに盛土等に関する工事をした者	3 年以下	1000 万円以下	3 億円以下 (法第 60 条第 1 号)
虚偽申請	法第 55 条第 1 項第 3 号	偽りその他不正な手段により許可を受けた者	3 年以下	1000 万円以下	3 億円以下 (法第 60 条第 1 号)
立入検査拒否等	法第 56 条第 4 号	立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者	1 年以下	3 0 0 万円以下	3 0 0 万円以下 (法第 60 条第 3 号)
報告徴取拒否等	法第 58 条第 5 号	報告徴取で報告をせず、又は虚偽の報告をした者	6 月以下	3 0 万円以下	3 0 万円以下 (法第 60 条第 3 号)
命令違反 (監督処分)	法第 55 条第 1 項第 4 号	監督処分(法第 20 条第 2 項から第 4 項(法第 39 条第 2 項から第 4 項))に違反した者	3 年以下	1000 万円以下	3 億円以下 (法第 60 条第 1 号)
命令違反 (改善命令)	法第 56 条第 3 号	改善命令に違反した者、法第 27 条第 1 項の規定による届出に対する勧告に違反した者	1 年以下	3 0 0 万円以下	1 億円以下 (法第 60 条第 2 号)
技術的基準違反	法第 55 条第 2 項及び第 3 項	技術的基準(法第 13 条第 1 項〔法第 31 条第 1 項〕)に違反して工事の設計をした者(設計図書を用いない又は設計図書に従わないで工事を施行した場合は工事施行者) ※上記の違反行為が工事主等(工事主、又はその代理人、使用人その他の従業者)の故意によるときは、その者を含む	3 年以下	1000 万円以下	3 億円以下 (法第 60 条第 1 号)
中間検査・完了検査違反	法第 56 条第 1 号	完了検査(土石の堆積の場合、完了確認)、中間検査を申請せず、又は虚偽の申請をした者	1 年以下	3 0 0 万円以下	3 0 0 万円以下 (法第 60 条第 3 号)
定期報告違反	法第 56 条第 2 号	定期報告をせず、又は虚偽の報告をした者	1 年以下	3 0 0 万円以下	3 0 0 万円以下 (法第 60 条第 3 号)

表 5.1 本法における違反行為および罰則規定

違反行為	条項	対象	法定刑		法人重科
			懲役	罰金	罰金
特定盛土等規制区域における工事の届出違反	(法第 57 条)	工事の届出をしないで工事をし、又は虚偽の届出をした者	1 年以下	1 0 0 万円以下	1 0 0 万円以下 (法第 60 条第 3 号)
基礎調査のための土地の立入り拒否等	法第 58 条第 1 号	基礎調査における土地の立入りを拒み、又は妨げた者	6 月以下	3 0 万円以下	3 0 万円以下 (法第 60 条第 3 号)
区域指定時の工事の届出違反	法第 58 条第 3 号	法第 21 条第 1 項(法第 40 条第 1 項)の規定に違反し、区域指定時に行っている工事について届出しなかった、または虚偽の届出をした者	6 月以下	3 0 万円以下	3 0 万円以下 (法第 60 条第 3 号)
擁壁等に関する工事の届出違反	法第 58 条第 4 号	法第 21 条第 3 項(法第 40 条第 3 項)の規定に違反し、擁壁等に関する工事について届出をしなかった、または虚偽の届出をした者	6 月以下	3 0 万円以下	3 0 万円以下 (法第 60 条第 3 号)
公共施設用地の転用の届出違反	法第 58 条第 3 号	法第 21 条第 4 項(法第 40 条第 4 項)の規定に違反し、公共施設用地の転用について届出をしなかった、または虚偽の届出をした者	6 月以下	3 0 万円以下	3 0 万円以下 (法第 60 条第 3 号)
標識掲示義務違反	法第 59 条	許可を受けている旨の標識を掲示しなかった者		5 0 万円以下	5 0 万円以下 (法第 60 条第 3 号)
軽微な変更の届出違反	法第 61 条	軽微な変更の届出をせず又は虚偽の届出をした者		3 0 万円以下 ^{※1} (過料として)	

※1： 法第 61 条「軽微な変更の届出」に違反した場合は「罰金」ではなく「過料」が科せられる

11. 規制対象外行為及び適用除外対象行為

○盛土規制法では、法第2条第1号に定める公共施設用地において行う盛土等は規制対象外であることが定められている。
○公共施設用地とは、道路(林道を含む)、公園、河川、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設、雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和49年法律第101号)第2条第2項に規定する防衛施設、国又は地方公共団体が管理する学校・運動場・緑地・広場・墓地・廃棄物処理施設・水道・下水道・営農飲雑用水施設・水産飲雑用水施設・農業集落排水施設・漁業集落排水施設・林地荒廃防止施設・急傾斜地崩壊防止施設を指す。

○法第12条第1項〔法第30条第1項〕に規定する許可の「適用除外対象行為」が定められている。

「適用除外対象行為」のうち、他の法令の許可を受けている盛土等に該当する場合は、許可権限を所管する部局へ情報を提供する。

なお、適用除外対象行為については、許可対象から除外される行為となるため、監督処分の対象とはならないが、規制対象には該当するため危険な場合には改善命令の対象になり得る。

○また、適用除外対象行為は政令で定める、「災害の発生のおそれがないと認められるもの」のことをいい、許可届出等が不要となっている。(右表参照)

適用除外対象行為(法第12条第1項)

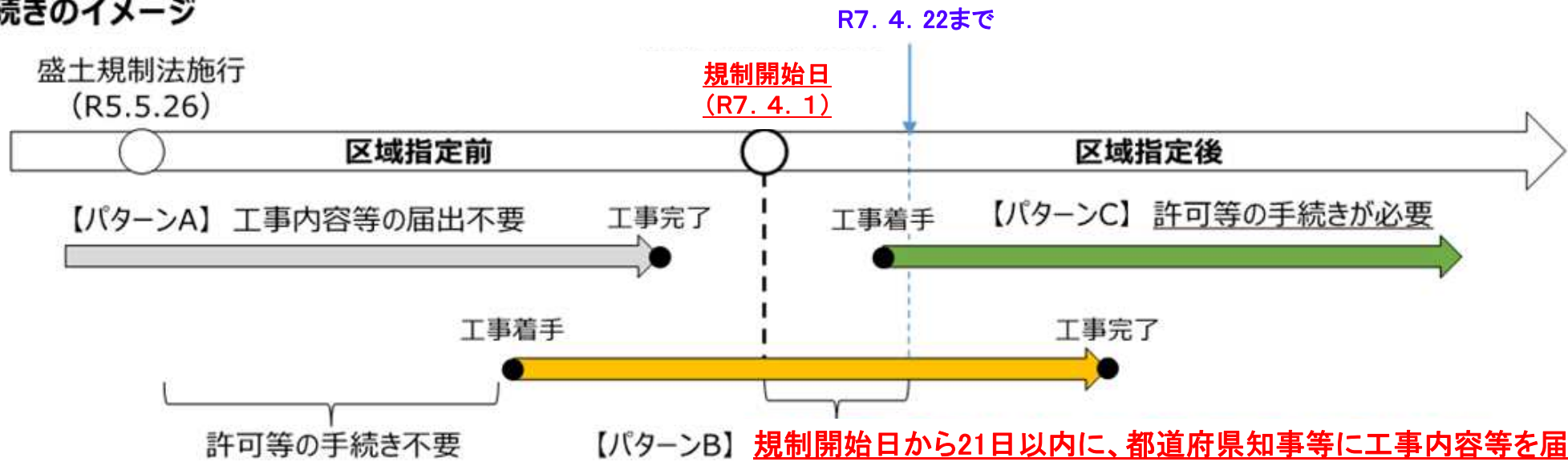
政令	○ 鉱山保安法	鉱物の採取(鉱業上使用する特定施設の設置に係る工事等)
	○ 鉱業法	鉱物の採取(認可を受けた施業案の実施に係る工事等)
	○ 採石法	岩石の採取(認可を受けた採取計画に係る工事等)
	○ 砂利採取法	砂利の採取(認可を受けた採取計画に係る工事等)
省令	○ 土地改良法	土地改良事業(農業用排水施設の新設等)、土地改良事業に準ずる事業
	○ 火薬類取締法	火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等
	○ 家畜伝染病予防法	家畜の死体等の埋却
	○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の処分等
	○ 土壌汚染対策法	汚染土壌の搬出又は処理等
	○ 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法	廃棄物若しくは除去土壌の保管又は処分
	○ 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事	
	○ 国、地方公共団体、次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事	
	・地方住宅供給公社	
	・土地開発公社	
	・日本下水道事業団	
	・独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	
	・独立行政法人水資源機構	
	・独立行政法人都市再生機構	
8-134	○ 次に掲げる土地の形質変更に関する工事	
	・高さが二メートル以下であつて、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が三十センチメートル(都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値)を超えないもの	
	○ 次に掲げる土石の堆積に関する工事	
	・土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの	
8-134	・土石の堆積に関する工事のうち、高さ2m以下であつて、盛土又は切土をする地盤面標高の差が30cm(都道府県等が規則で別に定める場合はその値)を超えない盛土又は切土をするもの	
	・工事の施行に付随して行われる土石の堆積であつて、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に一時的に堆積するもの	

12. 規制対象のイメージフロー(規制開始日前後に自社所有の土取場を整備する場合)

※規制開始日(R7. 4. 1)

- 宅造区域又は特盛区域の指定の際、その区域内において行われる規制対象規模以上の盛土等に関する工事の工事主は、区域指定から21日以内に工事内容等を届出する必要がある。
- 都道府県知事等は、届出を受理したときは、速やかに、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施工されている土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。
- ⇒規制開始日前に工事に着手する場合、法21条及び40条に基づく届出が必要(パターンB)
- ⇒規制開始日以降に工事に着手する場合は、法12条及び30条に基づく許可又は法27条に基づく届出が必要(パターンC)

■手続きのイメージ



■届出すべき内容

- ・届出書 (指定様式)
 - ・図面 (位置図、地形図、土地の平面図)
 - ・盛土・切土・土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにした写真
- 等

■届出が必要となる工事の規模

- 以下のいずれかに該当する場合
- ＜土地の形質の変更 (盛土・切土)＞
- ①盛土で高さ1m超の崖
 - ②切土で高さ2m超の崖
 - ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖 (①、②を除く)
 - ④盛土で高さ2m超 (①、③を除く)
 - ⑤盛土又は切土の面積500㎡超 (①～④を除く)
- ＜土石の堆積＞
- ①最大時の堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超
 - ②最大時の堆積の面積500㎡超

13. 盛土規制法関係資料の掲載場所

高知県土木部都市計画ホームページ「盛土規制法」

ホーム > 組織から探す > 土木部 > 都市計画課 <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/171701/2023032800187.html>

盛土規制法

公開日 2023年05月18日

盛土規制法の施行について

盛土規制法が令和5年5月26日に施行されます。

高知県では、令和5年度から基礎調査を行い、令和6年度末に規制区域の指定（高知市を除く）を行う予定です。

※現在、県内に規制区域（宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域）はありません。

※高知市内の既存の宅地造成工事規制区域等については、高知市都市計画課に問い合わせをお願いします。

1 背景

令和3年7月、静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したことや、危険な盛土等に関する法律による規制が必ずしも十分でないエリアが存在していること等を踏まえ、「宅地造成等規制法」を抜本的に改正して、『宅地造成及び特定盛土等規制法』とし、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を包括的に規制します。

2 盛土規制法の概要について

- (1) スキマのない規制
- 都道府県知事等が、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定
 - 農地・森林の造成や土石の一時的な堆積も含め、規制区域内で行う盛土等を許可の対象とする 等
- (2) 盛土等の安全性の確保
- 盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、災害防止のために必要な許可基準を設定
 - 許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、
[1]施工状況の定期報告、[2]施工中の中間検査及び[3]工事完了時の完了検査を実施 等
- (3) 責任の所在の明確化
- 盛土等が行われた土地について、土地所有者等が安全な状態に維持する責務を有することを明確化
 - 災害防止のため必要なときは、土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令できることとする 等
- (4) 実効性のある罰則の措置
- 罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する罰則について、条例による罰則の上限より高い水準に強化 等
 - ※ 最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下・法人重科3億円以下

3 高知県の取組予定

高知県では、規制区域の指定（高知市を除く）をするために基礎調査を実施していきます。

令和5年度から基礎調査を開始し、令和6年度末に区域の指定を予定、令和7年度からの規制の開始を予定しています。

4 盛土規制法関係リンク

- 国土交通省ホームページ（外部リンク）
- ・「宅地造成等規制法の一部を改正する法律」（盛土規制法）が令和5年5月26日から施行されます。～危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制～

5 お問い合わせ先

詳しくは盛土対策室（088-823-9776）までご連絡してください。

目的から探す

- 申請・届出・補助金等
- 資格・試験
- イベント情報
- 募集情報

組織から探す

- 総務部
- 危機管理部
- 健康政策部
- 子ども・福祉政策部
- 文化・生活スポーツ部
- 産業振興推進部
- 中山間振興・交通部
- 商工労働部
- 観光振興部
- 農業振興部
- 林業振興・環境部
- 水産振興部
- 土木部
- 会計管理局
- 各種委員会等
- 議会
- 教育委員会
- 警察本部
- 公安委員会
- 公営企業局

14. 盛土規制法関係資料の掲載場所

国土交通省ホームページ「宅地造成及び特定盛土等規制法」(通称「盛土規制法」)について

<https://www.mlit.go.jp/toshi/web/morido.html>

盛土規制法パンフレット

- 一般用
 - ・ [折り込み版\(A3\)](#) ・ [ページ順版\(A4\)](#)
- 事業者用
 - ・ [折り込み版\(A3\)](#) ・ [ページ順版\(A4\)](#)

告示・技術的助言等

施行通知（技術的助言）

○ [宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について（技術的助言）（令和5年5月26日）](#)

【添付資料】

- （別添1） [基礎調査実施要領（規制区域指定編）](#)
- （別添2） [基礎調査実施要領（既存盛土等調査編）](#)
- （別添3） [盛土等の安全対策推進ガイドライン](#)
- （別添4） [不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン](#)
- （別添5） [盛土等防災マニュアル](#)
- （別添6） [宅地擁壁の復旧技術マニュアル](#)
- （別添7） [宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく造成宅地防災区域指定要領](#)
- （別添8） [宅地開発に伴い設置される浸透施設等設置技術指針](#)

【参考】

○ [旧宅地造成等規制法における告示・技術的助言等](#)

告示

- [宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な方針（令和5年5月29日 農林水産省、国土交通省告示第5号）](#)
- [宅地造成等規制法施行令の規定に基づき認め込みにコンクリートを用いて充填\(てん\)するコンクリートブロック練積み道の擁壁の効力を認定する件（昭和40年6月14日 建設省告示第1485号）](#)
- [宅地造成等規制法施行令第十八条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（昭和37年3月29日 建設省告示第1005号）](#)

その他参考資料

- [基礎調査実施要領（規制区域指定編）の解説](#)
- [盛土等防災マニュアルの改正概要と考え方](#)
- [盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説](#)
- [不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン](#)
 - ・ [概要版](#) ・ [要約版](#)
 - ・ [添付資料1、4～9（ワードファイル）](#) ・ [添付資料2、3（エクセルファイル）](#)

15. 盛土規制法関係資料の掲載場所

高知市ホームページ「盛土規制法に基づく規制区域の候補区域について【お知らせ】」

<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/52/kiseikuikian.html>


高知市
 Kochi City Website

[本文へ](#) |
 [Foreign Language ▾](#) |
 [文字サイズ・色合い変更 ▾](#)

▶ 防災・災害情報
▶ 緊急医療案内


くらしの情報


観光情報


事業者向け情報


市政情報

🔍

🌐 すべて
📄 ページ
📄 PDF

 よくある質問と回答

現在地 [トップページ](#) > [組織一覧](#) > [都市計画課](#) > 盛土規制法に基づく規制区域の候補区域について【お知らせ】

経路 [盛土規制法について](#) > [宅地造成工事規制区域について](#) > [盛土規制法について](#) > [宅地造成工事規制区域について](#) > [盛土規制法について](#) > [盛土規制法に基づく規制区域の候補区域について【お知らせ】](#)

盛土規制法に基づく規制区域の候補区域について【お知らせ】

 [印刷ページ表示](#)

基礎調査の結果（規制区域の候補区域）

令和5年5月26日、盛土等による災害から国民の生命・身体を守る観点から、盛土等を行う土地の用途（宅地、森林、農地等）やその目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、「**盛土規制法**」という。）」が施行されました。

高知市では、令和7（2025）年4月1日に盛土規制法に基づく規制を開始する予定ですが、このたび、新たな規制区域の指定を行うための基礎調査を実施し、その候補区域を設定しましたのでお知らせします。

盛土規制法では、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を以下の2つの規制区域として指定することとされています。

- 1.宅地造成等工事規制区域**
市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア
- 2.特定盛土等規制区域**
市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等

なお、高知市においては市域全域を、「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」のいずれかの区域に指定します。

8-138

高知市における宅造等工事規制区域・特定盛土等規制区域の候補区域

⚠️ 重要なお知らせ

【注意喚起】被災地支援に関する不審電話にご注意ください

県庁前通り地下駐車場利用再開のお知らせ

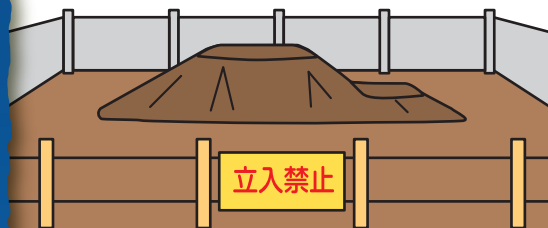
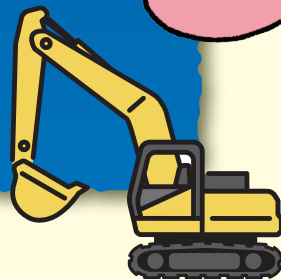
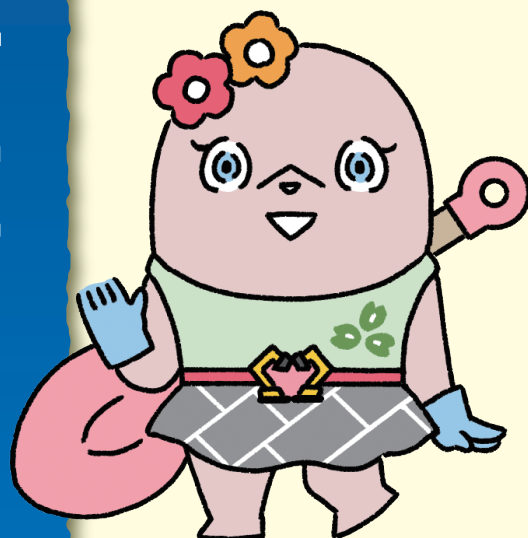
このページを見ている人はこんなページも見ています

- [会計年度任用職員の求人情報について](#)
- [令和6年度 高知市母子・父子自立支援員（高知市会計年度任用職員）募集について](#)
- [令和6年度機構改革（組織変更）のお知らせ](#)
- [【※R6.4.17 提出書類を追加しました】令和6年度高知市住宅用蓄電池設備等導入促進事業費補助金について](#)
- [オープンカウンター調達案件について（月曜日掲載案件）](#)

土地造成を担う事業者の方への大切なお知らせ

ご存じですか？

危険な盛土等を
規制する取り組みが
始まります



盛土規制法が
(宅地造成及び特定盛土等規制法)

令和5年

5月26日に施行され、

今後、地方公共団体で規制区域の指定が進められます。

危険な盛土等※による被害が各地で発生しています!

※「盛土等」とは、一定規模以上の盛土や切土、一時的な土石の堆積をいいます。(詳しくは3ページをご確認ください。)

令和3年7月、静岡県熱海市で大雨に伴い盛土が崩落し、大規模な土石流が発生したことにより、甚大な人的・物的被害が生じました。



R3.7 静岡県熱海市 死者28名、住宅被害98棟



▶この他にも、盛土等の崩落による被害が各地で発生しています!



廃棄された土石の崩落により
死者1名、重傷者1名
住宅被害1棟



廃棄された土石の崩落により
軽傷者1名、県道通行止め



危険な盛土等を規制する新たな法律が定められ、令和5年5月から盛土等に伴う災害から人命を守るための取り組みが始まります。

新たな法律の概要

規制区域の指定

盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼしうるエリアは、規制区域として指定されます。

- 宅地造成を規制する「宅地造成等規制法」を改正し、土地の用途(宅地、農地、森林)にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制します。
- 規制区域内では、宅地造成等の際に行われる盛土・切土だけでなく、単なる土捨て行為や土石の一時的な堆積についても規制の対象となります。

安全な盛土等の造成

規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ都道府県知事等※の許可が必要になります。

- 安全対策に関する技術的基準に適合する必要があります。
- 工事主の資力・信用、工事施行者の能力についても問われます。
- 許可にあたり、土地の所有者等全員の同意や周辺住民への事前周知(説明会の開催等)が必要です。

※「都道府県知事等」とは、都道府県知事、指定都市、中核市の長

盛土等を安全に保つ責務

規制区域内の盛土等が行われた土地では、過去の盛土等を含めて、土地所有者等※が常に安全な状態に維持する必要があります。原因行為者に対しては正措置等の命令が発せられる場合があります。
※「土地所有者等」とは、土地の所有者、管理者、占有者を指します。
土地が譲渡された場合でも、その時点の土地所有者等に責務が発生します。

実効性のある罰則

罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反時に対する懲役刑や罰金刑の水準を強化しています。

規制区域について

規制区域のイメージ

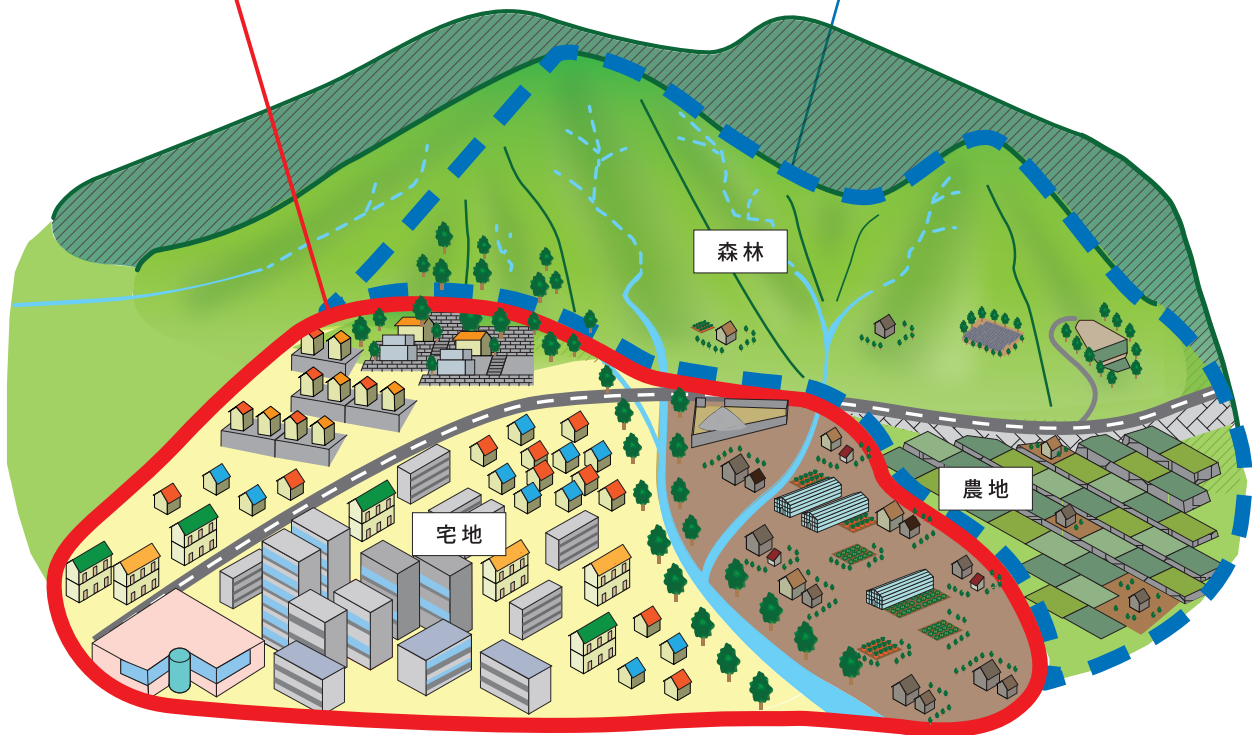
盛土等に伴う災害から人命を守るため、都道府県知事等は、危険な盛土等を規制する区域を指定できるようになりました。

宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定

特定盛土等規制区域

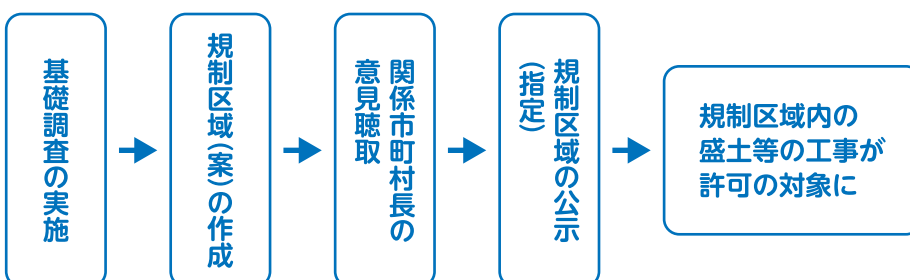
市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等を指定



規制区域の指定について

規制区域は、都道府県知事等が、地域の地形・地質等に関する基礎調査の結果を踏まえ、関係市町村の意見を聴いた上で決定されます。

<規制区域の指定の流れ>



規制区域が指定されると、その情報は、都道府県や市のウェブサイト等で確認することができます。



規制区域内での主な規制事項

許可申請の義務化

規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ都道府県知事等の許可が必要です。

- 技術的基準への適合や工事主の資力・信用、工事施行者の能力について審査を実施
- 許可にあたり、土地の所有者等全員の同意および周辺住民への事前周知(説明会の開催等)を要件化
 - ※宅地だけでなく、農地・森林等における盛土・切土や単なる土捨て行為・一時的な堆積についても規制されます。
 - ※特定盛土等規制区域においては、許可の代わりに届出が必要となる場合があります。
 - ※都市計画法に基づく開発許可を受けた場合は、盛土規制法に基づく許可を受けたものとみなされます。
ただし、その場合でも、現場での標識掲出、定期報告、中間検査の手続きは必要です。

〈適用除外〉

- ※道路、公園、河川等の公共施設用地内で行われる盛土等については、盛土規制法は適用されません。
- また、例えば、以下のような場合は、盛土規制法に基づく許可手続きが不要となります。
 - ▶国、地方公共団体等が非常災害のために必要な応急措置として行う工事
 - ▶工事の施行に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に一時的に堆積するもの など

許可対象となる盛土等の規模

赤文字 宅地造成等工事規制区域 青文字 特定盛土等規制区域

＜土地の形質の変更(盛土・切土)＞

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

＜一時的な土石の堆積＞

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ		

※各都道府県等の条例により規制対象規模が異なる場合があります。具体的には各都道府県等にご確認ください。

規制対象への施策

無許可の盛土等の早期摘発を目指し、規制対象の盛土等には一定の措置が求められます。

都道府県や市が
許可地の一覧を公表

工事主が工事現場に
標識を掲示

工事主が周辺住民に
事前周知

注意

- 無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について【最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下】
- 法人に対しても、法人重科を措置【最大3億円以下】

規制条件の
確認を!



規制対象行為と必要な手続き

区域	行為	届 出	許 可	中間検査	定期報告	完了検査
宅 地 造 成 等 工 事 規 制 区 域	土地の区画形質の変更（盛土・切土）	—	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に 行って、高さ2m超の崖 （①、②を除く） ④盛土で高さ2m超 （①、③を除く） ⑤盛土または切土の 面積500㎡超 （①～④を除く）	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に 行って、高さ5m超の崖 （①、②を除く） ④盛土で高さ5m超 （①、③を除く） ⑤盛土または切土の 面積3,000㎡超 （①～④を除く）	同 左	許可対象 すべて
	一時的な 土石の堆積	—	①堆積の高さ2m超 かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	—	①堆積の高さ5m超かつ 面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	許可対象 すべて
特 定 盛 土 等 規 制 区 域	土地の区画形質の変更（盛土・切土）	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に 行って、高さ2m超の崖 （①、②を除く） ④盛土で高さ2m超 （①、③を除く） ⑤盛土または切土の 面積500㎡超 （①～④を除く）	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に 行って、高さ5m超の崖 （①、②を除く） ④盛土で高さ5m超 （①、③を除く） ⑤盛土または切土の 面積3,000㎡超 （①～④を除く）	許可対象すべて	許可対象すべて	許可対象 すべて
	一時的な 土石の堆積	①堆積の高さ2m超かつ 面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	①堆積の高さ5m超かつ 面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	—	許可対象すべて	許可対象 すべて

＊各都道府県等の条例により規制対象規模が異なる場合があります。具体的には各都道府県等にご確認ください。

盛土等を安全に保つ責務

管 理 責 任	盛土等が行われた土地について、土地所有者等は常時安全な状態に維持する責務を有します。
監 督 処 分	災害防止のため必要なときは、土地所有者等だけでなく、無許可の盛土等を行った原因行為者に対しても是正措置等の命令が発せられます。規制区域内では、無許可で盛土等を行った場合はもちろん、所有地内の盛土等により災害のおそれがある場合にも、是正措置等の命令の対象となりますので、留意してください。

不審な盛土等を発見したら、地方公共団体までお知らせください！

今後、都道府県や市において、航空写真等を活用して不法な盛土等が行われていないか調査が行われるなど、不法な盛土等を早期に発見する取り組みが進められます。
事業者の皆様におかれましても、不審な盛土等が行われている場所を発見したら、地方公共団体の盛土規制担当部局までお知らせください。危険な盛土等を早期に発見し、被害を未然に防止するため、ご協力をお願いします。





盛土等について Q&A

Q1 新たな法律はいつから施行されるのですか？

盛土規制法の施行日は、令和5年5月26日です。
ただし、危険な盛土等に対する規制は、都道府県知事等が規制区域を指定した後に適用されます。

Q2 規制区域の範囲は、どうすれば分かりますか？

各都道府県知事等のウェブサイトを確認することができます。



Q3 許可基準は、都道府県知事等によって異なるのでしょうか？

盛土規制法では、各都道府県知事等が許可基準の強化を行うことができます。
許可申請にあたっては、各都道府県知事等の許可基準をご確認ください。

Q4 誰が許可申請を行う必要がありますか？

工事主(盛土等に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者)が都道府県知事等に許可申請を行う必要があります。



Q5 土石を事業者が運営するストックヤードに持ち込む場合、どのような点に注意すべきですか？

搬出先のストックヤードが盛土規制法に基づく許可を受けている又は届出を行っていることを確認してください。各都道府県知事等は、許可・届出に係るストックヤード等の所在地をインターネットで公表していますので、参考としてください。

Q6 工事現場で発生した土石をその工事現場内に一時的に置く場合や、工事現場で使用する土石をその工事現場内に一時的に置く場合も許可が必要ですか？

工事の施行に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に一時的に堆積する場合は、許可不要となります。

盛土規制法に基づく手続きが必要な工事かをご確認ください！

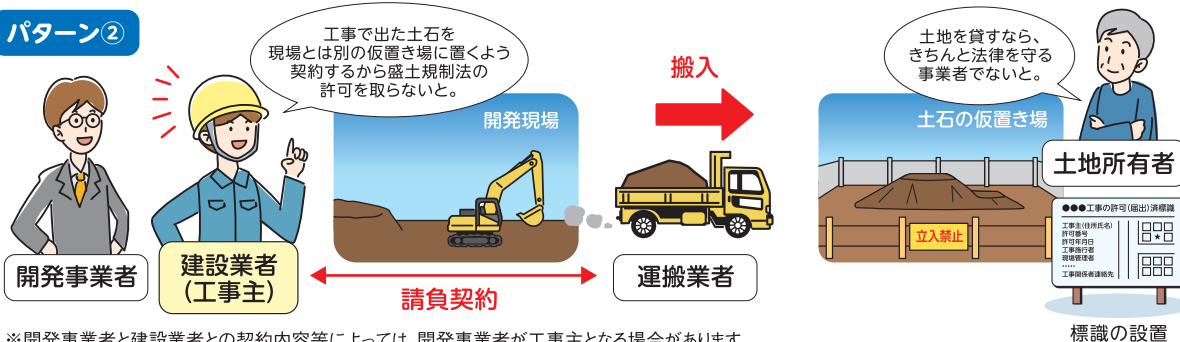
盛土規制法に基づく規制区域が指定されたエリアでは、盛土等を行う工事主※が同法に基づく許可申請を行う必要があります。土砂等を扱う事業者間で必要な手続きを確認しましょう。

※宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいいます。

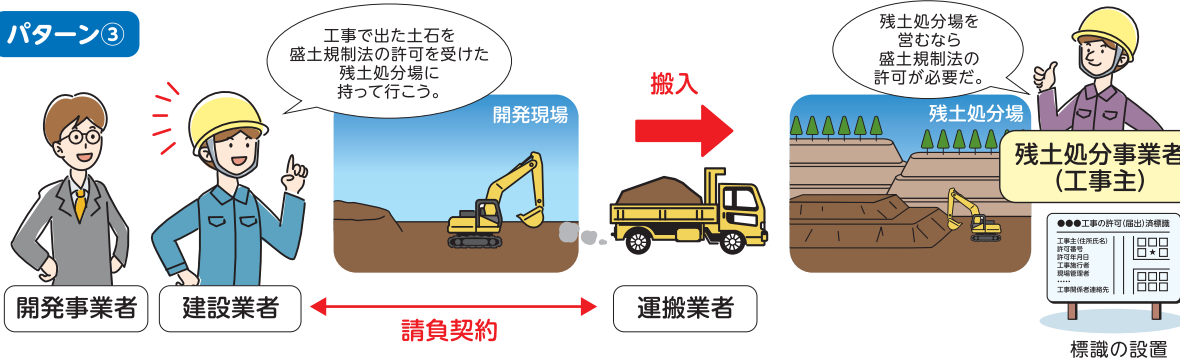
パターン①



パターン②



パターン③



注:上記のパターンは一部の例であり、他にも様々なパターンが考えられます。

盛土規制法に関する情報は、以下のウェブサイトをご覧ください

国土交通省
農林水産省
林 野 庁

<https://www.mlit.go.jp/toshi/web/morido.html>
<https://www.maff.go.jp/j/nousin/morido/morido.html>
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/tisan/tisan/morido.html>

国土交通省



農林水産省



林野庁

